

13-H006

世界の情報通信の現状

平成 14 年 3 月



財団法人 日本情報処理開発協会

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

はじめに

今日のインターネットの隆盛を前に、これまでの通信の歴史を遡ってみれば、情報通信ネットワークの高度化が希求され始めたのは1980年代に入ってからである。それまで、通信といえば電信と電話のことであったが、コンピュータを始めとする情報機器の発展により情報のデジタル化が進み、ネットワークによるデータ伝送が可能になり、ネットワークの高度化への要求が飛躍的に高まった。そこで、従来の独占事業体主導では情報機器の発展にネットワークが追いつかず、結果として産業界全体に悪影響を与えるとの懸念が生じた。1985年前後から各国は、国営の電話会社を民営化し、競争を導入することによりネットワークサービスの高度化を図るという政策に転換した。これをネットワーク革新の第一期と呼ぶことが出来る。

その期に新しく登場した公衆データ伝送サービスは「VAN (Value Added Network)」と呼ばれ、革新的サービスと思われた。しかし、現在から振り返れば、それはネットワークの進化における一過程に過ぎなかった。研究機関の間でのみ利用されていたインターネットは、商用利用が本格化した1993年以降爆発的に普及し、ネットワークはパケット通信網をベースにデータと音声を統合する方向に大きく変わった。これをネットワーク革新の第二期と呼ぶことが出来る。

これまでの電気通信に関する規制は、回線交換による電話サービスの提供を念頭に置いて独占的事業者を規制する枠組みとなっている。しかし今後、電話サービスの市場は縮小する方向に進んでおり、そこに詳細な規制を導入しても、もはやあまり意味はない。ネットワーク革新第二期の真只中にある現在は、旧来の規制の綻びが明らかになって新しい規制のあり方が世界的に模索されている状態と言える。大きな流れとしては、一つは競争導入を目指したこれまでの規制から、競争状況を前提とした競争法への転換であり、もう一つは、技術的には融合してしまっている通信と放送を、コンテンツ提供等の文化的観点からどのように法的に再構成するかであろう。

本資料は、これからの情報通信規制の在り方の検討に資するため、各国の情報通信政策につき、過去から現在までの流れを、各種定期刊行物、専門文献、参考資料、関連ウェブサイトなどをもとにとりまとめたものである。

広く各界関係者のご参考になれば幸いである。

平成14年3月

財団法人 日本情報処理開発協会

目 次

I. アメリカの情報通信	1
1. 規制機関及び管轄	1
1.1 連邦通信委員会 (Federal Communications Commission)	1
2. 1996年電気通信法制定まで	2
2.1 公衆電気通信事業の規制緩和	2
2.2 反トラスト法に基づくAT&Tの規制とFCCのコンピュータ裁定	4
2.3 1996年の通信法大改正	8
3. 1996年電気通信法成立以後	13
3.1 固定系ネットワーク	13
3.2 周波数管理	21
4. メディア・放送	25
4.1 インターネットコンテンツの規制	25
4.2 V-chip規則	25
4.3 地上デジタル放送	26
5. CATVに関する規制・政策	28
5.1 CATVの位置付け	28
5.2 CATVに関する規制の変遷	28
5.3 1996年電気通信法におけるCATV規制	31
5.4 ケーブルモデムによるインターネット接続	33
5.5 地上デジタル放送波の再送信	34
II. ヨーロッパの情報通信	35
1. 欧州連合の情報通信施策	35
1.1 第一次通信改革 —1987年電気通信自由化グリーンペーパー—	35
1.2 グリーンペーパー以後の自由化の推進	36
1.3 第二次通信改革 —1998年からの完全自由化を決定—	37
1.4 第三次通信改革 —電気通信規制の抜本的見直し—	40
1.5 第3世代移動通信システム	42
1.6 情報社会の構築	43
2. イギリスの情報通信	47
2.1 政策立案・規制の枠組み	47
2.2 これまでの規制緩和	48
2.3 産業振興施策及び競争施策	50
2.4 周波数管理施策	53

3. ドイツの情報通信	55
3. 1 Witte報告	55
3. 2 第一次電気通信改革	55
3. 3 第二次電気通信改革	57
3. 4 1996年電気通信法による新体制	58
3. 5 マルチメディア法	59
3. 6 第3世代移動通信システム	59
4. フランスの情報通信	61
4. 1 ノラ・マンクレポート	61
4. 2 規制と経営の分離	62
4. 3 1996年電気通信法の成立	63
4. 4 1996年電気通信法による新体制	64
4. 5 第3世代移動通信システム	66
III. 世界の情報通信事象(年表)	69
IV. 資料 主な情報通信関係統計	85
1. アメリカ	85
1. 1 電気通信市場規模	85
1. 2 事業者別通信サービス売上高	85
1. 3 移動電話サービス加入数の推移	86
1. 4 ケーブルテレビ加入率の推移	86
2. EU	87
2. 1 電気通信市場規模	87
2. 2 国別市場シェア	87
3. 日米欧比較	88
3. 1 電気通信市場規模	88
3. 2 移動通信市場規模	88

I. アメリカの情報通信

I. アメリカの情報通信

1. 規制機関及び管轄

アメリカでは民間の電気通信全般・及び放送に関する規制機関として、連邦政府の独立行政機関である連邦通信委員会(FCC:Federal Communications Commission)が1934年通信法に基づいて設置され、今日に至っている。同委員会は広範な権限を持ち、州際及び連邦レベルでの規制を行う。各州の規制は各州の公益事業委員会(州によって名称は異なるが、一般にPUC[Public Utilities Commission]と呼ぶ)が規制する。商務省電気通信情報庁(NTIA:National Telecommunications and Information Administration)は連邦政府が使用する電波に関する管理権限を有している。

表 I. 1-1 各規制機関の管轄

	国 際 ・ 州 際		州 内
電気通信	FCC		各州PUC
放送	FCC		
周波数管理	民間	FCC	
	政府	NTIA	

1. 1 連邦通信委員会(Federal Communications Commission)

アメリカにおける電気通信の規制は1866年の Post Road Act に始まる。同法では電信線の通行権を定めていたが、電信は事業の手段であり事業の中に含まれるという判例が出され、州境を超える事業は連邦政府の管轄であるという判例(1887年に Interstate Commerce Act として成分法化)を基に、州際の電信業務を連邦政府の管轄とする道が開かれた。1887年 Interstate Commerce Act においては、州際の電信事業及び電話事業に関する規制権限がICC (Interstate Commerce Commission)に付与され、また無線電信事業者もその管轄に含まれることになった。

1912年無線法においては、連邦政府使用のための周波数の留保、海難緊急信号の伝送ルール、無線局の免許などが定められた。その後無線通信及び放送の発展に対応するため、新たな規制機関として連邦無線委員会(Federal Radio Commission)が

設立された。しかしこの間第1次世界大戦を通じて郵政省、国務省も国家安全保障の下で電気通信に関し管轄を有するようになっていたため、規制機関が4者重複する事態となり、単一の規制機関を望む声が高まってきた。この結果、1934年通信法によって設立された機関が連邦通信委員会(FCC)である。

1. 1. 1 FCCの組織

FCCは州際および国際電気通信の政策・規制を管轄する(通信法第151、152条)。議会に対して直接責任を負う独立行政機関として1934年通信法により設置され、同年7月11日に発足した。FCCは大統領が指名し上院の承認を受けた5名の委員によって運営される。同一政党から3名まで任命でき、大統領は委員の中から委員長を任命する。委員の任期は5年で再任が可能である。

2. 1996年電気通信法制定まで

1996年電気通信法の以前と以後では、規制の性格が変わった。同法以前は、新規参入を促進し競争環境を現出させることを目的としたが、同法以後は、競争が進展したことを前提に更なる規制緩和が行われ、いずれは規制が不要になるとの認識から、2年毎に規制の必要性を見直すようFCCに義務付けている。

ここでは、まず、1996年電気通信法制定に至るまでの政策・制度を概観する。

2. 1 公衆電気通信事業の規制緩和

FCCの規制の歴史は、ほぼ電気通信事業に関する規制緩和の歴史である。もともと、FCCは当初から規制緩和を望んで押し進めてきたわけではなく、公衆電気通信網を保護しようという立場から、従来はむしろ規制緩和には消極的であった。しかし技術が発展するに従い、独占企業体によるサービス提供の非効率性が明らかになり、ネットワークを利用した新しいアプリケーションの自由な展開を進めるべきだという時代の趨勢もあって、徐々に規制緩和の方向に向かうことになった。

2. 1. 1 私設マイクロ波通信システム設置の自由化

主なものを挙げると、まず1959年に私設マイクロ波通信システムの設置が自由化された(超890裁定)。これは890MHz以上の周波数を利用する私設マイクロ波通信システムの設置を認めるもので、この決定が専用線サービスの自由化を招来し、ひいては電話サービスの自由化をもたらす遠因になった。AT&Tは「TELPAC」という専用線の大口割引制度を導入してこの決定に対抗したが、TELPACは、大口ユーザーにおよそ75%~88%にも及ぶ割引を提供したため、独占事業者の通信料金の在り方

に根本的な疑問を呼び起こすことにもなり、その意味でも歴史的に重要な決定であった。

2. 1. 2 電話機の自由化

1968年の Caterfone 裁定により、公衆網に接続できる電話機は電話会社が提供するもの以外でも良いことになり、電話機製造産業、相互接続機器産業が発展することになった。

2. 1. 3 専用サービスの自由化

1969年、FCCは、Microwave Communications, Inc. (以後MCIと記す)に対し、マイクロ波通信システムの建設を認めた。それまで、マイクロ波でCATVに番組を伝送することを主業務とする事業者(Miscellaneous Common Carrier)はいたが、電話会社や電信会社と競合するサービスを提供する者は無かった。MCIはマイクロ波によるビジネス向け専用サービスの提供を目的に、FCCに設備建設の許可を求めているもので、事実上、専用サービスを自由化する決定となった。この後同様の許可を認める動きが相次いだため、1971年、データ伝送その他特殊通信サービスに対する公衆ニーズが存在し、競争によるサービス提供が可能であり、それは公衆を益することにもなるとの認識を示し、特殊公衆電気通信事業者という分類を認める決定を下した。これは技術的条件さえ満たせばマイクロ波を使って専用サービスを提供できるとするもので、MCIが最初にシカゴ―セントルイス間で1972年にサービスを開始した。

2. 1. 4 長距離電話サービスの自由化

1975年、MCIは一般長距離電話サービス(サービス名称 Execunet)のタリフの承認をFCCに求めたが、FCCは拒否した。しかし1978年、連邦控訴裁判所が、FCCは従来「特殊公衆通信事業者」の事業を専用サービスのみに限定していないとして、このFCCの決定を覆したため(Execunets判決)、一般長距離電話サービスの自由化が実現することになった。1980年には市外通話、広域電話サービス(WATS)の再販売・共同使用の制限撤廃など、数々の規制緩和が実施された。

2. 1. 5 長距離事業における非対称規制の撤廃

長距離電気通信事業に関しては、FCCはAT&Tを「支配的事業者(dominant carrier)」と位置づけ、AT&T以外の事業者に対しては規制を簡素化して適用するかまたは非規制とし、AT&Tのみ法律どおりの規制を適用する「非対称規制」が実施されてきた。1991年8月1日、FCCはAT&Tのビジネス用サービス(プロアメリカ、WATS、メガコム、SDN、デジタル専用線)について大幅に緩和する裁定を下した。これは、サービス分野ごとに競争の状況に応じて規制を解除していこうという考え方に基づくもので、この分野でAT&Tのシェアが低下してきたことを反映している。この裁定により、

AT&Tは上記サービスについて価格上限規制を受けないことになり、また、タリフによらず顧客との契約に基づいて料金を設定できることになった。

1995年10月、FCCは、国内長距離事業における競争が十分に進行していると認め、AT&Tの国内電気通信市場での地位を「支配的事業者(dominant carrier)」から「非支配的事業者(non-dominant carrier)」とし、他の長距離事業者と同等の扱いとする決定を下した。ただし、低所得ユーザ向けの過渡的措置を義務づけた。さらに1996年5月には、国際サービス市場でもAT&Tを「非支配的事業者」とする決定を下し、この結果、アメリカの長距離事業者には「支配的事業者」は存在しないことになった。

2.2 反トラスト法に基づくAT&Tの規制とFCCのコンピュータ裁定

一方、FCCによる規制とは別に、司法省と旧AT&T(1984年分割前のAT&T)との独禁法訴訟の和解として成立した修正同意審決(MFJ)に基づく規制が、長く電気通信業界に影響を与えてきた。これは1996年電気通信法により撤廃されたが、分割によって誕生した地域電話会社の営業区域内長距離サービス参入に対して他より厳しい規制が課せられるなど、その枠組みは残っている。

修正同意審決は独占禁止の観点からAT&Tの市場支配力を削ぐことを目的としている。一方、FCCの政策は、できるだけAT&Tに対する規制を緩和し、情報サービスに参入させることによって、情報産業及び産業全体の振興を図ることを目的としているという違いがある。そのため両者はしばしば相対立する規制を発することになり、電話会社を戸惑わせることになった。

2.2.1 第一次反トラスト訴訟

独禁法で訴えられたAT&Tは、1913年12月、独立系電話会社との相互接続を認めること、独立系電話会社の買収には州際通商委員会の許可を得ること、電信会社である Western Union 社の支配権を放棄することを条件に司法省と和解した。これは Kingsbury 副社長が司法長官に宛てた書簡によるものであったため、Kingsbury 誓約と呼ばれる。

2.2.2 第二次反トラスト訴訟

1949年1月、司法省は再びAT&Tを独占禁止法違反で提訴した。AT&Tの運営子会社の使用する機器・設備が全て機器製造子会社 Western Electric(WE)社製であり、高い価格が電話料金に転嫁され、電話料金の効果的規制が妨げられているとの訴えであり、司法省はWEのAT&Tからの分離を主張した。この訴訟は1956年1月

に和解に達し、WEを分離しない代わりに、既存及び将来の全ての特許の使用権を全ての者に認めること、WEはAT&T向けの機器の製造・販売に特化すること、AT&Tには公衆電気通信事業とそれに付随するサービスのみの提供が認められることになった。なお、CATV事業は公衆電気通信事業ではないため、これにより、AT&TにはCATV事業が禁止されることになった。この同意審決はFinal Judgmentと呼ばれた。

一方、FCCは、ネットワークを利用したコンピュータ処理の発展により、付加価値通信サービスは自由競争に任せ、技術革新を促進した方が産業界全体にとって利益であるという考え方に基づき、1966年に第一次コンピュータ調査を開始し、1971年に第一次コンピュータ裁定を下した。これは、電気通信を「通信」と「ハイブリッド」と「データ通信」に分け、「ハイブリッド」(通信とデータ処理の両側面をもつもの)のうち、ユーザの通信ニーズに応えることを第一義にしたものは公衆電気通信事業に付随するサービスであるとすることによって、1956年の同意審決の内容を侵さないよう、AT&Tに一部のデータ処理サービスを認めようとするものであった。

しかしながら、技術の進歩によって「通信」か「データ処理」か簡単には分類できないサービス形態が出現し、すぐにこの裁定では対応できなくなった。そこでFCCは1976年に第二次コンピュータ調査を開始し、1980年に裁定を下した。これは、電気通信を「基本サービス」と「高度サービス」とに分け、「高度サービス」は公衆電気通信サービスに付随するサービスであるとし、1956年の同意審決の下でもAT&Tは高度サービスを提供できるとするものであった。ただし条件があり、分離子会社によるものでなければ高度サービスを提供できないこととされた(構造分離要件)。

なお、一般の高度サービス事業者も公衆電気通信事業者に分類されるが、FCCは、公衆電気通信事業者に適用される法規を高度サービス事業者には適用しないこととし、実質的には非規制の完全自由化と同等であった。

2. 2. 3 第三次反トラスト訴訟

FCCがコンピュータ調査を進めている間、1974年11月、司法省がさらにAT&Tを独占禁止法違反で提訴し、Western Electricのほか、長距離部門と地域部門の分離、ベル研究所の分離を主張した。この訴訟は1982年1月、1956の同意審決(Final Judgement)を修正する形で和解が成立した。そのためこの修正同意審決はMFJ(Modified Final Judgement)と呼ばれるが、AT&Tから地域電話事業部門を分離し、新生AT&T(地域電話事業部門をのぞいた事業体)は自由に他の業種に参入しても良いが、全国を7つの地域に分割して独立した7つの地域電話事業体(RHCs: Regional Holding Companies)はその独占性故に高度サービスに参入できないとするものであった。AT&Tの分割は1984年1月1日をもって実施された。なお、このMFJの

実施はワシントン連邦地裁のグリーン判事が担当した。

この審決により、AT&Tに高度サービスを認めようとしていたFCCの思惑は大きく阻害されることになった。新生AT&Tは構造分離要件を満たせば高度サービスを提供しても良いが、RHCsは構造分離要件を満たしても提供できないことになる。FCCは、さらにAT&T及びRHCsが構造分離要件によらず高度サービスを提供できるようにする方策を検討することとし、1985年7月、第3次コンピュータ調査を開始した。この調査ではCEI及びONAという概念を提示し、その要件を満たせば構造分離することなく高度サービスを提供できるとするものであった。当時は、アメリカの産業の国際競争力低下に対する危機感が広がっていた時期で、分離子会社要件は余りにも経営資源の無駄であり、国際競争力が傾きつつある時に膨大な潜在力を持つAT&T及びRHCs（以下ベル系電話会社と呼ぶ）を情報産業参入から阻害することはアメリカの国益に反するという意見が次第に高まりつつあった。

2. 2. 4 ONA (Open Network Architecture)

CEI (Comparably Efficient Interconnection) とは、ベル系電話会社がある高度サービスを提供しようとする場合、自社が利用する場合と同じ条件で他の高度サービス事業者にもその高度サービスを形成しているサービス要素を利用させなければならないとするものである。ONA (Open Network Architecture) は、公衆網を機能別に細分化し、網の所有者を含め各自が平等な条件で必要な機能を必要な数だけ購入し、利用できるようにしようというものである。ONAが最終的な目標とされ、CEIはそれに至るまでの過渡的な措置と位置づけられる。

第3次コンピュータ裁定（第1段階裁定）は1986年5月に下された。同裁定では、第2次コンピュータ裁定におけるサービスの分類を継承し、電気通信を「基本サービス」と「高度サービス」とに分け、CEI又はONAを満たせば、AT&T及びRHCsは構造分離要件によらずとも高度サービスを提供して良いことになった。構造分離要件を選ぶかCEI又はONAを選ぶかは自由である。ただし、MFJがあるため、RHCsはCEI又はONAを満たしていても、この時点では依然として高度サービスを提供できない。

FCCは、AT&T及びRHCsにONA計画を策定し、提出するよう命じた。FCCはその概念を示したのみで、その具体的な実現方法はすべてAT&T及びRHCsに任せた。1987年3月、ONAの実施条件をさらに明らかにする第2段階裁定が下された。各自ばらばらに開発したのでは互換性のないものができあがるという懸念が現実化しそうになったため、RHCsの共同研究機関であるBELL CORE (Bell Communications Research, Inc.) が中心となってONA計画を策定し、1988年2月、FCCに提出した。

このONA計画を特徴づけるものは、BSE (Basic Service Element) とBSA (Basic Serving Arrangement) である。BSEはサービスを構成する基本要素で、具体的には、呼転送、発信者番号表示、迂回、自動再呼などの機能であり、BSAは回線を構成する基本要素で、具体的には、回線交換、パケット交換、高速デジタル伝送などの機能である。つまり、BSEを購入してそれを材料にある高度サービスを作り、BSAを購入して回線を設定し、そしてその高度サービスを提供するという仕組みである。ネットワークの機能をサービス構成要素と回線構成要素に分けた点が特徴である。

このONA計画は高度サービス事業者から大きく批判を受けた。その理由は、機能の細分化が不十分であること、BSEによってはBSAが特定されてしまうこと、価格設定がコストベースでなく市場ベースを予定していること、各社の間でBSEやBSAが不統一であること、従来提供しているサービスがONAの導入によりかえって高くなること、対等な競争の担保という点でやはり構造分離要件のほうが良い、といったものであった。

このような批判もあったが、FCCはこのONA計画の枠組みを1988年11月に承認した上で、一部を改善し再提出するよう命じた。そして1990年4月、この修正ONA計画が承認された。ところが1990年6月、連邦控訴裁が第3次コンピュータ裁定を無効とする判決を下した。これはMCIと一部州政府が、第3次コンピュータ裁定が不当競争の危険性と州政府の権限侵犯をもたらすとしてその撤回をサンフランシスコ連邦控訴裁判所に求めていたものであった。ただしこの判決は第3次コンピュータ裁定の方向自体を否定したものではなく、構造分離要件によらずAT&T及びRHCsが高度サービスを提供できるとしたFCCの決定について、それを可とする資料的な裏付けが足りないことを理由にしたものであった。

FCCは、この無効判決を受け、1990年12月、分離子会社要件の解除及び州公益委員会の管轄権侵犯についての調査告示を発出した。これは無効判決の趣旨に沿うよう、特に分離子会社設置によらない歯止め要件の強化、ONA推進に伴いFCCが州の管轄を侵す場合の要件に重点を置いた新たな調査公示である。ONAを推進するFCCの考え方に何ら変化はない。1991年4月、RHCs7社は修正したONA計画をFCCに提出し、同年11月、FCCは、連邦裁判所の無効判決の内容を考慮した上で、この修正ONA計画を承認すると共に、ONAによる高度サービス提供条件を確定させた。

一方、RHCsに情報サービスの提供を認めようとしなない連邦地裁のグリーン判事は議会からも非難を浴びていたが、ついに1991年7月、RHCsの情報サービスの提供に関し情報サービス内容提供禁止を解除する判決を下した。ただし判決の発効は上級審の判断を待たなければならないという条件を付けた。これによりRHCsは、情報サ

ービスの伝送だけでなく、情報サービス内容の提供を含め、全て認められることになった。同年10月にはワシントン控訴裁判所が、グリーン判事が判決効力を上級審の判断待ちとした部分が無効と判示し、米国最高裁もこの判決を支持したため、RHCsの情報サービスの提供が認められることになった。

2.3 1996年の通信法大改正

2.3.1 アメリカの危機感

日本のNTTが1990年3月にVI&P構想を発表し、2015年までのB-ISDN構築完了を目標として掲げた。このVI&P構想自体は同年同月末に決着が予定されていたNTT分割論議を牽制するために発表されたものであったが、先進技術における日本の国際競争力に脅威を抱いていた当時のアメリカを大いに刺激した。危機感を煽られたアメリカ議会では、民主・共和の超党派で『1991年米国通信競争力強化及びインフラストラクチャ近代化法案』が上程された。

この法案は、以下の二点を骨子としている。

1991年米国通信競争力強化及びインフラストラクチャ近代化法案 骨子

- ◇2015年までに米国のあらゆる企業・家庭・教育機関・医療機関に広帯域通信システムを普及させることを国家的義務とする
- ◇電話会社に「ビデオダイヤルトーン」サービスを認める(画像伝送サービスの提供を認めることによって、光ファイバーの敷設を促進させる)

そして、当時のゴア上院議員の提案によるHPCC (High Performance Computing & Communications)法が制定され、HPCCの下に以下の5つのプログラムが推進されることになった。

なお、HPCCは前ブッシュ政権の時に開始されたが、クリントン政権が始めたNIIの一環として位置付けられた。

HPCCにおける開発プログラム

- ①ASTA (Advanced Software Technology and Algorithms)
高機能コンピューティングネットワーク環境下でのソフトウェアやアルゴリズムの開発
- ②NREN (National Research and Education Network)
全米の研究機関を高速ネットワークで結ぶ
- ③HPCS (High Performance Computing Systems)
高速並列処理コンピュータの基盤技術の開発
- ④BRHR (Basic Research and Human Resources)
コンピュータ科学、コンピュータ工学などの研究者の育成、基礎研究への支援
- ⑤IITA (Information Infrastructure Technology and Application)
医療、教育、環境、エネルギー、製造設計などへの応用・実証

また、商務省電気通信情報庁(NTIA)は、1991年10月に『NTIAインフラストラクチャ・レポート: 情報の時代における電気通信』と題する報告書を発表した。同報告書は、効率的なインフラストラクチャ開発に政府が採るべき最適の助成策は、不必要な規制の除去と競争的な電気通信市場の促進であると、政府による積極的な介入を否定し、その役割を環境の整備に止めている。政府の積極的な介入に関しては、政府統制によるインフラストラクチャ開発は、その初めから方向を誤るものになるであろうし、急速に進展する電気通信技術と市場の需要に対して効率的に対応できるほど弾力的ではない、と述べている。

具体的には、電話会社とCATVのクロスオーナーシップ(兼営)を認めること、市内電話分野への参入規制を廃止すること、などが勧告されており、巨大な資本力を持つ電話会社にCATV事業を認めることで、光ファイバーの敷設を促進し、B-ISDNを早期に構築できるような環境にすべきだとの考え方を示している。

2. 3. 2 NII構想

1993年、クリントン大統領の誕生により、アメリカの情報・通信基盤の整備は新たな局面を迎えた。情報・通信基盤の整備を選挙公約として当選したクリントン大統領とゴア副大統領は、積極的に基盤整備策に取り組み、1993年9月15日、NII(National Information Infrastructure)行動アジェンダを発表した。このNII構想は世界に大きな

影響を与え、現在多くの国が同様の計画を公表しているが、その内容を見ると、多かれ少なかれ、NIIの模倣と言って良い。

NII行動アジェンダは、NIIの意義とその構築方針についての政府の見解を明らかにしたもので、政府にとっての目標及び指針として次ページの9項目が挙げられ、それぞれに政府が採るべき行動が示されている(表 I. 2-1 参照)。

2. 3. 3 通信法改正の成立

その後、ゴア副大統領は、12月21日及び翌1994年1月11日の演説を通じ、電気通信に関する政策・法改正に関する政府方針を発表した。そこでは、以下の5項目の基本原則が提示された。

- ①NII への民間投資の奨励
- ②競争の促進と保護
- ③ネットワークへの自由なアクセスを確保
- ④情報に関して「持てる者」と「持たざる者」を創出しない
- ⑤政策・規制の柔軟性を確保

政府は法案のガイドラインとして、ゴア副大統領の演説に沿った通信法改正に関する政府白書を1994年1月27日に発表した。

また、ゴア副大統領は3月21日のITU第1回開発会議でGIIを提唱した。その中味はNIIと全く同じで、アメリカのやり方をそっくりそのまま世界に押し広げようとする戦略とも受け取れる。

NII実現のため、政府は情報通信全般にわたるより一層の規制緩和を目指すことになった。その際最も議論となったのは、地域電話会社による長距離事業への参入と、CATVサービスの提供である。地域電話会社の長距離参入を禁止しているのはMFJであり、その運用はワシントン連邦地裁が管理している。したがって、MFJの撤廃は法律によるしかない。上院および下院において、1934年通信法の改正を目指す法案が多数上程され、6月にはブルックス・ディンゲル法案(MFJ撤廃を目的とする)とマーキー・フィールズ法案(電話会社とCATVの相互参入を認める)が、下院で可決されるなど、改正の気運は大いに高まってきたが、各分野入り乱れての相互参入を認めるとなると、既存事業者はできるだけ自らに有利な条件での市場開放を求めるため、各事業者間での利害調整に目処がつかず、12月、上院は通信法改正の年内可決を断念し、1995年の議会で仕切り直しすることになった。

表 I. 2-1 NII行動アジェンダ

	項 目	内 容
1	適正な税制・規制政策を通じて民間投資を奨励	◇通信法改正により、競争を増進し市場を開放 ◇税制の改正(研究開発や新規事業創出に対する優遇税制)
2	情報資源を全国民が安く利用できるよう「ユニバーサルサービス」概念を拡大	◇ユニバーサルサービスの新しい概念を確立
3	技術革新及び新しいアプリケーションの促進を側面から援助	◇HPCCCプログラムの継続 ◇NIIアプリケーション・プロジェクトのリスト作成
4	シームレスで対話型でユーザー主導のNII運用を促進	◇標準形成プロセスの見直し、明確化 ◇サービスやアプリケーションの発展を阻害する政府規制の見直し・改正
5	情報のセキュリティとネットワークの信頼性の保証	◇NIIにおけるプライバシー問題を検討 ◇暗号技術を検討 ◇産業界と協力してネットワークの信頼性を高める
6	無線周波数帯域の管理の改善	◇帯域の割り当てと使用の手続きを簡素化 ◇帯域の分配にあたって市場原則を促進
7	知的所有権の保護	◇著作権法が十分であるか検討 ◇著作権者を確認し料金を支払う方法を検討
8	州政府や地方自治体及び外国との調整	◇州及び地方の担当者との調整を改善 ◇海外の市場を開放させる努力を継続 ◇互換性のない標準によって生じる障壁を除去 ◇諸外国との間での通信政策の問題について調査
9	政府情報へのアクセスの拡大と政府調達の改善	◇政府情報のアクセス性を改善(電子媒体化、秘匿性の検討など) ◇政府情報提供のためのインフラを改善 ◇政府情報への市民のアクセスの利便性を高める(コスト、使いやすさなど) ◇政府部内での電子メールの使用を拡大し、省庁間調整を強化 ◇政府が率先して最新技術を採用できるよう連邦の調達政策を改正

1995年6月、上院で距離、地域、CATVの相互参入を自由化する内容の通信法改正案が可決され、8月、下院でも、市場参入制限やマスメディア所有制限などを緩和する法案が、賛成305、反対117と、賛成が2／3を上回る圧倒的多数で可決された。この後両院協議会で両法案の細部について妥協が模索され、一時は協議が決裂するかの様相を見せた時期があったが、最終的に調整が成り、1996年2月1日に統一法案を両院で可決し、2月8日、クリントン大統領が署名して成立した。

成立した法律名は「Telecommunications Act of 1996(1996年電気通信法)」である。この法律はあくまで1934年通信法を改正するものであって、この法律が1934年通信法に取って代わったわけではない。地域事業者や長距離事業者、CATV事業者などの強力なロビー活動などのため、方向が決まっていたわりには難産となったが、地域電話会社の長距離事業・CATV事業への参入解禁、修正同意審決の効力廃止、マスメディア集中排除の緩和など画期的内容となった。しかし、猥褻・暴力番組を阻止する機能をテレビ受像機の製造要件とすることや、双方向コンピュータサービスでの未成年への下品な通信の禁止など、問題となる条項も含まれた。

3. 1996年電気通信法成立以後

1996年電気通信法は、規制の大枠を定めたのみで、細部についてはFCCが規則を制定するよう求めている。また、2年ごとに規則の必要性を見直し、不用になった規制は撤廃するよう義務づけている。

3. 1 固定系ネットワーク

3. 1. 1 ベル系地域電話会社の長距離市場参入

ベル系地域電話会社は、1996年電気通信法により、営業区域内で長距離サービス市場に参入するためには、地域市場の開放度を測る基準である14のチェックリストを満たさなければならず、それを満たしているかどうかはFCCが審査することになっている。1998年5月、US West及びAmeritechは、長距離事業者であるQwestとの共同マーケティングで長距離サービスを提供すると発表した。これはベル系地域電話会社に対する規制を事実上脱法するものとして、AT&Tを始めとする長距離事業者及び新規地域事業者が厳しく反発し、10月1日、FCCは通信法違反という決定を下した。

SBCは、何回かFCCに申請したものの退けられたため、ベル系地域電話会社にのみ特に不利益を課すこのような改正通信法271～275条は違憲であると訴え、一番では勝訴したが、1998年9月、第5連邦巡回控訴裁は合憲とする判決を下した。12月にも同裁判所はBell Atlanticの同様の訴えを退け、1999年1月には連邦最高裁もSBCの上訴を却下した。これにより法律上の疑義は無くなったが、依然としてベル系地域電話会社は長距離市場に参入できず、市内・長距離の垣根を外した競争が実現しないことに議会の不満が高まり、FCCが規制に傾きすぎていると非難した。

このように、いつどこのベル系地域会社に域内長距離サービスをFCCが認めるかは焦点となっていたが、1999年12月、FCCがBell Atlanticに初めて営業区域内での長距離サービス提供を認可し、Bell Atlanticは2000年1月5日からサービスを開始した。また、5月にはSBCも認可を得、以後は着実に認可されている。

3. 1. 2 相互接続

(1) 地域相互接続規則

1996年8月、FCCは、地域電話会社との相互接続に関するガイドラインとなる全州統一規則を採択した。これは地域市場を開放するにあたって最も重要と考えられる規則である。この規則によれば、州公益委員会が大きな役割を果たすことになっており、州はこの規則に定められたガイドラインに従って、規制を実施する。地域網の要素をア

ンバンドリングして販売することとし、その料金は長期増分コスト(TELRIC)によらなければならない、過去の投資コストを料金に反映させることを認めない。地域市場開放の環境設定としては、この規則と、この後に続くユニバーサルサービスに関する規則と州際アクセスチャージに関する規則の3つでひと揃いとなる。ユニバーサルサービスに関する規則の採択は、1997年5月8日が期限とされており、州際アクセスチャージに関する規則も、それと同時期に採択されると予想される。また、8月8日、この相互接続規則を補充する、ダイヤリング・パリティ、非差別的アクセス、ネットワーク開放、番号管理についての規則を採択した。

しかし、この規則に対しては、相互接続料金があまりにも安すぎ、算出方法が適切でないという地域電話会社からの反対や、料金設定に関する州の管轄権を侵犯するものだという州からの反発もあり、10月、地域電話会社の訴えに基づいて第8巡回連邦控訴裁判所が施行差止めの仮処分を命令し、1997年7月に、相互接続及びリセールの基準価格に関するFCCの管轄権、個別の相互接続協定に含まれる条項を参入予定他社が「pick and Choose」することを認めること(いわゆる最恵国待遇)、通信法251条に基づくFCCの規則は州内事項であっても州を拘束すること、などの条項を違法とする判決を下した。ただしコスト算出方法としてのTELRICの妥当性については言及せず、州に強制できないとするに止まった。また同裁判所は10月、地域電話会社側にアンバンドルしたネットワーク要素を再統合して提供する義務は無いことを確認し、仮に全ての要素を購入してパッケージで提供を受けると、法律上区別されている「再販」との区別がつかなくなるとして、購入者側が統合すべきものとした。この決定は、州際・州内を問わず、地域電話会社側にアンバンドル・ネットワーク要素の統合義務が無いことを宣言するものであった。

これらの控訴審の判断を審理した連邦最高裁は、1999年1月、1996年電気通信法によりFCCには地域相互接続における料金や条件に関する全国的なガイドラインを設定する権限が与えられており、州の権限を侵していないとして、控訴裁の無効判決を破棄し、差し戻す決定を下した。ただし、既存地域事業者(ILEC)に提供が義務づけられるアンバンドルされたネットワーク要素(UNEs)の範囲について、実際に競合他社が必要としているものなのか、ILEC以外からも調達が可能ではないか、必要性の基準が明らかでないとしてFCCに再検討を命じた。他に、競争事業者が既存地域事業者と相互接続契約を締結する際、それまでの既存事業者と他社との契約事項の中で最も有利な条件を選んで契約できるよう(「pick and choose」:いわゆる最恵国待遇)FCCが既存事業者に義務づけることができるか、また、ILECがUNEsを競争事業者に提供する場合、競争事業者が購入したその要素を再統合して提供するよう既存事業者に義務づけることができるか(すでに統合されているサービスを競合他社に提供する時わざわざ分割することを禁ずることができるか)については、いずれもFCC

の主張を認めた。FCCの地域相互接続規則の料金規制の内容・条件については、TELRICも含め、差し戻された控訴裁で判断することになった。

これを受けてFCCは1999年4月から調査を開始し、同年9月、ネットワークアンバンドリングに関する規則を採択した。新しく採択されたこの規則では、以下のアンバンドルを義務づける一方で、先進的サービス提供を促進する観点から、高速インターネットアクセスやパケット交換、デジタル加入者線アクセスマルチプレクサ(DSLAMs)などのデータ通信用設備については、アンバンドルを義務づけない決定を下した。また、回線、マルチプレクサ／集線装置、接続専用回線がすでに統合されている場合、統合されたまま提供しなければならないとした。統合されていないネットワーク要素を統合して提供する義務があるかどうかについては、裁判係争中であるため判断を保留した。

〔アンバンドル義務づけ〕

- ◇回線(大容量回線、xDSLが可能な回線、ダークファイバーなども含む)
- ◇回線の一部(電柱や舗道その他競業他社が必要とする部分からのみのアクセス)
- ◇ネットワーク相互接続機器(Network Interface Devices:NID)
- ◇回線交換
- ◇局間伝送設備
- ◇オペレーション・サポート・システム(OSS)

2000年7月、第8連邦控訴裁は、FCCの相互接続規則を再度無効とする判決を下した。この審理では、FCCの地域相互接続規則の料金規制の内容・条件について、TELRICも含め判断することになっていたが、控訴裁は、コスト算定は現在のILECの設備を前提として算定すべきであるとして、仮定の設備に基づくコスト算定は通信法に違反するとしてその部分を無効とする判決を下した。ただし、コストに設備の歴史的コストは含めず、将来発生するコストのみとする部分は妥当とした。

(2) 高度サービスの推進

1999年3月、FCCは、一般消費者への高速インターネット接続サービスなどの高度情報通信サービス提供を促進するため、ILEC構内への競争事業者(CLEC)設備の併置(コロケーション)義務を強化するほか、CLECによる新サービスの導入促進のため、業界標準や、FCCや州公益委員会・業界団体などにより認証され、既存の設備に悪影響を及ぼす恐れのないと考えられている技術をCLECが導入する場合、ILECは自社のネットワークに著しい障害が発生することを証明しない限り拒否できないとする規則を採択した。また11月、競争促進及び小規模事業ユーザー及び消費者への広帯域サービス提供を推進する観点から、加入回線の高周波帯域(音声通信では使

わない帯域)へのアクセスを、競合事業者に開放するよう既存電話会社(ILEC)に義務づける決定を採択した。これは加入回線を加入電話と共用するDSLサービスを可能にするもので、すでにILECはこの方式でDSLサービスを提供している。

(3) 商用テナントビルの開放

2000年10月、FCCは、商用テナントビルの通信設備開放を義務付ける決定を採択した。これは、既存の地域電話会社(ILEC)がビルの所有者と独占契約を結んでいるため、入居しているテナントが事業者を選択できず、地域競争が阻害されるという問題に対処するもので、俗に「ラスト100フィート問題」と呼ばれてきた。今回の決定の主な内容は以下のとおりで、複数のテナントが入居する商用テナントビルが対象である。ビルの所有者を規制するのではなく、ILECを規制する方法を採っているのは、財産権の侵害にならないよう配慮したためである。

ラスト100フィートに関する規制

① 独占契約の禁止

電気通信事業者が、ビルの所有者と独占契約を結ぶことを禁止する。事実上他の事業者のアクセスを制限するような契約も禁止。

② 管理境界点の移動

現行法では、ビルの管理とILECの管理の境界点は、テナントビルの入口又は建物の中にあるが、ビルの所有者の要求により境界点を入口に移す手続きを定め、ILECに対しては、境界点が建物の中にある場合、適時開示するよう要求する。これにより、競争事業者のILECへの依存度を下げる。

③ 公道利用権等の拡張適用

通信法224条によりILECを含む公益事業者には、電柱、管路、導管、公道使用权の非差別的提供が義務付けられているが、それらが管理する顧客のビル及び敷地内の設備にも適用を拡張する。

④ 放送用受信アンテナに関する規制の拡張適用

放送受信用アンテナについては、ユーザーが直接または間接に支配権を有する場所での設置・維持・使用の制限が禁止されているが、それを電気通信や無線通信の信号の送受信に使われるアンテナについても適用する。

3. 1. 3 ユニバーサルサービス規則

ユニバーサルサービスは地域サービスと密接に関係するため、法によってFCCと州が協議して定めるよう求められていた。そのため、FCCと州とで合同委員会を設置して検討を進め、1996年11月、ユニバーサルサービス規則採択に向け、FCCと州の合同委員会で同規則の枠組みを取りまとめ、それに沿った規則を1997年5月7日に採択した。

それによれば、ユニバーサルサービスとして公衆網への音声級アクセスなど全部で8項目を定めている。また、低所得者層への援助の拡大や学校が20～90%の割引であらゆるサービスを利用できること、過疎地の公共医療機関への優遇措置などが含まれる。全ての州際事業者にユニバーサル基金への拠出義務があり、列举されたユニバーサルサービスを提供できるすべての地域キャリア(移動体通信事業者を含む)は補償を受ける資格がある。

2002年2月、FCCはユニバーサルサービス基金への拠出金の算定方法について、市場構造の変化に耐えられるよう、根本的に見直すための手続きを開始した。制定当時と現在では、大きな状況の変化が見られるためで、例えば、ベル系地域電話会社が自社営業区域で長距離サービスの提供を開始したことや、2000年に州際電気通信サービス売上高が史上初の減少を記録したこと等の競争の進展、モバイルサービス加入者数が2001年に1億950万(1997年は5,530万)に達し月間利用分数が255分(同117分)に達したこと等の移動通信分野の成長、地域と長距離、電気通信サービスと非電気通信サービスといった統合サービスが現れ、サービスの分類が困難になって費用配賦も困難になるといった統合サービスの増加が挙げられる。

こういった新しい状況に対応するため、FCCは、従来のように州際電気通信サービス収入をベースに拠出金を算定するのではなく、接続回線数や接続容量をベースに算定する考え方を提案している。これによれば、地域事業者や長距離事業者、移動通信事業者は、公衆網への接続料が住宅ユーザー当たり月1ドル(無線呼出事業者は同25セント)で、企業ユーザーの場合、接続当たり最大利用可能な容量(帯域幅)をベースにすることになる。

3. 1. 4 州際アクセスチャージ規則

ユニバーサルサービス規則と同日に採択された。従来NTS(non-traffic-sensitive)であるにも係らず分単位の従量制になっていた部分を定額制にするなど、よりコストベースに近付ける内容で、ここに採択された殆どの規則は、プライスキャップ規制を受ける既存の地域事業者にとって、1998年1月1日から施行された。またこの中で、情報サービス事業者(ISP)に州際アクセスチャージを課さないという暫定決定を下し、ISPの取扱いをどうするか意見を求めた。この規則の採択により、FCCが三部作と称して

いた規則(地域相互接続規則、ユニバーサルサービス規則、州際アクセスチャージ規則)が一応揃った。

なお、インターネット・サービス・プロバイダー(ISP)の取扱いについては、ISPへのダイヤルアップ接続が地域サービスであるとする、新規地域事業者(CLEC)のネットワーク上にあるISPにILECの加入者がダイヤルアップ接続した場合、発信側であるILECはそのCLECに相互接続料を払わなければならないが(地域事業者同士の接続料精算で、「reciprocal compensation」と呼ばれる)、ISPへのダイヤルアップ接続が長距離サービスであるならば、ILECはISPからアクセスチャージを請求できることになる。

1999年2月、FCCは、ISPへのダイヤルアップ接続は、インターネットの性質上長距離又は国際トラフィックとなるため連邦の管轄であり、reciprocal compensation は適用されないが、あえて連邦の規制はせず、既存の相互接続契約又は州が通信法251条及び252条に基づいて現在実施している規制に従うよう義務づけ、reciprocal compensation が適用されている現状を事実上追認することで、ISPのアクセスチャージ支払義務を引き続き免除する決定を下したが、2000年3月、連邦控訴裁は、ISPのトラフィックが地域でなく長距離であるという判断について十分な証明が無いことを理由にFCCの決定を無効とし、FCCに差し戻す決定を下した。

これを受けて1999年2月の決定を見直していたFCCは、2001年4月、ISPのトラフィックが長距離・国際トラフィックである以上地域相互接続料金は適用しないものの、ISPのトラフィックを特別に「情報アクセス(Information Access)」と呼び、長距離事業者に適用されるアクセスチャージとは別の相互接続料金を暫定的に設定する規則を採択した。これに関連し、事業者間の相互接続料の統一的な枠組みに関する規則制定調査を開始した。なお、暫定的に設定された料金は以下のとおりである。

表 I. 3-1 ISP向け暫定相互接続料金

この規則の発効日から	料 金
① 6ヶ月間	0.0015ドル/分以下
② ①の後の18ヶ月間	0.0010ドル/分以下
③ ②以後	0.0007ドル/分以下

2002年2月、FCCは、緩やかな規制環境によって投資及び競争を促進しブロードバンドの普及を図ることを目的に、有線によるブロードバンドインターネットアクセスについて、電気通信の要素を含む「情報サービス」であって電気通信サービスではないと分類することを提案する規則制定手続きを開始した。情報サービスに分類されれば、

アクセスチャージを支払う義務は無くなる。

3. 1. 5 外資規制の緩和

(1)これまでのアメリカの外資規制

1992年10月のFCC決定以前は、外資事業者は無条件に支配的事業者と分類され、通常より厳しい規制が課せられていたが、この決定により、外資系国際通信事業者は原則として非支配的事業者とし、その外資系事業者が米国からの発信先の対地国において支配的事業者である場合は支配的事業者として規制することになった。その後1995年11月、相互主義を基礎に、アメリカ企業が同等の競争機会が与えられているかどうかを判断して外国企業による投資や進出に認可を与えるかどうか決める「Effective Competitive Opportunities」審査(ECOテスト)の採用を決定した。

(2)WTO合意国に対する外資規制撤廃

1997年11月、同年2月にWTO基本電気通信サービス交渉で合意に達したことを受け、WTO基本電気通信交渉で合意した国の事業者については、相互主義に基づく規制であるECOテストを適用せず、有線・無線とも(無線の場合間接投資で)100%の外資を認め、海底ケーブル陸揚げも認める規則を採択した。ただし、公共の利益の観点から(安全保障、外交政策、通商問題を含む)、参入を認めないか、または条件を付す権限は留保することとしており、この点で基準が不透明であると外国政府から批判を受けている。

この規則によれば、自国でのシェアが50%未満の外国事業者は市場支配力が無いと推定され、そのような事業者とは独占契約を締結することが可能で、50%以上であつても支配力が無いことの反証があれば可能とする。また、自国の国際市場で支配力を持つ外国事業者との提携関係のため「支配的事業者」と分類される米国事業者に対する規制も緩和し、タリフ提出を改定14日前から1日前と変更したほか、支配的ルートの設備拡張・廃止の事前審査も廃止し、トラフィック及び収入、サービス提供及び保守、支配的ルートの回線状況に関する4半期毎の報告を主な規制とした。このような米国事業者と外資子会社との間には、BOCの域内長距離サービス提供の際に課せられると同様の構造分離が課される。自国でのシェアが50%未満の外国事業者の米国子会社は「非支配的事業者」と推定される。非WTO合意国には従来通りの外資規制を適用する。この規則は、1998年2月5日にWTO合意が発効したことを受け、同年2月9日から施行された。

3. 1. 6 長距離事業の規制緩和

FCCは、通信法第10条(a)項に基づき、非支配的事業者の国内長距離電気通信

サービスに関し、タリフ届け出規制を完全に差し控える決定を1996年10月に採択したが、コロンビア特別区控訴裁は、1997年2月、この決定を差止め、FCCの再考を求めた。1997年8月、FCCは微修正した上で再度規制の差し控えを決定したが控訴裁は再度再考を求めた。その後FCCが更に修正し、2000年4月28日、控訴裁もFCCの決定を支持し、2000年5月1日発効となった。その後移行期間を経て、2001年7月31日から完全施行された。国内長距離サービスに関しては、タリフの届け出義務が無くなり、事業者には、タリフ届け出義務の代わりに以下の条件が課されている。

- ◆ 事業者はタリフ届け出義務が無くなる全てのサービスに関し、料金・期間・条件等の最新情報を公開しなければならない。
- ◆ 通信法254条(ユニバーサルサービス規定)(g)項に規定される料金の地域均一化・統合化義務の履行を宣誓する役員署名の保証書を毎年届け出なければならない。

2001年3月、FCCは、通信法第10条(a)項に基づき、非支配的事業者の国際電話サービスに関しても、タリフ届け出規制を完全に差し控える決定を採択した。国際移動通信サービスについても完全にタリフを免除する。ただし、国際キャリア間の契約に関する申請は、支配的事業者が当事者である場合又は相手が対地において市場支配力を持つキャリアの場合、依然として義務付けられる。事業者は、タリフ届け出が免除される代わりに、サービス提供条件に関する最新の情報を一般に閲覧できるようにしておかなければならず(ウェブサイトを持つ事業者はウェブサイトで)、またFCCの求めがあれば、いつでも提出できるようにしておかなければならない。今後9ヶ月間の移行期間を経て非タリフ化する。なお、以下の4種のサービスについては非タリフ化が困難なため、タリフを継続する。

- ◆ 国際 dial-around(優先接続登録以外の事業者を利用)サービス
- ◆ 海外発信の着信課金サービス
- ◆ オンデマンド移動衛星サービス
- ◆ 地域事業者を経由して長距離事業者を選択する新規顧客向けの新サービス(最初の45日間又は契約成立までのどちらか早い期日まで)

3. 1. 7 計算料金のベンチマーク規制

1997年8月、米国キャリアと外国キャリア間の計算料金(国際通信決済料率)につき、高所得国、中所得国、低所得国ごとにベンチマーク(目安となる料金帯)を設定し、その範囲内とするように求める規則を採択した。上限は、高所得国は15セント、中

(高・低)所得国は19セント、低所得国は23セントである。ベンチマークは、国際伝送、国際交換、国内配信の3要素のコストの合計であり、当該外国キャリアの自国内ユーザー向けタリフ料金をベースにする。外資系事業者が設備ベースで国際サービスに参入する際は、この条件を満たすことを条件とする。移行期間として規則の適用を、高所得国は1999年1月1日から、中(高)所得国は2000年1月1日から、中(低)所得国は2001年1月1日から、低所得国は2002年1月1日から、電話普及率が1%未満の国は2003年1月1日からとした。なお、KDDやC&Wなどが規則取消しを求めて提訴していたが、1999年1月、ワシントン連邦巡回控訴裁は、ベンチマークを設定するFCCの権限を認め、海外事業者の訴えを全面的に退けた。

表 I. 3-2 計算料金ベンチマーク表

対象国分類		ベンチマーク(セント/分)	実施時期
高所得国		15	1999年1月1日
中所得国	高所得国	19	2000年1月1日
	中所得国		2001年1月1日
低所得国		23	2002年1月1日
電話普及率10%未満の国		23	2003年1月1日

*所得は、世界銀行による一人当たりの国民総生産に基づく分類を採用しており、高所得国は8,956ドル以上、中高所得国は2,896～8,955ドル、中低所得国は726～2,895ドル、低所得国は726ドル以下。

このように各国から批判の高かった計算料金ベンチマーク規則は1999年1月から予定通り、高所得国を対象に発効した。ただし該当する国の国際キャリアのほとんどはすでにベンチマーク内に収まるよう事業者間で改定していたため、大きな影響はなかった。

3. 1. 8 顧客宅内機器の規制を撤廃

2000年11月、FCCは、電話機やファクス、モデムなど、顧客宅内で公衆網に接続される通信機器(CPE)に関するFCC規制を撤廃し、技術基準の策定や型式認定・検査を全て民間に委ね、FCCの認定を不要とする決定を採択した。CPEがネットワークに害を及ぼすことを禁じる規則や、電気通信事業者に対し業界で定められた基準に準拠しているCPEの接続を認めるよう義務付ける規則は維持する。

3. 2 周波数管理

3. 2. 1 次世代移動通信システム(IMT-2000)用周波数の確保

2000年10月、クリントン大統領は、政府機関に対し、FCC及び民間部門と協力して、次世代移動通信サービス(IMT-2000)に使用する周波数帯域を確保する作業に取り組むよう指示した。FCCが管轄するのは民間で使用するよう割り当てられている周波数帯だけであり、政府機関が使用する周波数には権限が及ばないため、周波数の使用状況全体を勘案するには、政府機関の協力が不可欠である。政府使用の周波数を監理するのは商務省のNTIAであり、FCCとNTIAが中心となって、次世代移動通信システムに使用可能な帯域を確定する。現在他の用途に使用されているかどうかは問わない。2001年7月までに確定し、2002年9月30日までにオークションにかける予定であった。

ITUでIMT-2000用周波数として分配されている2500-2690MHz帯、1710-1885MHz帯、806-960MHz帯のうち、FCCとNTIAは、それぞれの管轄に基づき、2500-2690MHz帯についてはFCCが検討し、1710-1885MHz帯については1755-1850MHz帯をNTIAが検討することで進められ、両者の最終報告書が2001年3月末に発表された。

それによれば、FCCは、現在使用しているITFS (Instructional Television Fixed Service) 及びMDS (Multipoint Distribution Service) との共用は無理であり、ITFS及びMDSを他の周波数帯に移すのも現実的でないと結論付け、NTIAも、検討した周波数帯について共用は無理であり、仮にその周波数帯を明渡すとしても、特に国防総省(DOD)の使用する周波数帯が障害となって、とてもIMT-2000のサービスが開始されるような近い将来に使用をやめることはできないと述べ、結局周波数帯を確定することが出来なかった。そのためNTIAは、2002年9月末までにFCCが2110-2170MHz帯、NTIAが1710-1770MHz帯を検討するという新しい検討スケジュールを10月に発表した。1710-1755MHz帯と2110-2150MHz帯は、2002年9月30日までにオークションにかけることが決まっているが、商務省は2004年9月30日に延期することを求めている。

3. 2. 2 周波数の流通促進

2000年11月、FCCは、周波数利用の効率化を目的に、周波数の健全な流通市場の創設に向けた以下の4原則を政策文書として採択すると共に、周波数のリースを推進するための規則制定手続を開始した。リースに関しては、電波の干渉その他の技術的条件については、利用権者に責任があるが、最終的責任は免許所有者にあるとする。

- ①周波数の利用権の内容を明確にすること。
- ②免許及び周波数利用権は、容易にリース・売却が可能で、分割・集積が可能なこと。

③免許所有者は、定められた範囲内で、当該周波数で提供されるサービスや使われる技術を自由に決定できること。

④免許所有者は、FCCの規則の範囲内で、電波干渉をしない義務及び干渉を受けない権利を有する。

この4原則を実現するためのFCCの措置として、3つの分野を挙げている。

- ◆ 規則や手続を見直し、不要な障壁を除去すると共に、周波数の柔軟な利用を可能とする。
- ◆ 利用可能な周波数帯を多様なサービスの提供のために容易に使用できるような機器の開発を促進する。
- ◆ 周波数の交換、ブローカー業務などを含め、売り手と買い手を集めて適時・効率的に売買が成立ようなメカニズムの創出を支援する。

3. 2. 3 スペクトラムキャップ規制の撤廃

これまで、一つの事業体が一つの地域でPCSや携帯電話、専用無線サービスなど複数の商用移動通信サービスを提供する場合、合計で45MHzまでの帯域(過疎地域は55MHzまで)分しか、支配的権益を持つことができないというスペクトラムキャップ規制が課され、また、携帯電話においては、カバー地域が重なる事業者の所有を制限する規制が課されてきた。FCCは、政府規制の必要性を2年毎に見直すことを定めた1996年で法の規定に基づき、これらの規制が依然として必要かどうか、市場の競争状況などについて2001年1月から調査していたが、2001年11月、以下のような決定を下し、一部を除きこれらの規制を撤廃することにした

- (1) スペクトラムキャップ規制を2003年1月から撤廃する。
- (2) それまでの過渡的な措置として、直ちに全ての地域で上限を55MHzとする。
- (3) 大都市地域(MSAs)でのサービス重複事業者所有規制を直ちに撤廃する。
過疎地域(RSAs)は規制を継続する。

3. 2. 4 NextWave問題

NextWaveは1996年7月に実施されたPCS用周波数オークションで、63免許を総額47億4,000万ドルで落札した。支払は分割払いでも可能であったが、資金の手当てができずそれもできない状態となり、FCCは支払うか免許を返納するか求め、1998年10月29日を分割払い再開の最終期限とした。そこで、NextWaveは1998年6月に連邦破産法第11章による会社更正手続を申請し、財産凍結による免許の保全を図った。FCCはNextWaveの免許を取消し、その周波数は2000年12月から2001

年1月にかけて実施されたオークションに再度掛けられ、Verizon Wirelessなどが落札した。

しかし2001年6月、連邦控訴裁はNextWaveの周波数免許を取消したFCCの処分を破産法違反で無効とする決定を下し、新たな落札事業者とFCCとの関係が宙に浮くことになった。政府側は連邦最高裁に控訴したが、NextWave自身に事業を展開する力が無いため、和解により解決するものと見られていた。

2001年11月、FCC、NextWave、新規落札者の当事者3者で和解が成立した。それによれば、NextWaveは免許を返納し、Verizonなどの新規落札者が160億ドルをFCCに支払ってその周波数免許を得る。FCCは和解金としてその免許料のうち約95億ドルをNextWaveに支払うが、所得税として約30億ドルを控除した残りの65億ドルを支払う。従って国庫には約100億ドルが残る。負債などを65億ドルから差し引くとNextWaveは約50億ドルを懐に入れることになり、サービスを開始してもいい同社にとって非常に有利な条件と言えた。なお、この合意が発効するには、司法省及び連邦控訴裁の認可だけでなく、国庫からの支出を伴うため連邦議会による立法形式の同意が12月31日までに必要であった。しかしながら、NextWaveが得る和解金50億ドルに反対意見が多く、2001年末までに議会の同意が得られなかったため、和解は無効になった。

結局、新規落札者は、前払い金を払い込んだものの周波数の引渡しを依然として受けることが出来ず、当該周波数帯も利用されないまま放置されている。そこで、主要落札者であるVerizon Wirelessは、2002年2月、FCCによる免許取消し処分を違法とした2001年6月の連邦控訴裁の判断に基づき、FCCが売却すべき周波数を持っていない以上落札に基づく支払義務は消滅したと主張し、FCCに支払った前払い金17億ドルに利子を付けて返還するよう求め、コロンビア地区連邦控訴裁判所に提訴した。

このように、破産法を盾に取るというNextWaveの反則技とも言うべき窮余の一策が成功してしまったため、事態が泥沼化してしまった。現に自ら事業を展開する力の無いNextWaveが落札金も払わず周波数を所有し続けることは、周波数の有効利用という観点からも問題である。この問題については、連邦最高裁が3月4日に自ら審理する決定を下したが、Verizon Wireless等の新規落札者の側に立った解決が望まれる。

4. メディア・放送

4.1 インターネットコンテンツの規制

1996年電気通信法の中で、双方向コンピュータサービスでの未成年への下品な通信の禁止を定める通信品位法の条項については、成立当初から違憲の疑いが指摘された。フィラデルフィア連邦地裁は、2月15日に暫定的な緊急差し止め命令を発し、1996年6月、弁論を経た上で、表現の自由を保障した憲法を侵すものだという訴えを全面的に認め、法の施行を一時差し止める命令を下した。7月2日、連邦政府は連邦最高裁に上告したが、1997年6月、連邦最高裁は、言論の自由を保障する憲法修正第1条に違反することを理由に、7対2で原審を支持する決定を下した。

ただし政府及び連邦議会は有害コンテンツから児童を保護することに依然強い意欲を示し、1999年10月、1999年度の様々な分野の予算支出を一括して規定した歳出法の一部として、通信品位法に似た規定が含められた(通信品位法Ⅱ又は児童オンライン保護法[COPA]と呼ばれる)。それによると、「未成年者に有害な(harmful to minors)」素材であることを知りながら提供した商用Webサイトは、クレジットカード、個人認証番号(PIN)、その他技術的に可能な手段により、未成年のアクセスを制限しなかった場合、5万ドル以下の罰金(意図的に提供した場合、一日につき5万ドル以下の罰金)もしくは6ヶ月以下の懲役、又は両方が科せられる。1日につき5万ドル以下の支払いを求める民事訴訟を提起することも可能である。通信品位法よりも対象を絞っているが、司法省は違憲の疑いがあることを議会に警告していた。

これに対し、翌日、American Civil Liberties Union(ACLU)その他が施行差し止めを求めてフィラデルフィア連邦地裁に提訴し、同裁判所は11月19日に施行差し止め仮決定の後、1999年2月、施行差し止め本決定を下した。

4.2 V-chip規則

1996年電気通信法により、13インチ以上のテレビ受像機には、番組を暴力/セックス/その他子供に有害な内容に応じて格付けし、それに基づいて親が視聴を防止するための機能(V-chip)の内蔵が義務づけられている。1998年3月、FCCはその施行規則として、番組視聴防止機能の技術的要件及び番組格付けに関する規則を採択した。放送信号を受信して表示できる機器はすべて対象となり、ビデオボード付きでディスプレイが13インチ以上のPCも含まれる。番組格付けについては、全米放送協会(NAB)、全米CATV協会(NCTA)、全米動画協会(MPAA)が共同で策定した「TV Parental Guidelines」を適切な格付けシステムであると認定してこれを受け入れ、視聴防止機能については、モデルの移行を考慮し、13インチ以上のテレビ受像

機の製造は、1999年7月1日から製造モデルの半数をV-chip内蔵とし、2000年1月1日からは全てV-chip内蔵とすることを定めた。

4.3 地上デジタル放送

1997年4月、FCCは1999年中に地上デジタル放送を開始する決定を採択した。それによれば、4大ネットワーク系列テレビ局は、テレビ視聴の上位10市場では1999年5月1日まで、上位11～30の市場では同11月1日までにデジタル放送を開始しなければならない。デジタル放送でのサイマルキャストは義務づけない。移行期間としてアナログ放送は2006年までとするが(アナログ放送用周波数は回収)、状況によっては見直す。この時点で28のテレビ局が18ヶ月以内のデジタル放送開始に合意していた。地上デジタル放送用周波数は、放送事業者によるデジタル化設備投資負担を軽減させるため、オークションにはよらず無償で割当てられた。

1998年10月、全米の42局で地上デジタル放送が始まった。しかしながら、デジタル化はFCCが想定したようには進まず、2000年10月、Kennard委員長は、オークションにかければ当時で700億ドルの価値(現在はそれ以上)があった帯域を無償で付与しただけの見返りが得られていないことを指摘し、テレビが民主主義の発展にもっと寄与すべきことを述べると共に、デジタル放送への移行が進まない現状を打破するため、以下の対策案を発表した。

- (1) 85%という抜け穴を無くし、2006年をアナログ波を返却する最終期日とする(放送事業者がデジタル放送波が無償で付与された際、アナログ波は、デジタルTV受像機の普及率が85%に達した時又は2006年までに国に返却することになったが、85%に達するのはいつになるか分からない)。
- (2) たとえば2003年1月1日から、全てのテレビ受像機にデジタル信号波受信機能の搭載を義務付ける。
- (3) 2006年の期限を守れなかった放送事業者からは帯域占有料を徴収し、その額はデジタル化を完了するまで毎年増額する(徴収した金は、商業ベースにのらない放送のデジタル化に役立てる)。

Kennard委員長の後を受けて2001年1月に新しく委員長に就任したPowell委員長は、地上デジタル放送への移行問題に関するタスクフォースを2001年10月に設置してその対応について検討していたが、11月、地上アナログ放送のデジタルへの移行を徐々にでも促進するため、より現実的な方向に条件を緩和する決定を採択した。主な内容は以下のとおりであり、要件をかなり甘くしている。

地上デジタル放送への移行促進に向けた緩和策

(1) 期限までに全ての提供地域でデジタル波に移行しなければ(商業局は2004年12月31日、非商業局は2005年12月31日)、未移行地域は電波干渉から保護されないことになっていたが、少なくとも地元で小規模でもデジタル放送を開始すれば良いこととし、徐々に提供範囲を広げることができるようにする。

(2) デジタル放送設備建設の許可を受けた者は、その設備が電波干渉から保護されるためには期限までにその全ての設備を建設しなければならないという義務を一時的に停止する。

(3) FCCは次回の検討で新しい移行期限を設定する。それは2006年末以前か、又は放送地域の85%の世帯がデジタル放送受信機を保有するようになる時のいずれか遅い方になる。

(4) 放送局は最小限の所からプライムタイムのデジタル化を開始すれば良いが、これはサイマル放送義務を軽減するものではなく、2003年4月1日からアナログ放送波の50%、2004年4月1日から75%、2005年4月1からは100%を実現しなければならない。

(5) 期限まで((1)と同じ)に都市部において電波出力を高める義務は変更無し。

(6) 設備建設期限(商業局は2002年5月1日、非商業局は2003年5月1日)の無期限延長はしない。

(7) 非常に限定的ではあるが、財務状況を理由とした設備建設期限の延長についても考慮する。

(8) 現在の放送局選定手続は変更しない。

(9) 受信機の性能標準、デジタル放送チューナー、ATSC PSIP標準等、現在提起されている技術的課題については、次回の検討で取上げる。

5. CATVに関する規制・政策

5.1 CATVの位置付け

1934年通信法はCATV事業を想定しておらず、規制はなかったが、1958年4月、放送局が、CATVを公衆電気通信事業として規制すべきと申し立てた。これに対し、送信内容を決定するのはCATV事業者自身であって加入者ではないことを根拠に、FCCは、CATVは公衆電気通信事業でないとする決定を採択した。

5.2 CATVに関する規制の変遷

5.2.1 CATVに関する規制の始まり

1962年2月、CATV事業者の子会社 Carter Mountain 社が公衆電気通信事業者として214条によりCATV伝送路用設備の建設許可を得たことに、地元放送局が異議を申立てた事案で、FCCは、マイクロ波を中継回線として利用するCATVの区域外再送信について、地元放送局を保護する観点から、地元放送局と重複する番組の再送信の中止と地元放送局の放送波の再送信を条件として課した(Carter Mountain 裁定)。この裁定で課された条件が、FCCのCATV規制の出発点となり、1965年4月、マイクロ波を中継回線として利用するCATVに対し、空中波テレビ局の要請があれば番組内容を変更することなく再送信しなければならないこと、区域外再送信においてローカル商業放送局との番組重複を差し控えなければならないことを定めた規則を制定した。これがCATVに関する初めての規則であり、ここから正式にFCCによるCATV規制が始まる。

1966年3月には、マイクロ波を中継回線として利用するCATVだけでなく、全てのCATVを対象にした再送信規則を採択した。この規則では、まず、1934年通信法で想定されていないCATVについて、マイクロ波を中継回線として利用するCATVだけでなく、全てのCATVについてFCCに規制権限があることを論証したうえで(FCCに規制権限があることは、1968年に連邦最高裁で確定した)、CATVが再送信できる空中波をテレビ市場規模の大小(上位100市場及びそれ以外)に応じて規制し、上位100市場では他区域放送波の受信が公共の利益(主としてローカルテレビ局の経営)を阻害しないことをCATV事業者が明らかにしなければならないが、それ以外の小規模市場では原則として規制しないことにした。

5.2.1 CATV規則の総合的な見直し

1972年2月、FCCはこれまでの規則を見直すと共に、CATV事業全般に関する総

合的な規則制定手続きを実施し、CATV規制を確立する規則を採択した。ここに採択された規則は、CATV事業規制の基本ともいべきものである。

以下の規制が、テレビ市場規模(4区分)に応じて適用されるが、上位のテレビ市場地域にあるCATVほど規制が重くなる。

表 I. 5-1 1972年 CATV総合規制の概要

再送信波について	①must-carry 規則 テレビ市場内の空中波放送全ての再送信を義務づける。 ②may-carry 規則 ①の他余剰容量がある場合、3大ネットワークや独立局などの再送信が可能。 ③leapfrogging 規則 ②の場合、できる限り隣接するテレビ市場の放送局を優先する。 ④シンジケーション番組規則 上位100市場のCATV事業者に限り、権利期間内の番組の再送信を禁止する。 ⑤ネットワーク番組規則 重複するネットワーク番組は地元に近い放送局の再送信を優先する。また、地元局が独占的放送権を持つネットワーク番組は再送信を禁止する。
チャンネルアクセス及び自主番組について	①チャンネル容量規則 上位100市場のCATVは20ch 以上の容量と非音声用上り通信機能が必要。 ②PEGアクセス規則 上位100市場のCATVは、公共・教育・政府(PEG: Public, Education, Government)用の専用チャンネルを提供する義務がある。 ③容量拡大規則 ①と②のチャンネル使用率が一定の率を超えた場合、6ヶ月以内に容量を拡大しなければならない。 ④自主番組規則 3, 500以上加入のCATVは、自主放送用の専用チャンネルを持たなければならない。

5. 2. 2 CATV規制の緩和

1975年9月から、ペイテレビ事業者Home Box Office(HBO)社がMSO最大手Teleprompter社に通信衛星による番組供給を開始した。それまでは、地上マイクロ波回線でケーブルシステムに中継していたが、衛星導入によって全国的な番組供

給が可能になり、多様な番組の視聴が全国的に可能となった。これ以後、CATV加入者数が爆発的に増加し、CATV産業の基盤が確立されることになった。

CATVが事業として立ち上がる一方で、1980年頃までに、1972年に確立された規則の多くが撤廃された。まず、1975年12月に、leapfrogging規則が撤廃された。これにより、衛星配信による全国放送を目的とした独立局(スーパーステーション)が誕生した。1977年12月、ペイテレビで送信可能な番組を定めた規則が撤廃された。この規則は、ペイテレビ事業者による人気番組買い占め防止を目的とするものであったが連邦裁で無効とされ、その決定を最高裁も支持したため撤廃されることになった。1978年2月には、連邦地裁がCATVチャンネルアクセス規則を無効とする判決を出し、最高裁も支持したため、1980年10月に撤廃された。1980年7月には、may-carry規則とシンジケーション番組規則が撤廃された。このように、1972年規則の内容は殆どが撤廃されることとなった。

5. 2. 3 1984年ケーブル通信政策法の制定

1984年10月、通信法第VI編として、ケーブル通信政策法が制定された。これは、地方自治体がフランチャイズ付与の際に課す条件が地域ごとに異なり、過大な条件を課す例も多かったため、全国的な基準が要請され、制定されたものである。主な内容は以下のとおりで、料金規制に関しては、原則として連邦も州も料金規制権限を持たず、フランチャイズを付与した地方自治体が持ち、有効な競争状況にない場合料金規則を受けるが、これは新規フランチャイズに対して適用され、既存のCATVシステムに対しては法施行から2年間の規制が可能であるのみで、事実上、地域独占状況で料金規制を撤廃するものであった。

1984年ケーブル通信政策法の概要

- ① 地方自治体がフランチャイズを付与するが、付与手続きは連邦が定める。
- ② 地方自治体はフランチャイズ料を課することができる。
- ③ 既存のCATV事業者に対しては基本ケーブルサービスの料金規制を2年後に撤廃する。
- ④ 地方自治体はPEGアクセスを義務づけることができる。
- ⑤ 一定の比率の範囲内のチャンネルを商用に他系列事業者に提供しなければならない。
- ⑥ テレビ局及び電話会社によるCATV所有を禁止。
- ⑦ 地方自治体はCATVを所有できるが、番組編成に関与できない。

5. 2. 4 1992年CATV消費者保護及び競争法の制定

事実上料金規制が無くなったCATVは料金の値上げが続き、消費者の不満は大きくなっていった。その結果、競争導入による料金引下げを支持する当時のブッシュ大統領の拒否権を覆し、CATV料金を規制し競争を促進する「1992年CATV消費者保護及び競争法(Cable Television Consumer Protection and Competition Act of 1992)」が成立した。同法は従来FCCの規則に委ねられていた「有効な競争状況」について法律上定義し、競争状況にないケーブルシステムは、自治体の料金規制を受けることにした。これにより事実上ほとんどのCATVが規制を受けることになった。また、この法律により、must-carry 規則が定められたほか、ケーブル番組ネットワークは、DBS(衛星デジタル放送:日本におけるCSデジタル放送に相当)などの競合メディアに対しても適正価格で番組を供給しなければならないことになり、DBSの成功につながるようになった。1993年4月1日、FCCが料金規制のガイドラインとなる規則を採択した。

5. 2. 5 地域電話会社のCATV事業進出

CATV市場に競争を導入するため、1992年7月、FCCは地域電話会社に映像配信サービスを認める決定を下した。ここで認められたVDT(Video Dial-Tone)サービスは、加入者の要求に応じて電話回線によりビデオ映像を配信するもので、CATVサービスではない。ちなみに電話回線で映像を配信するために開発された技術がDSLである。

電話会社自体は番組を提供するものではなく、伝送路を提供するだけであった。電話会社としては番組提供が認められなければ事業としての旨味がないため、同年12月、Bell Atlanticの子会社2社が、テレビ番組提供サービスは憲法上の権利であるとして、連邦政府・司法省・FCCを相手に提訴し、電話会社にテレビ番組提供サービスが認められないのは、表現の自由および法の下での平等に反すると主張した。バージニア連邦地裁は1993年8月、その主張を認容し、電話会社によるTV番組提供の禁止を定めたケーブル通信政策法は、憲法修正第一条(言論の自由の保障)に反し違憲であるという判断を下した。

5. 3 1996年電気通信法におけるCATV規制

5. 3. 1 OVS(Open Video System)の導入

1996年電気通信法では、電話会社によるビデオ番組提供サービスの提供の手段

としてOVSを定め、これを受けて同年5月、FCCがOVS規則を採択した。これによれば、電気通信事業者だけでなく、既存のCATV事業者もOVS事業者への転換が可能であるが、CATV事業者が営業地域内でOVS事業者に転換するには「効果的な競争」状態にあることを要する。また、OVS事業者は1つの独立系番組会社が使う容量を自社で使う容量以下に制限できる(原則としてOVS事業者は1/3まで自社利用できる)。CATV事業者に対する「must-carry規則」や「再送信同意規則」はOVSにもそのまま適用される。FCCはOVS伝送料金については干渉しない。また、OVSを公衆電気通信事業とは位置付けない。OVSはフランチャイズを取得する必要はない。

5.3.2 1996年電気通信法によるCATV料金規制の緩和

地域電話会社の参入による競争進展を期待して、1996年電気通信法では、以下のようなCATV料金規制の緩和を定めた。

1996年電気通信法におけるCATV料金規制

①基本サービスと、有料サービス以外の料金

基本サービスと、チャンネル・番組単位の番組サービスを除くケーブルサービスで、機器のレンタルや設置工事料金を含む「ケーブル・プログラミング・サービス」に対する料金規制は、1999年8月31日以降撤廃。

②小規模CATV事業者に対する料金規制

加入者5万人以下のフランチャイズ区域の小規模CATV事業者が提供するビデオ・プログラミング・サービス、または1994年末時点で唯一の規制サービスであった基本サービスに対しては、料金規制を適用しない。

③地域電話会社の番組サービスにより競争が発生した地域の料金規制

DBS以外の手段で地域電話会社によりビデオ番組サービスが提供されている地域のCATV事業者は、有効競争下にあるものとして料金規制が適用されない。

しかしながら、地域電話会社の参入によって競争が生まれ料金が安くなると思われたCATVは新規参入が進まず、デジタル多チャンネル衛星放送もまだ競争相手とは言えないため、依然として既存のCATV局が独占的地位を維持し料金が上がり続け、通信法改正が当初の目論見ほど成果が上がっていないため、FCCへの議会の風当たりは強い。

5. 3. 3 ケーブルシステム所有規則

2001年3月、ワシントン連邦控訴裁は、一つの事業者が持つことができる権益の上限を定めたFCCのケーブルシステム所有規則について、水平的規制(CATV、デジタル衛星放送、その他多チャンネルテレビ番組提供者[MVPD]の加入者総合計の30%まで)及び垂直的規制(CATV事業者のチャンネルのうち、そのCATV事業者系列の番組提供者が提供できるチャンネル数は40%まで)の両方とも無効とし、見直しを求める判決を下した。同裁判所は、FCCの規制権限を認めた2000年5月の判決において、1992年CATV消費者保護及び競争法に基づくケーブルシステム所有規制は、CATV事業者の表現の自由を制限することになるため必要以上の規制はできないとの解釈を示しており、水平的規制の上限30%についてはFCCの規制権限を超え、また、垂直的規制の上限40%については、論拠不足であると判示した。これを受けてFCCは2001年9月から再検討を開始した。

5. 4 ケーブルモデムによるインターネット接続

1999年6月、連邦地裁は、TCIを買収したAT&Tに、CATV網開放を義務づける判決を下した。AT&TはTCIのCATV網によるインターネットアクセスサービスは、特定のプロバイダーの独占とする方針を明らかにしていたが、AT&TのTCI買収に当たっては、多くのフランチャイズ当局がCATV網の開放を条件とし、特定事業者の独占にしないように義務づける決定を下した。AT&Tはフランチャイズ当局にそのような条件を課す権限は無いなどと主張して連邦控訴裁に控訴し、FCCも、新サービスの振興を図る立場からCATV網の開放義務賦課は時期尚早としてAT&Tを支持する姿勢を示したが、AT&Tが開放する方針に転換したことで、この問題は事実上決着した。なお、開放を求めている旗頭のAOLもCATV事業者大手のTime Warnerを買収し、自社に関してどのような方針を打ち出すか注目されていたが、AOLもアクセスの開放を表明した。

しかしながら、2000年6月、第9巡回連邦控訴裁判所は、ケーブルモデムによるインターネット接続サービスは電気通信サービスであるからCATVフランチャイズ当局に規制権限は無いという判決を下し、連邦地裁の判決を覆した。

広帯域サービス推進のため、FCCはこれまであえて規制の網にかけずにきたが、このように、CATVフランチャイズ当局がネットワークの開放を義務付けたり、裁判所がコモンキャリアサービスであるとしてフランチャイズ当局の規制権限を否定したりで、ケーブルモデムによるインターネットサービスの法的位置付けが不明確になってしまう結果となった。

そこでこの判決を受け、2000年9月、FCCは、ケーブルモデムによるインターネットサービスの現状を把握し、規制の枠組みを定めることを目的に、これまでの非規制方針を維持すべきかどうかについての調査手続を開始した。

2002年3月、FCCはケーブルテレビ網を利用したインターネット接続サービス(ケーブルモデムサービス)は「州際情報サービス」に分類され、従ってFCCの管轄であるとの決定を採択した上で、FCCの管轄の範囲やISPへの開放義務付けの必要性、州政府及びフランチャイズを与えている地方自治体の役割などに関する規則制定手続を開始した。今回の決定によれば、ケーブルモデムサービスは通信法に定める「ケーブルサービス」には該当せず、またケーブルモデムサービスには別サービスとして電気通信サービスの提供が含まれているわけではないため、コモンキャリアに対する規制も適用されない。

なお、この手続を開始するに当たり、FCCは、新規則はフランチャイズを与えている自治体が新たな規制を課す根拠とはならないこと、ケーブルモデムサービスの提供がケーブル事業者の公道利用権に影響を及ぼしてはならないこと、ケーブルモデムサービスを「情報サービス」であり「電気通信サービス」であると判断した連邦第9巡回控訴裁との整合性を取るため、FCCは規制を差控えることを仮決定している。

5.5 地上デジタル放送波の再送信

地域のCATV局は、当該地域の地上放送波を再送信する義務(must-carryルール)がある。FCCは地上デジタル放送についても義務付けるべきか検討を進めてきたが、2001年1月、アナログ放送からデジタル放送への移行期において、デジタル波とアナログ波両方の再送信(dual carriage)を義務付けることは、チャンネル容量などの関係から、あまりにもCATV事業者に負担を強いることになるため、現状ではdual carriageの義務は課さないことを決定した。dual carriageの取扱いについては、引き続き検討する。地上デジタル放送のみを実施する放送局の放送波については再送信する義務があるが、これに関しては、デジタル放送のみを提供しているテレビ局の申立てを審理した別の事案で、デジタル放送事業者がアナログに変換してCATV局に提供するならば従前どおり再送信する義務を課すが、デジタル波のみの場合、受像機そのものが普及していない現状から、地上デジタル放送移行に関する規則制定手続の進行を待ち、当面はデジタル波の再送信義務は課さないことを暫定的に決定し、2003年以降に見直すことにした。

Ⅱ．ヨーロッパの情報通信

Ⅱ. ヨーロッパの情報通信

1. 欧州連合の情報通信施策

1.1 第一次通信改革 — 1987年電気通信自由化グリーンペーパー —

欧州連合(EU)における電気通信の自由化は、1987年6月にEC委員会が発表した、EC諸国における電気通信自由化を勧告する報告書「EC市場における電気通信サービス、機器の統一市場推進に関するグリーンペーパー」(以後「グリーンペーパー」と記す)を画期とする。以後のEC各国の電気通信政策は、このグリーンペーパーに基づいて実施されたECの政策に基づいて実施された。

グリーンペーパーの主な内容は以下のとおりで、この段階では、まだ国家独占事業体(PTT)の存在を容認している。

EC市場における電気通信サービス、機器の統一市場推進に関する グリーンペーパー (概要)

- ◆ 機器の自由化
- ◆ PTTによるインフラストラクチャーおよび基本サービス独占の容認
- ◆ 基本サービス以外のサービスの自由化
- ◆ PTTが競争事業者に課する要件を明確に定める(ONP)
- ◆ 規制者と事業者の分離
- ◆ ETSI (欧州電気通信標準協会) の設立

1988年2月、EC委員会は、域内電気通信市場の自由化に向けたアクションプログラム「1992年におけるEC電気通信市場の形成に向けて」を発表し、グリーンペーパー実施のための政策とスケジュールを以下のように定めた。

同年6月、ECの最高意思決定機関であるEC閣僚理事会はEC委員会の電気通信自由化方針を支持する決議を採択し、これにより自由化に向けて正式に舵が切られることとなった。EC委員会はその後スケジュールに従い、電気通信の自由化プロセスを進めていくことになる。

グリーンペーパーの施行スケジュール

- ①1990年末までに、端末機器に全面的に競争を導入
- ②1989年から漸進的に電気通信サービスに競争を導入し、1989年末までに、音声、テレックス、データ通信以外の全てのサービスを競争に開放
- ③1989年末までに、公衆網に接続されていない受信専用衛星地球局を、漸次競争に開放
- ④料金をコスト主義に近付ける原則を漸次実現。1992年1月1日までに達成状況を再評価
- ⑤規制と事業運営の明確な分離
- ⑥ONPの確立
 - ◆ 1988年半ば: 専用線
 - ◆ 1988年末: 一般公衆データ網
 - ◆ 1989年半ば: ISDN
- ⑦1988年4月までにETSI(欧州電気通信標準協会)を設立
- ⑧1988年4月までに端末の型式認定に相互認証を導入
- ⑨1990年4月までに電気通信サービスに付加価値税を導入
- ⑩PTTの資材調達を自由化

1. 2 グリーンペーパー以後の自由化の推進

1. 2. 1 電気通信サービス自由化指令

1990年6月、EC委員会は、音声通話以外の電気通信サービスの自由化を目的とした、「電気通信サービス市場の競争に関する指令(サービス自由化指令)」を発出した。この指令は以下のように、基本サービス(主として音声通話サービス)以外の付加価値サービスを競争に開放することを定めたものであった。

サービス自由化指令の主な内容

- ①音声電話以外のサービスへの電気通信事業者の独占権を排除
- ②事業免許付与の条件を明らかにする
- ③パケット交換および回線交換データサービスの段階的自由化
- ④公衆網および専用網の提供についての非差別的、客観的な取扱いを定め、公表
- ⑤電気通信の自由化の進展状況を1992年にEC委員会が評価

1. 2. 2 相互接続

1990年6月、EC閣僚理事会が、「ONP実施により域内電気通信サービス市場を設立することに関する指令（ONP枠組み指令）」を発出した。ONP（Open Network Provision）は、競争事業者にネットワークを提供する際の条件を定めるもので、各サービス毎に設定する。つまり、競争を導入した競争分野における平等・公平な競争環境の整備を目指すもので、サービス自由化指令を支えるものである。この指令はONPを設定する際の基本原則を規定したものであった。

ONP枠組み指令の主な内容

- ①ONPの技術的インターフェース、利用条件、タリフ
- ②ONP提供の基本原則
- ③ONPの適用領域
- ④ONP設定の優先順位と作業の期限

1. 3 第二次通信改革 — 第1998年からの完全自由化を決定 —

1993年7月、EC閣僚理事会は、「電気通信分野における状況の見直しと同市場のさらなる発展の必要性」を決議し、1998年1月1日からの完全自由化及びその実現に向けた電気通信規制の見直しを決めた。これにより国家独占事業体（PTT）による基本サービス独占を容認するといういわば不完全な競争導入を定めた1987年のグリーンペーパーの枠組みを脱し、新たな局面に進むことになった。ただし発展途上の国（スペイン、アイルランド、ギリシャ、ポルトガル）は最大5ヶ年の延長が認められ、ネットワークの規模が小さい国（ベルギー、ルクセンブルグ）は2ヶ年までの延長が認められた。

1998年からの完全自由化決議 主な内容

- ①1994年1月1日までに移動・パーソナル通信に関するグリーンペーパーを公表
- ②1995年1月1日までに電気通信インフラとCATV網の将来政策に関するグリーンペーパーを公表
- ③1998年1月1日までの完全自由化にむけ、1996年1月1日までに規制の枠組みへの必要な修正を実施

1. 3. 1 完全自由化に向けた規定整備

1998年1月1日からの完全自由化実施に向けた環境整備が精力的に進められた。電話

会社が当初から民間企業だったのは世界的に見てアメリカくらいのものであり、ヨーロッパも国営電話会社が独占的にサービスを提供してきた。真の競争状態を作出するには、インフラでも競争が起きなければ国営電話会社がボトルネックとなってしまう、料金の低下やサービス品質の向上が期待するほどのペースでは向上せず、競争によって得られるはずの果実が生み出されない。インフラの独占と音声サービスの独占という国営電話会社の最後の既得権を剥ぎ取ることが、第二次自由化の主眼となる。

(1) インフラ自由化

1994年10月、欧州委員会がインフラの自由化に関するグリーンペーパー第1部を発表した。サービス自由化と歩調を合わせて段階的に自由化を進めることとし、まず第一段階として、すでに自由化されている衛星通信、移動体通信、地上系電気通信サービス用インフラの利用(そのサービス提供のためのCATVインフラ利用も含む)、に関して残っている規制を撤廃し、次に第二段階として、公衆交換電話サービス用インフラの自由化を実現することとした。欧州閣僚理事会でも、1998年1月1日までに域内のインフラの所有・建設やサービス提供を原則自由化することに合意した。

続いて1995年1月、欧州委員会は、インフラの自由化に関するグリーンペーパー第2部を発表し、1998年1月1日の通信自由化以後ネットワークインフラに関して採るべき規制政策を提案した。そこでは、ユニバーサルサービス確保のための基金を設置することや、事業者間の相互接続を円滑に進めるためのEU指令発出、電気通信設備建設免許付与手続き及び免許条件の設定の制限、公正競争の確保などが挙げられており、免許の付与や監督は従来どおり各国が行うこととした。

1995年10月、欧州委員会は、加盟国の賛成を要しないローマ条約90条に基づき、すでに自由化されている電気通信サービスのCATV網による提供を1996年1月まで認めるよう加盟国に求める指令を発出した。これは形式的には1990年のサービス自由化指令を修正したものである。

1996年3月、欧州委員会は、電気通信市場完全自由化の1998年1月1日実施を求める委員会指令をローマ条約90条に基づき採択した。代替インフラの開放については1996年7月1日からとした。指令は1990年のサービス自由化指令を修正する形式で、2003年1月1日までに加盟各国の状況を見直すことになっており、ユニバーサルサービスについての原則も定めた。

1996年7月1日をもってEU域内で代替インフラによるサービスが自由化されたが、この期日を守ることができたのは、15の加盟国のうちイギリス、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、オーストリアの5ヶ国のみであった。

1999年6月、欧州委員会は、電気通信網とCATV網を同一事業者が所有する場合、電気通信市場の発展を阻害し、技術革新が遅れ、電気通信とメディアと情報技術の融合による利益の十分な実現を妨げるとして、電気通信事業とCATV事業の構造分離を命ずるケーブル指令を採択した。電気通信事業者は、1999年末までにCATV事業を分離しなければならないものとした。欧州委員会では、この指令をアクセス系の広帯域サービス推進のための重要な一歩と位置づけた。

(2) 移動・パーソナル通信の自由化

1994年4月、欧州委員会は「パーソナル通信環境に向けて：域内の移動・パーソナル通信分野における共通アプローチに関するグリーンペーパー」を発表した。EUの移動体通信政策の方向性を示したもので、以下のように、設備・運用に関して完全な自由化を提案するなど、大胆な内容であった。

- ① ネットワーク運営事業者の排他的特権を全廃する
- ② 移動体通信サービスの提供に関する規制を全廃する
- ③ 移動体通信インフラの建設・運用を全面的に自由にする
- ④ 固定系網と移動体網との統合サービスの提供を自由化する
- ⑤ 汎欧州サービスの運営・提供を促進する

1996年1月、欧州委員会は、1996年1月1日からの移動体通信の完全自由化を定めた「移動体及びパーソナル通信に関する自由化指令」を発出した。

(3) 衛星通信の自由化

1994年10月、欧州委員会は、欧州連合全域における衛星網・地球局の設置、運用を自由化する指」を採択した。これは、端末機器自由化指令を修正し、衛星地球局を適用対象に含めるとともに、サービス自由化指令を修正し、衛星地球局の設置と音声電話サービス以外の電気通信サービスの提供を自由化するものであった。

(4) 免許手続きの共通化

透明で公正な免許手続きは、サービス完全自由化を実効ならしめる上で、欠くことのできない条件である。

1997年4月、欧州議会及び欧州閣僚理事会は、免許付与手続き及び免許条件に関する共通枠組み指令を採択した。一定の条件を満たせば自由に参入できること（general authorization）を原則とし、個別免許（individual licence）は限定的に認められ、周波数の不足を理由とする他は免許数を制限できないなど、付加できる条件の制限や手続きの期間

などを定め、非差別的取り扱いや手続の透明性を確保したものであった。また、EU域内での免許取得についてワンストップショッピング方式を導入することとし、各加盟国は1998年1月からの適用にあわせ、国内規定を整備しなければならないものとした。

(5) 相互接続

1997年6月、欧州議会及び欧州閣僚理事会は、ONP原則の適用によりユニバーサルサービス及び互換性を確保することに留意した相互接続に関する規制枠組みを定めた。相互接続の権利及び義務、相互接続料、相互接続会計、設備の併置・共用、接続交渉の調停など、広範囲にわたって原則を定めており、ある地域の特定サービス市場で25%以上のシェアを持つ場合、原則としてSMP(Significant Market Power)を持つ事業者に指定され、透明で非差別的でコストベースの相互接続を提供するよう義務づけられるものとした。

1.4 第三次通信改革 — 電気通信規制の抜本的見直し —

1998年1月1日から、EUの電気通信市場が完全に自由化された。ただし一部の国は猶予を受けており、ルクセンブルグは1998年7月1日から、スペインは1998年12月1日から、アイルランドとポルトガルは2000年1月1日から、ギリシャは2001年7月1日からとなった。なお、アイルランドは猶予期日の1年以上前倒しで1998年12月1日に実現した。

電気通信の自由化は一応達成されたが、1999年11月、欧州委員会は、伝統的に独占だった電気通信事業に競争を導入することを目的とした従来の過渡的規制政策から、競争市場を前提とした新しい競争政策への転換を図り、情報社会におけるヨーロッパの競争力を維持・強化し、情報通信分野での迅速な技術的変化に対応するため、これまでの検討結果を参考に、現在の通信規制の枠組みを抜本的に見直す手続きを開始した。

2000年4月、欧州委員会は諮問文書に寄せられた意見をもとに取りまとめた結果を発表した。新しい規制枠組は、規制枠組指令と、4つの個別の指令(免許・許可に関する指令、アクセス・相互接続に関する指令、ユニバーサルサービスに関する指令、データ保護に関する指令)からなり、2000年6月にこれら指令案を策定し、2001年中の採択を目指すこととした。主な内容は以下のとおりで、このほか、規制の柔軟性を確保するために勧告やガイドラインの活用を拡大することや、欧州統一規制機関の設置を提案した。

規制枠組指令案では、伝送技術の違いによって通信か放送かに分ける従来の分類が技術の進展によって無意味になっている事実を認識し、CATV網であろうと電力線であろうと、それが通信に利用される限りにおいて「electronic communications network」として定義し、インフラとサービスを分離する方針を打ち出している。この通信改革パッケージ

が対象とするのはあくまで電気通信分野であり、コンテンツを提供する事業及びコンテンツの中身そのものは規制の対象としない。

規制改革方針 主な内容

- ①諮問文書にある原則及び目的を規制枠組指令に盛り込み、国内規制の指針とする。
- ②全ての通信インフラ及び関連サービスを対象とし、また、伝送とコンテンツの結合に関する規定を設ける。
- ③全てのネットワーク及びサービスに関して一般的な許可手続きに移行し、周波数や番号の指定など資源が限られる場合のみ特別な使用権が与えられる。
- ④事前の規制が必要である分野では、ダイナミックな市場定義手続きを確立する。また、顕著な市場支配力を持つ事業者に課すことのできる義務を定義する。
- ⑤ユニバーサルサービスとユーザー及び消費者の権利を保障する。
- ⑥移動通信事業にナンバーポータビリティを導入する。
- ⑦周波数の売買を認める。
- ⑧通信分野における既存のデータ保護指令を更新する。

2000年7月、欧州委員会は、4月に発表した諮問結果に基づき、制定すべき指令案を集めた通信規制改革パッケージを発表した。欧州委員会が提案した規制改革パッケージは2001年12月に欧州議会の承認を得、2002年2月に欧州閣僚理事会が採択したことにより、正式に成立した。ただし、委員会案のうち電子通信プライバシー指令案はまだ欧州議会と欧州閣僚理事会の承認を得ていない。欧州委員会としては、このパッケージを施行するための方策（「顕著な支配力」評価ガイドラインの策定、各加盟国規制機関及び欧州委員会によって構成する「欧州規制者グループ」の設立、各加盟国代表及び欧州委員会によって構成する「無線周波数政策グループ」の設立など）を今後実行する予定である。

2002年2月に採択された通信規制改革パッケージ

- (1) 電子通信網及びサービスへの共通規制枠組みに関する指令
- (2) 電子通信網及び関連設備へのアクセスと相互接続に関する指令
- (3) 電子通信網及びサービスの免許に関する指令
- (4) 電子通信網及びサービスにおけるユニバーサルサービスとユーザーの権利に関する指令
- (5) 欧州共同体における無線周波数監理政策の共通規制枠組みに関する決定

1.5 第3世代移動通信サービス

第2世代の携帯電話システムでは、ヨーロッパで開発されたGSM方式が事実上の世界標準の地位を獲得した。第3世代でもヨーロッパが主導権を握るべく、1997年10月、欧州委員会はUMTS(Universal Mobile Telecommunications System:欧州での3G移動通信システムの呼び名)の開発環境整備に関する戦略及び政策に関する諮問文書を発表した。しかしながら、第3世代の開発ではNTTドコモが先行し、第2世代の日本標準が国際標準とならなかったことの反省から、早くから世界標準化に向けた働きかけを行っていた。

1998年1月、欧州電気通信標準化機構(ETSI)は、UMTS標準に、NTTドコモが開発中のW-CDMAをベースにヨーロッパの機器製造業者が主張するTD-CDMAを一部取り入れる案を採択した。直前にNTTドコモがTD-CDMAを一部取り入れる方針を表明しており、劣勢だったヨーロッパのTD-CDMA陣営がそれを受け入れたと言える。

1998年12月、欧州議会及び閣僚理事会は、第3世代移動通信システムを遅くとも2002年1月までに開始するため、加盟国に対し、特に免許手続きを2000年1月までには確立するよう求める決議を採択した。

この決議に沿って各加盟国は免許手続きを定め、多くの国はオークション方式を採用した。2000年3月からイギリスでオークションが始まり、続いてドイツでも実施された。先行したこの二国でのオークションでは、第3世代への期待から落札価額があまりにも高騰し、結果として第3世代の事業性を不透明にした。落札事業者は、高額の免許料負担のため財務状況が悪化し、通信事業者の株は売られ、深刻なリストラを迫られた。この二国以後は、オークションへの熱狂は沈静化し、高騰することはなくなったが、第3世代を導入するための設備投資が大きな負担になることに変わりはなく、冷静さを取り戻した各国事業者は、身の丈にあったスケジュールにより第3世代サービスを導入する方向に切り替わった。

2001年3月、3G移動通信サービスの速やかな開始を望む欧州委員会は、サービスの円滑な導入を促進するため、EUレベルで採るべき施策を提言した諮問文書を発表し、免許料を含む設備投資が事業者にとって大きな負担となっていることを考慮して、ネットワークインフラの共有を容認する方針を打ち出した。これにより、主要加盟国では、インフラの共有に乗り出す事業者が相次ぎ、それらの国の政府はインフラ共有が許容される範囲についてのガイドラインを定めているところである。

1. 6 情報社会の構築

1. 6. 1 欧州版情報ハイウェイ構想

(1) 「経済成長、競争力、雇用」に関する白書

1993年9月にアメリカ政府が発表したNIIアクションプランに触発され、同年12月、欧州委員会は、「経済成長、競争力、雇用」に関する白書を発表した。同白書は、情報ハイウェイ構築に1,500億ECUが必要で、1994～1999年に広帯域通信ネットワーク構築に200億ECU、ISDNの強化に150億ECU、電子サービスに120億ECUなど合計670億ECUの投資が優先的に実施されるべきと述べている。

(2) バングマン報告書(欧州版情報ハイウェイ構想)

1994年5月、電気通信を担当する欧州委員会委員であるバングマン氏を中心とする専門家グループでとりまとめた報告書「Europe and the global information society - recommendations to European Council」(バングマン報告書)が発表された。自由化を促進することにより高度電気通信インフラの整備を進めることを勧告しており、欧州版情報ハイウェイ構築のための当面の方向を示したものと解釈される。この報告書は6月24日に欧州閣僚理事会でその大綱が了承され、欧州連合の政策となった。1994年7月、欧州委員会は、バングマン報告を受け、「欧州における情報社会:行動計画」を発表した。そこでは、規制・法的枠組みの見直しやネットワーク・サービスやアプリケーションの開発・推進、社会的・文化的側面での取り組み、情報化社会促進に向けての広報などの項目について、今後の具体的施策・実施期限が示された。

1. 6. 2 eEurope構想

1999年12月、欧州委員会は、情報社会の実現を促進し、その利益がすべての欧州連合加盟国にもたらされることを目的に、「eEurope - An Information Society for All」と題する諮問文書を発表した。そこでは以下の10項目を掲げ、2000年～2002年末にかけて達成すべき具体的目標を目標を定めた。

eEurope構想における10項目

- ① 情報化教育
- ② 安価なインターネット
- ③ 電子商取引
- ④ 研究者用高速インターネット
- ⑤ 安全な電子的アクセスのためのスマートカード
- ⑥ 中小企業へのベンチャー資金
- ⑦ 障害者支援
- ⑧ オンライン・ヘルスケア
- ⑨ 高度交通情報システム
- ⑩ 電子政府

2000年6月、ポルトガルで開催された欧州理事会で、2002年までのeEuropeアクションプランが承認され、以下の3つの重点項目の下に定められている具体的対策を、2002年までに実現することとなった。

eEurope アクションプラン 重点項目

- ①安くて速くて安全なインターネット
 - ・安くて速いインターネットアクセス
 - ・研究・学術用高速インターネット
 - ・安全なネットワーク及びスマートカードを使った安全なアクセス
- ②情報化教育及び人材育成
 - ・デジタル時代に向けた青少年の育成
 - ・知識集約型経済における労働
 - ・全ての者が知識集約型経済に参加
- ③インターネット利用促進
 - ・電子商取引を加速
 - ・電子政府:公的サービスへの電子的アクセス
 - ・オンラインヘルスサービス
 - ・デジタルコンテンツ
 - ・高度情報交通システム

1.6.3 インターネット

(1) 有害コンテンツの規制

1997年11月、欧州委員会は、メディアを問わず、未成年者及び人間の尊厳を保護するため、全ての視聴覚サービス・情報サービスにつき、共通の規制枠組みを設定する諮問文

書を発表した。オンラインサービスにおける規制は、その困難さゆえに自主規制によって法律による規制を補完することとし、各国内レベルで各オンラインサービス事業者が自主規制を導入するための共通ガイドラインを設定すること、未成年者を含む公衆に教育や公共分野でのアクセスを拡大し、良質のコンテンツを推進して有害コンテンツと戦い、最終的にはコンテンツへのアクセスを親が管理できる手段の開発を呼び掛けること、を閣僚理事会に勧告した。

欧州閣僚理事会は、1998年9月、「未成年者及び人間の尊厳保護について各国内規制枠組みの調和を推進することによる、視聴覚・情報サービスの競争力強化に関する勧告」を採択した。欧州委員会の諮問文書に従い自主規制によることとし、①各国を代表する組織の設置、②自主規制ルール作成、③新しい保護策の研究・開発、④未成年者のアクセス拡大策、⑤この勧告実施状況の定期的検証、について産業界及び関係団体が協力することを勧告し、欧州委員会に関係各機関及び団体と協力して進めることを求めた。また、各国内レベルでの自主規制の定め方についてのガイドラインを添付した。

(2) 電子商取引の推進

1998年6月、欧州議会は、以下のような電子商取引に関する欧州構想決議を採択した。

電子商取引に関する欧州構想決議

- ①ヨーロッパレベルでの規制枠組みを定める。
- ②国際的な合意及び政策の国際的協調を進め、最低限のデータ保護に関する相互認証協定に向けてアメリカと交渉する。
- ③電子商取引のインパクトについて(特に雇用創出について)委員会が報告書を作成する。
- ④賠償問題等解決のための新たな国際調停機関の設置の必要性。
- ⑤関連技術の研究開発推進

1999年11月、欧州閣僚理事会は、電子署名に法的効果を認め、そのための認証業者の監督、認証業者の責任、認証技術の在り方などを定めた電子署名に関する欧州域内規制枠組み指令を採択した。同指令は2000年1月20日に発効した。

2000年6月、欧州議会及び閣僚理事会は、「情報社会サービス、特に欧州統一市場内における電子商取引の法的側面に関する指令(電子商取引指令)」を採択した。これは電子商取引関連規制の総仕上げとでも言うべきもので、加盟国は18ヶ月以内に国内法の整備が求められる。

電子商取引指令の主な内容

- ①電子メールによる広告やダイレクトマーケティングの規制
- ②オンラインでの契約を有効とするための法整備
- ③オンラインサービスプロバイダーの免責
- ④円滑な指令施行に向けた自主規制の奨励
- ⑤迅速な紛争解決のための法廷外仲裁機関の奨励
- ⑥権利侵害を早急に差し止める裁判手続きの整備

(3) 個人情報保護

1997年12月、電気通信部門における個人情報処理に関して、権利・自由の保護、特にプライバシーについて域内で同等の保護を保障し、個人データ及び電気通信機器・サービスの域内の自由な流通を保障することを加盟国に求める指令を閣僚理事会及び欧州議会で採択した。この指令は1995年10月24日採択の個人情報処理及び流通における個人の保護に関する指令を補完するものであるが、今回の指令では法人も対象とした。個人情報処理及び流通における個人の保護に関する指令は、1998年10月25日に発効した。

2000年12月、欧州議会及び欧州閣僚理事会は、EU域内における個人情報の処理及び個人情報の自由な移動に関する個人の保護を定めた欧州議会及び欧州閣僚理事会規則(Regulation)を採択した。Regulationは、EU法としてすべての加盟国に直接適用される性質のもので、各国は国内法を整備する必要がなく、またそれに反する法律を制定できない。

2. イギリスの情報通信

電気通信に関する規制緩和、自由化という点では、イギリスはヨーロッパにおいて先導的立場にあり、1980年代に英国で進められた競争推進政策は、他のヨーロッパ各国に対し影響を与えてきた。

1969年10月、英国郵便・電気通信公社が設立された。1977年、郵電公社調査委員会は、郵便と電気通信の分離、宅内機器の自由化などを勧告した(カーター報告)。しかし当時の労働党内閣はこの勧告を採用しなかった。

1979年5月、サッチャー政権が発足し、以後、小さな政府を目指す同政権のもとで、労働党政権下で棚上げされていた電気通信の規制緩和が進められることになり、1984年4月、BT民営化やOf telの設置を内容とする1984年電気通信法が制定され、8月に施行された。

2. 1 政策立案・規制の枠組み

2. 1. 1 政策立案

情報通信に関する政策を立案するのは、貿易産業省(DTI: Department of Trade and Industry)の管轄で、その中の通信情報産業部(Communications and Information Industries Division: CII)が担当している。貿易産業省は規制機関でもあり、免許の付与も行うが、政策立案が主である。実体上はOf telと緊密な連携を取って政策立案及び規制を実施しており、Of telの果たす役割は大きい。

2. 1. 2 規制機関

1984年電気通信法により、独立の規制機関として Office of Telecommunications (Of tel)が1984年8月に設置された。Of telは、英国において免許条件の施行及び電気通信環境の監督について責任を負い、その長官は貿易産業大臣が任命する。

(1) Of telの組織

Of tel長官は貿易産業大臣によって任命され、任期は通常5年である(再任可)。Of telの予算はほぼ事業者からの免許料収入でまかなわれている(予算は議会からつくが、その額はほぼ免許料収入と同額である)。規制機関ではあるが、政策立案についても貿易産業大臣に助言し、事実上大きな役割を果たしている。職員数はおおよそ160人である。

(2) Oftelの所管事務

主な業務は以下のようなものである。

- ①免許条件の施行、変更(免許の付与自体は貿易産業大臣の権限)
- ②事業者間の問題の裁定
- ③事業運営の監督
- ④電気通信に関する事項及び免許付与について貿易産業大臣に助言
- ⑤利用者の苦情処理、広報
- ⑥電気通信分野における公正取引委員会的役割

(3) Oftelの改革

1998年7月、貿易産業省は、同省が進めている公益事業規制見直しの一環として、Oftelの改革を発表した。最大の改革は、Oftel長官を廃し、常設委員会を最高機関とすることである。これに基づき、同年11月、現長官を委員長に4人で構成する委員会を設置した。

2. 1. 3 規制体制の見直し

2000年12月、通信と放送をそれぞれ管轄する貿易産業省と文化・メディア・スポーツ省(DCMS)が共同で、通信と放送の融合に向けた21世紀の規制体制枠組みを定めた通信白書(「Communications White Paper - The Future of Regulation for Telecommunications and Broadcasting -」)を発表し、放送・電気通信・周波数監理など、通信関係の規制機関を、新設するOFCOM(Office of Communications)に一元化する方針を明らかにした。

2001年7月、DTIとDCMSが共同で、OFCOM設置法案を公表した。現在5つの規制機関〔Oftel(電気通信)、Independent Television Commission(商業テレビ放送)、Radio Authority(商業ラジオ放送)、Broadcasting Standards Commission(放送番組基準)、Radiocommunications Agency(周波数監理)〕が管轄している放送及び電気通信関係の規制権限をOFCOMに一元化する。内容は設置準備法案とも言うべきもので、OFCOM設置とOFCOM一元化への準備作業を定めている。これに伴い電気通信及び放送の規制枠組みを見直す通信法案も用意されている。現在はまだ両法案とも成立していないが、2003年から一元的規制が開始する予定である。

2. 2 これまでの規制緩和

1981年10月、郵便と電気通信を分離して、英国電気通信公社(BT)が発足した。11月には、第二次大戦後国有化していた Cable & Wireless(C&W)を民営化した。

1982年2月、貿易産業省はC&Wの子会社である Mercury Communications Ltd. (MCL)に公衆電気通信事業の免許を付与し、BTとMCLの複占による競争体制が導入された。この複占体制は、1990年まで維持されることになった。

1983年4月、MCLがマイクロウェーブを利用してロンドン市内で専用線サービスを開始した。これによりBTの独占が崩れ、本格的な競争が始まることになった。

2. 2. 1 BT民営化

1984年4月、BTの民営化やOfTelの設置を内容とする1984年電気通信法が制定され、8月に施行された。同法はCATV事業と電気通信事業の相互参入も認め、CATVの事業者の電気通信サービスは地域サービスのみとし、中継回線は Mercury を利用するよう義務づけていた。同法に基づき、BTは8月に民営化し、12月に株式の50. 2%が39億2, 000万ポンドで売却された。この後、1991年末にBTの株式が更に21%放出され、1993年6月には株式の政府所有分の残り22. 7%が放出され、すべての株が民間の手に渡った。これにより政府は特別株式(黄金株)を持つのみとなった。1997年7月、さらに政府はこの特別株式を償還する決定を下し、BTは完全に政府の手を離れた。

2. 2. 2 複占体制の見直し

1990年11月、貿易産業省は、「競争と選択：1990年代の電気通信政策 (Competition and Choice: Telecommunications Policy for the 1990s)」と題する諮問文書を発表し、複占体制の廃止などを含む広範な競争促進策を提言し、利害関係者の意見を求めた。1991年3月、その結果を基に、電気通信分野に一層の競争を導入する政策に関する白書を議会に提出した。複占体制の廃止など一層の競争導入や、CATV事業者の電話サービス提供条件の大幅緩和、国際専用線単純再販売解禁 (ただし相手国との相互主義) などを定めたもので、以後この白書に基き政策が進められることになった。

1996年6月、貿易産業省は、設備ベースの国際サービス事業者をBTと Mercury の複占としてきた規制を廃止し、新たに免許を受け付けることを発表した。また、国際専用線の単純再販をすべてのルートで認めることにした。12月、AT&Tの現地子会社ほか、Global One など全44社に国際免許が付与された。なお、この免許を補完するため、OfTelは、1997年2月、WEIO (Well Established International Operator) に対するガイドラインと計算料金協定に関するガイドラインを発表した。WEIOは、市場支配力を持つ事業者として、他の事業者よりも厳しい規制を受ける。

2. 2. 3 外資規制

1993年9月、政府は外資事業者に事業免許を与えることを発表した。国内ではあらゆるサービス、国際については国際単純再販サービスを可能とする。ただし、国際単純再販については相互主義をとり、当時可能な国はオーストラリア、カナダ、スウェーデンの3国であった。この段階では自社設備によるサービス提供は認めていない。これにより、スウェーデンのTeliaは免許を受けてイギリスにTelia International UK Ltd.を設立し、1994年4月末にサービスを開始した。

1994年10月、米連邦通信委員会(FCC)が9月に英米間の国際専用線の再販を認める決定を下したのを受け、貿易産業大臣は、英米間の国際専用線の再販を認める決定を下した。これにより、1994年12月、AT&Tは国際専用線の再販を含む広範な事業許可を取得した。一方、1995年2月2日、FCCはBTの米現地法人であるBTNAに英米加間の国際専用線再販を認めた。

なお、1997年7月、政府はBTに対して所有していた特別株式を償還する決定を下し、BTは完全に政府の手を離れた。当時、BTはアメリカの長距離通信事業者であるMCIを買収することで合意していたが、特別株式を通じたイギリス政府によるBT支配をアメリカ政府が問題視し、両社の合併に懸念を表明した。イギリス政府は、その障害を無くすために償還に踏み切ったものである。その後BTとMCIの合併は御破算となったが、この決定により、イギリスの電気通信事業者に対する外資規制は完全に撤廃されたことになる。

2. 3 産業振興施策及び競争施策

2. 3. 1 通信と放送の融合

1998年には、情報社会構築に向けた貿易産業省の重要な産業振興施策がいくつか発表された。まず、1998年4月、競争導入による広帯域ネットワーク建設促進のため、「Broadband Britain — A Fresh look at the Broadcast Entertainment Restrictions」と題する文書を発表し、BTなど公衆電気通信事業者(PTO)に免許条件によって課されている放送事業への参入規制を撤廃する方針を明らかにした。CATVのフランチャイズとなっていない全国の17%の地域について、即時に電気通信事業者その他による放送番組提供を認めるほか、2001年1月1日から全ての地域で電気通信事業者その他による放送事業参入を認める内容であった。

2. 3. 2 家庭及び小規模企業への広帯域サービスの普及

Oftelは、1998年12月、家庭及び小規模企業への広帯域サービスの普及を促進するため、「Access to Bandwidth:Bringing higher bandwidth services to the consumer」と題する政策諮問文書を公表し、Oftelが採るべき競争政策について調査を開始し、検討を進めてきたが、1999年11月、地域網開放に関する政策文書「Access to Bandwidth:Delivering Competition for the Information Age」を発表し、諮問文書で提示したオプション2(MDF接続により加入回線を部分的専用線として提供)とオプション4(BTのADSLサービスを卸売りで提供)の両方の形態を採用することを決定した。

2. 3. 3 1998年競争力白書

1998年12月、貿易産業省は、「Our Competitive Future: Building the Knowledge Driven Economy」と題する、英国の競争力育成に関する白書(1998年競争力白書)を発表した。政府の役割として、研究開発促進や産業育成のための財政的支援措置、企業家精神の育成、ベンチャービジネスへの経済的支援・助言などを挙げている。具体的にはEC(電子商取引)の推進を中核に据え、2002年までにイギリスが世界で最適のEC環境になるよう整備すること、2002年までに100万の中小企業がデジタル市場に参加すること(現在の3倍)などを目標としており、そのためのEC法の制定や民間主導による消費者保護の確立、国際協力などが課題として挙げられた。

2000年2月末、1998年競争力白書に述べられたコンテンツ産業強化方針に基づき、「UK Digital Content An Action Plan for Growth」と題する行動計画を貿易産業省が発表した。主な内容は以下のとおりで、DCFは3月に発足し、出版業や放送業その他メディア企業など20の業界団体が参加した。

- ①推進する組織として業界団体「Digital Content Forum (DCF)」を設立する。DCFは、人材教育や資金の調達、マーケティング、輸出、振興などの問題について、政府や学界、その他の機関・業界と協力する。
- ②「contentUK.org」というインターネットポータルを開設する。
- ③イギリスのコンテンツ産業及びニューメディア産業を国内外で売り込む。
- ④デジタルメディア分野に専門職を確立する。
- ⑤起業者を支援し、投資者を探す手助けをする。
- ⑥イギリスのデジタル・双方向・融合メディア企業のデータベースを作成する。

2. 3. 4 新競争法の成立

1998年11月、ローマ条約85及び86条に基づく新競争法(1998年競争法)が成立し、2001年3月1日から施行された。反競争的行為を防止するため大幅に権限が強化され、Office of Fair Trading(OFT:公正取引庁)及び該当セクターの規制機関(電気通信分野ではOf tel)が共同で権限を執行することになる。2000年2月、OFT及びOf telが新競争法施行ガイドラインを公開した。それによると、新競争法により反競争的行為及び市場における支配的地位の悪用が禁止され、反競争的行為の疑いのある企業に対しては強制調査が可能で、違反に対して国内収入の最高10%の罰金を最長3年科すことができる等の新しい権限が盛り込まれている。

2. 3. 5 相互接続料金規制

1997年10月、Of telは、BTの相互接続料金に価格上限規制を導入する免許改正を実施した。それによれば、競争的な相互接続市場が成立していない場合は小売物価指数(RPI) - 8%の上限規制が課せられる。料金は長期増分コスト(LRIC)で計算され、過去の投資は反映されない(期間は1997年10月1日から4年間)。競争的な市場が成立している場合、BTは自由に料金を設定できる。このほか、独立系情報サービス事業者に自社と同等の条件で提供しなければならないサービスの範囲を拡大することや(1998年1月施行)、免許条件の履行を確保するための措置(1997年9月30日施行)が免許に盛り込まれた。

2. 3. 6 電話番号ポータビリティ

イギリスの電話番号ポータビリティは1996年5月から始まっているが、1997年4月にOf telは現在BTにのみ課されている電話番号ポータビリティ提供義務を、固定電話サービスを提供する全ての事業者に課するための免許条件変更を提案し、同年12月に主要事業者の合意を得た。これにより、BT以外の主要事業者も電話番号ポータビリティの提供が義務づけられることになった。

1999年1月、携帯電話およびPCN4社が電話番号のポータビリティを開始した。また、2000年1月、欧州委員会の指令に基づき、固定系電話サービスを提供する全ての事業者に、電話番号ポータビリティを義務づける規則及び免許改正を施行した。

2. 3. 7 優先接続

1999年2月、Of telがBTと Kingston の加入者に優先接続(pre-selection)を導入する方針について正式決定した。イギリスは設備ベースでの競争を促進するためイコールアクセスをあえて採用しない政策を推進してきたが、EU指令に従うことになった。EU指令では2000年1月1日から実施することになっており、Kingstonは指定期日通り開始したが、BTが開始したのは2000年12月からであった。

2. 3. 8 ユニバーサルサービス

BT及びKingstonに現在適用されているユニバーサルサービス提供義務が1997年9月30日から2001年9月29日で切れるため、2000年9月、Of telは、2001年10月以降のユニバーサルサービスに関し、以下のような内容の諮問文書を発表し、一般からの意見を求めた。基本的にこれまでの規制方針を踏襲しており、ユニバーサルサービス基金を創設しない方針は継続していた。

- ①ユニバーサルサービスの拡張については、欧州委員会が7月に発表した規制改革パッケージの中の「ユニバーサルサービス及びユーザーの権利に関する指令案」に従う。
- ②ユニバーサルサービスコストは、これまでどおりBTとKingstonの負担とし、ユニバーサルサービス基金は設置しないが、BTやKingstonからOf telの算出コストを覆すようなデータの提出があれば見直す。
- ③携帯電話の普及率が50%に及ぶことを考慮すると、固定系アナログ電話を最低限保障されるサービスとすることに問題はないか。
- ④BT及びKingstonが低所得者向けに提供しているサービスは今後も継続する。

2001年8月、Of telは調査結果に基づき、BT及びKingstonに現在適用されているユニバーサルサービス提供義務を2001年10月以降も概ね継続することとし、ユニバーサルサービス基金は創設しない方針は堅持した。

2. 4 周波数管理施策

2. 4. 1 周波数オークション制度の導入

1998年3月、周波数の使用効率を高めることを目的に、1949年無線電信法を改正した1998年無線電信法が成立した。市場原理をベースにした電波使用料の設定や無線免許のオークション制が導入され、第3世代移動通信サービス用周波数免許はオークションによって付与されることになった。1998年10月、無線通信庁は、適切な枠組み内において免許人間での免許の自由な売買を可能にすること、及び免許移転を容易にすることにより免許人の行政手続き負担を軽減する方針を明らかにした。ただし免許の売買は、現状では法規を改正しなければならない。

2. 4. 2 第3世代移動通信システム(IMT-2000)

第3世代移動通信免許のオークションは、イギリス初の周波数のオークションとなっ

た。2000年初めのオークション実施に向けて、1999年6月、貿易産業省は、第3世代移動通信システムの概要、オークション実施スケジュール、入札要領等を定めた方針文書を公表した。免許の種類は5つで、既存事業者数より一つ多く、帯域が最大の免許は、新規参入者に優先的に与えることになっていた。

既存の4社に加え内外9社が参加を申し込み、合計13社で3月6日に始まったオークションは、落札価額合計224億7,740万ポンドとなり、4月27日に終了した。落札者は以下の5事業者で、免許の種類は、A免許($2 \times 15\text{MHz} + 5\text{MHz}$)が一つ、B免許($2 \times 15\text{MHz}$)が一つ、($2 \times 10\text{MHz}$) + 5MHz (C、D、E)が3つの計5つで、新規参入者向けに設定された帯域が最大のA免許は、TIW UMTS (UK) Limitedが獲得し、他の4つは既存事業者が落札した。なお、7月、NTTドコモがTIW UMTSへの資本参加を発表した。

表Ⅱ. 2-1 第3世代移動通信システム用周波数落札者及び落札金額

免許	落札者	落札価額
A	TIW UMTS (UK) Limited	£ 4,384,700,000
B	Vodafone Limited	£ 5,964,000,000
C	BT(3G) Limited	£ 4,030,100,000
D	One2One Personal Communications Limited	£ 4,003,600,000
E	Orange 3G Limited	£ 4,095,000,000

2. 4. 3 広帯域無線アクセスシステム

2000年11月、28GHz帯を利用した広帯域固定無線アクセス(BFWA)用周波数のオークションが行われた。全国14の地域にそれぞれ3つずつ合計42の免許が与えられる予定であったが、6事業者が都市部で合計16の免許を落札しただけで、売却総額は3,800万ポンドに終わり、2匹目の泥鰌を狙って総額20億ポンドの収入を期待していた政府には大誤算となった。落札事業者は、Energis、Norweb、Faultbasic、BroadNet、Chorus Communication、Eircom NIである。全てが地方免許で、全国免許が無かったのがオークション失敗の原因という指摘があった。

2001年2月、貿易産業省は、売れ残った帯域の売却方針を発表した。それによれば、免許を求める者は、政府が設定した最低価格で入札し、もし他に競合者がいない場合、その価額での落札になる。競合者が現れた場合、オークションとなる。

3. ドイツの情報通信

ドイツの電気通信の統合は、西が東を吸収する形で実施されたが、旧西ドイツの電気通信は、強固なドイツ連邦郵電省(DBP)の保護のもとでサービス提供が独占され、伝統的に最も規制され管理された市場の例として挙げられてきた。しかしながら自由化圧力に抗しきれず、政府は規制枠組みを見直すと共に、電気通信市場の環境変化、電気通信と情報処理の統合などについても考慮することになった。

3.1 Witte報告

1985年3月、郵便・電気通信事業のあり方を総合的に検討するため、ミュンヘン大学教授のWitte氏を委員長とする電気通信制度諮問委員会(Witte委員会)を発足させた。Witte委員会は、1987年9月、以下のような電気通信事業の自由化を勧告する報告書(Witte報告)を発表した。

Witte報告の主な内容

- ◆ 郵電省から郵便、電気通信の両事業部門を公社形態にして分離し、電気通信事業体を Telekom と称する。
- ◆ Telekom は通信網と音声サービスを独占し、その他のサービスを競争に開放する。
- ◆ サービスの種類を独占サービス、規制サービス、非規制サービスに分類し、Telekom は規制サービスの提供を義務付けられ、民間業者は非規制サービスを提供することができる。

3.2 第一次電気通信改革

1989年4月、Witte委員会の報告書を基にした新法が制定され、DBP組織法及び電気通信設置法、EC指令が、1953年以来の郵政法や旧設置法、電気通信規則に取って代わるようになった。この法律は、DBPの事業部門から規制部門を分離する(現在は連邦郵電大臣が全ての規制について責任を負う)こと、DBP内の郵便、銀行、電気通信のそれぞれの部門を財政的にも組織的にも分離すること、顧客宅内設備市場及び全てのデータサービスを自由化することを定めた。

DBPを三つの公共事業体に分割し、市場原理に基づいて運営される効率的な会社組織を作り上げることが、DBP再構築の目的であり、DBPの事業部門は規制機関と切り離され、以下の三事業体に分割された。

- Deutsche Bundespost Postdienst(郵便事業)
- Deutsche Bundespost Postbank(郵便貯金事業)
- Deutsche Bundespost Telekom(電気通信事業)

この改革に基づき、1990年1月、公社としてDBP Telekomが発足した。DBP Telekomはネットワークインフラストラクチャ、リアルタイム音声電話サービス、電話交換網に関して独占を保持することになった。ただし旧東ドイツ地域に早急に音声通信を確率する必要に迫られた郵電省は例外を認め、旧東ドイツ地域との間を結んで電話サービスを提供する事業者に免許を付与した。1990年7月1日に、最初の電話送受器市場が開放された。

3. 2. 1 DBP Telekom

DBPの再編成により、連邦郵電大臣が電気通信に関する全ての規制権限を有し、DBP Telekomが電気通信事業を運営する体制となった。新しい規制の枠組みでは、競争に関する規制の観点から電気通信サービスが以下の三つに分類された。

表Ⅱ. 3-1 電気通信サービスの分類

①独占サービス	DBP Telekomによって独占的に提供され、競争は許されない。これには、ネットワーク伝送サービスと電話サービス(リアルタイム音声伝送)が含まれる。
②義務的サービス	DBP Telekom及び他の事業体によって提供される。DBP Telekomはこれらのサービスを全国的に同一の料率で提供しなければならない。
③非規制サービス	競争に開放され、いかなる規制も受けない。

3. 2. 2 DBP Telekom民営化

1992年7月、ドイツ政府はDBP Telekomを含む国営企業20数社の民営化を閣議決定し、1993年6月、郵電事業の民営化について、与野党間で概ね合意した。主な内容は以下のとおりで、1994年に法律を整備し、1996年に第一回目の株式放出を予定した。

- ◆ 電気通信、郵便、郵便貯金の3事業体をそれぞれ株式会社としさらにその3社を統括する持株会社を設立する。持株会社は公法の適用をうける。政府は持株会社の過半数の株式を所有し、各事業会社の株式の過半数も所有する。
- ◆ 免許付与の権限を持つ規制機関を新設する。
- ◆ 必要な法律の制定及び憲法の改正。

これを受け、1994年7月、DBPの現業部門であるDBP Telekom(電気通信事業)、DBP

Postdienst(郵便事業)、DBP Postbank(郵貯事業)の民営化に必要な法改正が国会で成立し、1995年1月から段階的に株式会社化することになった。DBP Telekom は Deutsche Telekom AG となり、政府の利益を代弁する機関としての持株会社が Deutsche Telekom AG を含むこれら3事業会社の上に設立される。Deutsche Telekom は1995年1月1日に正式に発足した。

3.3 第二次電気通信改革

3.3.1 新法制定までの経緯

1998年1月1日から電気通信を完全自由化することがEUで本決まりとなり、それに合わせた国内法の整備が緊急の課題となってきた。そこで、郵電大臣は1995年1月末、市場開放に向けた以下のような法的枠組整備スケジュールを発表した。

- ◆ 音声サービス及びインフラの開放はEU指令どおり1998年1月1日。
- ◆ 企業網の第三者利用の開放は1998年1月1日以前になり得る。
- ◆ 1998年1月1日の開放に向けて、1995年上半期に電気通信法草案を提示し、1996年夏までに法案を可決し、1997年夏には免許を付与。

さらに3月、以下のような電気通信市場開放の基本原則を発表した。

- ◆ 1997年春に免許申請を受け付け、免許を交付する。事業の開始はEUが定めた期限である1998年1月から。
- ◆ 参入者数は制限しない。
- ◆ 市場シェアが25%以上の者はユニバーサルサービス提供義務を負う。
- ◆ ユニバーサルサービス提供義務を負う事業者は相互接続義務を負う。
- ◆ 料金は規制機関(設立予定)の認可を得る。価格上限制が採用される見込み。

1995年6月、郵電大臣は具体的な電気通信法草案を発表した。11月、政府は野党SPDと電気通信市場開放原則で合意し、法制化が実現する見込となった。

一方、Deutsche Telekom、France Telecom、Sprintの3社で進めていた国際合併事業について、欧州委員会が認可の条件として1996年7月1日までのインフラ自由化を義務づけた。このため、法制定スケジュールが早められることになり、1996年1月末に電気通信法案を閣議決定した。法案の主な内容は以下の通りであった。

- ◆ 免許数に制限なし。
- ◆ ユニバーサルサービスの取扱いはEUの方針に準拠する。
- ◆ 市場支配力を持つ事業者は特別な監督下に置かれる。

- ◆ 独立した連邦規制機関が設置される。

3. 3. 2 1996年電気通信法成立

1996年6月、電気通信法案が連邦議会で可決され、両院協議会で微修正の上、7月、連邦参議院で可決された。これにより新電気通信法が成立し、電気通信の完全自由化が図られることになった。11月には Deutsche Telekom が日米欧で同時上場(日本では19日)し、約200億マルクを調達した。

10月、新法に基づき、連邦郵電省は、第二の通信事業者としてC&WとVebaの合併企業である Vebacom(全国免許)、アメリカ資本の Colt Telecom(地域免許)、及び NetCologne(地域免許)に免許を与えた。

3. 4 1996年電気通信法による新体制

3. 4. 1 免許制度

新法では、公衆伝送路運営免許として、

- ◆ 移動無線伝送路運営免許(クラス1)
- ◆ 衛星通信伝送路運営免許(クラス2)
- ◆ クラス1及びクラス2以外の伝送路運営免許(クラス3)

を定め、さらに、自ら運営する設備による音声電話サービス免許(クラス4)がある。クラス4免許単独では公衆伝送路運営免許は含まれず、上記の公衆伝送路運営免許を得た上で音声電話サービス免許を得る必要がある。

3. 4. 2 規制機関

Deutsche Telekom と民間事業者との間の競争に関する全ての事項及び免許に関する事項は、新電気通信法により、独立の規制機関が管轄する。過渡的措置として、1997年中は郵電省であったが、郵電省は1997年末をもって解体され、連邦経済省の下に電気通信及び郵便に関する新規制機関として Regulatory Authority for Telecommunications and Posts (Reg TP)が設立された。

(1)Reg TPの組織

代表者1名及び副代表者2名は、諮問委員会の推薦に基づき連邦政府が指名し(4週間以内に連邦政府の同意を得られなければ推薦権を失う。最終決定権は連邦政府にある)、連邦大統領が任命する。諮問委員会はこの機関内に設置される。諮問委員会の委員は連邦下院・上院から各9名が選ばれる。この機関が定める規則は経済大臣の認可が必要であ

る。

(2)Reg TPの主な権限

電気通信法上、主として以下のような権限が定められている。

Reg TPの主な権限

- ①免許の付与
- ②タリフの認可
- ③ユニバーサルサービス実施事務(実施状況の調査・補填金額の確定など)
- ④事業者の監督
- ⑤周波数使用計画の策定、周波数の指定
- ⑥免許等の行政処分に対する不服申立ての審判

3.5 マルチメディア法

1997年7月、マルチメディア法が可決・成立し、8月1日から施行された。電子署名に法的効力を認めるなど電子商取引の法的基盤を世界に先駆けて確立するほか、プライバシーの保護や猥褻・暴力コンテンツの規制も含んでいる。マルチメディア法第3款が「1997年電子署名法」と呼ばれるものであるが、これをEU指令に基づき修正した新しい電子署名法が2001年3月に成立し5月から施行された。旧法は政府主導色の強いものであったが、世界の趨勢となっている民間主導の考え方を採り入れたものになっている。

3.6 第3世代移動通信システム用周波数オークション

2000年8月、ドイツの第3世代移動通信システム用周波数オークションが行われ、総額994億マルクで落札された。12ブロック(1ブロック:2×5MHz)のオークション終了後、対を持たない1×5MHz(5帯)のオークションを、ブロックの落札者を対象に実施した。以下の6事業者が落札してオークションは終了し、政府の売却収入は総額993億6,820万マルク(約5兆円)となった。免許期間は2002年1月1日から20年で、2003年末までに人口の25%、2005年末までに同50%をカバーしなければならない。

表Ⅱ. 3-2 第3世代移動通信システム用周波数の落札者

落札事業者	獲得帯域	落札価額
E-Plus Hutchison	2×10MHz +1×5MHz	164億9,180万マルク
Group 3G (Telefonica/Sonera)	〃	165億6,870万マルク
Mannesmann Mobilfunk	〃	165億9,480万マルク
MobilCom Multimedia (France Telecom と共同)	〃	164億9,100万マルク
T-Mobil	〃	167億490万マルク
Viag Interkom	2×10MHz	165億1,700万マルク

2001年6月、RegTPは、欧州委員会が3Gインフラ共有を容認する方針を打ち出したのを受け、高額の特許料及び設備投資の負担に喘ぐ落札事業者のため、3G移動通信事業者の設備共有が容認されるガイドラインを発表した。なお、免許条件を改正するのではなく、免許条件の解釈により設備共有を容認する方法を採った。解釈によって示されたガイドラインの主な内容は以下のとおりで、かなりの程度共同使用を認めている。

3Gインフラ共有ガイドライン

- (1) アンテナ設置場所、アンテナの柱、アンテナ、ケーブルなどの共同使用は可能。
- (2) 基地局(Node Bs)やリピーターや電力設備を収容する設備(SSC)の共同使用、すなわち基地局の共同使用は、いわゆる「機能の支配」(完全なネットワーク支配)及び競争事業者としての免許人の独立性の観点から考慮しても上記(1)を超えるものではなく、従って免許条件に反するものではない。
- (3) 物理的に区別されるNode Bでなく、同じユニット内にあり論理的に区別されるNode Bの使用については、自社割当て周波数のみの使用、運営保守の分離、機器増設(事業拡張)の排他的自由性など、免許人が完全なネットワーク支配及び競争事業者としての独立性を保持する場合認められる。
- (4) 物理的に区別されるRNCs(Radio Network Controllers: 基地局、つまり無線資源を管理する機器)でなく、同一ユニット内にあり論理的に区別されるRNCsの使用については、運営保守の分離、機器追加(事業拡張)の排他的自由性など、免許人が完全なネットワーク支配及び競争事業者としての独立性を保持する場合認められる。
- (5) ネットの核となる部分、たとえばMSC(Mobile Switching Center: 呼を設定する交換ノード)の共同使用は、周波数の共同利用につながるため、免許条件違反となる。

4. フランスの情報通信

4. 1 ノラ・マンクレポート

4. 1. 1 ノラ・マンクレポート

1975年4月22日の閣議で社会の情報化に対する政策指針を調査することが決定され、シモン・ノラ氏に調査が委託された。その調査結果「社会の情報化(L'informatisation de la societe)」をノラ氏とアラン・マンク氏が連署して、1978年1月、当時のジスカールデスタン大統領に提出した。このレポートは、電気通信と情報処理技術の融合(「telematique」と名付けた)に伴う高度情報化社会が到来することを予想し、そのための体制整備と政策実施の必要性を強調したものであった。Telematique という概念はフランス独特のものである。通信と放送を全く別物として区別する国の一般的な法制度の下では、あるサービスが通信に分類されるか放送に分類されるかで、適用される規制が大きく違ってくるため、分類自体が一つの論争の一つとなるが、Telematique の概念の下では、そういう論争は生じない。以後、フランスでは Telematique 概念で融合サービスが取り扱われている。

4. 1. 2 独立規制機関の設置

1982年7月、視聴覚コミュニケーション法(1982年放送法)が成立し、視聴覚最高機関(HACA)が設置された。

1986年9月には、「コミュニケーションの自由に関する法律」(1986年放送法)が成立した。その内容は、以下のようなものであった。

- ◆ 国営テレビTF1の民間への払い下げ
- ◆ CNCL(通信と自由のための国家委員会。米国のFCCに範をとった)の設置
- ◆ 自由化する電気通信サービスを1987年末までに制定予定の電気通信競争法までに定める

1986年11月、視聴覚通信最高機関HACAに代わってCNCLが正式発足し、より広範な権限が与えられた。

1987年6月、フランス政府は電気通信競争法草案を起草した。これは結局、議会には提出されなかったものの、この Gerald Longuet(当時の郵電・宇宙大臣)の立法案をもとに、フランスの電気通信の将来について議論が進められた。

また、9月には端末機器も自由化された。12月には、セルラー電話に競争導入され、水道供給会社とアルカテルとノキアの3社によるコンソーシアムにサービス提供が認可された。

1988年5月、ロカール社会党政権成立し、電気通信事業の進展や改革が遅延または逆行するのではないかと危惧されたが、規制分野における政府の主導権を認めたほかは保守党政権時の通信政策と大差なく、以下の変更が実施された。

- ◆ CNCLを改組(民間放送サービスの認可、CATV網運用認可等の役割のみになる)
- ◆ 視聴覚最高審議会の設立

1989年7月、郵電・宇宙省の内部に大臣直属の規制総局が設けられ、これにより1986年に設けられた規制委員会を廃止し、また、電気通信総局による電気通信業務と規制業務とを、別組織で取り扱わせることにした。事業部門と規制部門の分離という競争環境整備の基本ができることになるが、政府組織の一部として電気通信事業を運営することに変わりはなく、この段階では、依然として不完全であった。

4.2 規制と経営の分離

4.2.1 Prevot報告書

1989年8月、前郵電・宇宙大臣のPaul氏が依頼し元公務員のHubert Prevot氏が作成したPrevot報告書が提出された。これは、郵電・宇宙省から郵便事業と電気通信事業を分離してそれぞれ独立の法人とし、電気通信サービス事業部門から規制権限を分離することを提言しており、以後、この報告書を基に改革が進められることになった。

4.2.2 規制と事業の分離

1988年1月から、郵電総局はFrance Telecomと改称してサービスを提供していたが、1989年11月、Quiles郵電大臣は、France Telecomを政府機関から公社へ改組して経営面での自立性をもたせる方針を発表し、1990年3月、郵電・宇宙省改革に関する法律を閣議に提出した。

郵便部門と電気通信部門の改革は、ECが1987年に発表した「EC市場における電気通信サービス、機器の統一市場推進に関するグリーンペーパー」に基づくものであり、また、海外進出に対する厳しい規制から逃れたいFrance Telecomの強い要望によるものでもある。Longuet元大臣の元々のプランを支持する保守派は、France Telecomは大規模な投資計画や買収計画については政府の許可が必要であるべきだとして、改革プランを批判した。

1990年5月、フランス郵電・宇宙省をECのグリーンペーパーに沿って改革する郵電・宇宙省組織改革法(郵便・電気通信公共企業体法)が国民議会において可決され、7月に成立した。この結果、公法に基づく法人格を持った電気通信事業体France Telecomが誕生し、基幹網と音声サービスの独占は維持されるものの、パケット/回線データ交換網は一定

の条件のもとに競争に開放されることになった。

1990年9月には、電気通信事業規制法案が閣議に提出され、12月に成立した。これはECの方針に沿って、電気通信事業の競争ルールを定めるもので、公社としてのFrance Telecomが発足すると同時に施行された。同法では、公衆網の建設は原則としてFrance Telecomの独占とし、携帯電話や低軌道衛星通信、VANは「規制された競争」に開放した。

また、11月には、電気通信の規制機関であったDRGと郵便部門を総括していたDSPとが合併し、郵電総局(DGPT)が発足した。

4.3 1996年電気通信法の成立

4.3.1 電気通信改革法案

1995年10月、政府は、欧州連合内で本決まりとなった1998年1月1日からの完全自由化に向けて、新しい規制の枠組みを策定するための諮問文書を発表した。大筋はEUの方針に沿ったものであり、1996年1月、政府はこの諮問文書に沿った電気通信法案の概要を発表した。そして、ユニバーサルサービスの保証、ネットワークアクセスの保証、競争環境の創出、公正競争の確立、の4原則を内容とするこの改革法案を4月に閣議決定した。前年12月に、France Telecom及びDeutsche TelekomとSprintとの提携にあたって欧州委員会から条件として1996年7月1日までのインフラ自由化が義務づけられたため、ドイツと同様、7月1日から市場開放するものになった。

6月、議会は法案を可決した。この後、法案は反対する社会党により憲法裁判所に持ち込まれたが、23日に根拠不十分として却下され、7月27日に1996年電気通信法が発効した。主な内容は以下のようなものである。

- ◆ 独立規制機関を設立する。
- ◆ さしあたりFrance Telecomを公共サービス提供事業者とする。公共サービスの定義は5年毎に見直す。
- ◆ 免許期間は15年。EU域外の外資は原則として20%までとするが相互主義による。

4.3.2 France Telecom民営化

France Telecomの民営化が閣議決定されたのは、1993年8月であった。これは、同年8月に発表されたBTとMCIの提携に大きな衝撃を受け、国際競争の本格化を迎え、France Telecomを機動的な組織にする必要があると痛感した結果だと言われている。France TelecomはMCIとの提携を望んでいた。閣議決定の内容は以下のようなものである。

- ◆ France Telecomを株式会社に改組し、株式の過半数を政府が保有する。
- ◆ 電気通信規制方法について一般から意見を求める。

- ◆ 民営化法案を1994年第一四半期に議会に提出する。

公務員の身分を失うことに職員が危機感を持ち激しく抵抗したため、11月、政府はFrance Telecomの民営化先送りを決定したが、民営化方針は変わらず、1995年8月、政府は、France Telecomの株式会社化方針を発表した。フィヨン情報技術・郵電大臣は、労組の反対を緩和するため、株式の過半数は国が所有すること、従業員は引き続き国家公務員として扱うことを条件として示した。

1996年5月、政府はFrance Telecomを株式会社に改組する法案を発表した。それによれば、France Telecomを1998年1月1日から政府が51%以上の株式を保有する株式会社に改組し、従業員は公務員の地位を保持し、従業員が10%まで株式を所有できるとする。そして、6月末、ついにFrance Telecomを株式会社に改組する法案が可決された。これは与党による強行採決で成立したもので、France Telecom民営化への根強い抵抗を反映していると共に、これ以上競争促進環境の整備を送らせることができないという政府の切羽詰まった状況が読み取れる。新生France Telecomは、1996年12月31日をもって発足した。政府が51%の株式を所有する。

4.4 1996年電気通信法による新体制

4.4.1 規制機関

1996年電気通信法に基づき、1997年1月1日に、独立規制機関として Autorite de Regulation des Telecommunications (ART) が、周波数監理機関として l'Agence Nationale de Frequences (ANF) が発足した。

(1) ART

①組織

ARTは5名の委員から成り、委員長を含む3名が政令によって任命され、残り2名が国民議会によって任命される。政令で指名される者は、2年ごとに1/3を入れ替える。委員は罷免できない。任期は6年で、再任できない。

②ARTの主な所管業務

1996年電気通信法上、主として以下の業務が定められている。

- ◆ 公衆網の建設・運用免許、公衆電話サービス免許、無線による公衆電気通信サービス免許申請の審査(これらの免許の付与は電気通信担当大臣)及びそれ以外の免許の付与
- ◆ 事業者の監督

- ◆ 相互接続交渉その他事業者間の争いの調停
- ◆ 反競争的行為に関する公正取引担当機関との協力
- ◆ ユニバーサルサービス補填メカニズムの監督及び大臣への補填金額の提言
- ◆ 周波数の指定

(2) ANF

①組織

周波数の指定を受けている各機関・放送規制機関・電気通信規制機関の代表者、その他有識者からなる委員会によって運営される。委員長は政令によって任命されるが、放送規制機関の長や電気通信規制機関の長はこの委員長を兼任できない。

②所管業務

1996年電気通信法上、主として以下の業務が定められている。

- ◆ 無線周波数使用計画の立案
- ◆ 周波数使用状況の管理・監督(行政での使用も含む)

なお、周波数の指定(assignment)はARTの管轄である。

4. 4. 2 主な規制の動き

(1)固定系ネットワーク

公開諮問などの手続きを経て1997年3月に相互接続規則が制定された。1997年5月にユニバーサルサービス規則が制定され、ユニバーサルサービスコストの算出や事業者への補填方法について定めた。コストは全事業者がトラフィックに応じて負担することになっている。また、2000年1月1日から、EUの定めたスケジュールどおり、事業者の事前選択制(日本ではマイラインと呼ぶ)が始まった。

(2)広帯域無線アクセス

2000年7月、ARTが広帯域無線アクセス用周波数免許を付与した。全国の地域でサービスが提供できる免許2つは、新規参入事業者を優先し、FirstMarkとFortellに付与され、22の地域限定の免許(一地域2つずつで合計44)は、他の7事業者で分けることになった。FirstMarkは2000年末までに4都市でサービスを開始する予定で、最終的には2004年までに全国146地域(2, 076の地方自治区域)をカバーすることが目標である。

(3)DSL

2000年2月、競争審議会(Conseil de la Concurrence)は、France Telecom に対し、他事業者が加入回線共用仮想専用線方式によりADSL等の広帯域サービスを提供できるよう、8週間以内に地域網の利用条件の概要を公開するよう要求する決定を下した。

2000年9月、ARTは地域網アンバンドリングに関する規則を制定した。指定事業者に対し、MDFから加入者回線終端までの部分について、他事業者の利用を認めるよう義務付けるもので、利用方法としては、完全なアンバンドル方式と、音声周波数帯域を除いた高周波数領域を利用する方式(共用アクセス方式)の2種類が定められている。2001年1月1日から施行された。

4.5 第3世代移動通信システム

(1) 免許の付与

フランスは第3世代移動通信システム用周波数免許の付与についてオークション制度は採用しなかったが、その代わり49億5,000万ユーロという高額な免許料を設定した。その結果、4つの枠に対し締切りまでFrance Telecomと、Vivendi Universalの子会社であるSFRの2社のみの応募しかなかった。そのため、免許付与手続を見直し、最初からやり直すのではないかという観測があったが、規制機関であるARTは2001年5月、2社の申請を有効と認め免許を付与する共に、残り2枠の免許付与手続に関し、免許料支払期間の延長や免許期間の延長等の修正を加えた見直し案を発表した。

(2) 免許条件の修正

免許条件の修正は2001年10月にほぼ確定した。それによれば、免許料49億5,000万ユーロをほぼ1/8の6億1,900万ユーロに大幅減額し、一方でその代償として事業収入から1%を徴収することになった。免許期間も15年から20年に延長になった。当初の条件で免許を取得した先行2社が不利にならないよう、これらの修正は先行2社にも適用される。なお6億1,900万ユーロという額は、先行2社が分割払いの1回目ですでに納付した額である。この新たな免許条件に基づき、追加募集を行うことになった。

(3) 第3世代移動通信システムのインフラ共用ガイドライン

2001年12月、ARTは、3G移動通信システムインフラの共同構築に関するEUの方針に基づき、以下の5レベルでの共用が現行法上容認されることを公表した。周波数の共用は認めない。

第3世代移動通信システムのインフラ共用ガイドライン

レベル1: 基地局設置場所及び電力設備・空調などの据え付け施設

レベル2: アンテナ

レベル3: 基地局(ノード B)

[条件]

- ・事業者が論理ノード B を管理し、自社に割当てられた周波数を、施設を共用する他事業者から全く独立に利用できること。
- ・無線チャンネルによる受信/伝送を制御する TRX のような基地局設備についての管理を保持すること。

レベル 4: 基地局コントローラー(RNC)

- ・共用する事業者が、それぞれ完全に RNC を論理的に管理できる場合可能。

レベル 5: バックボーン設備(固定系ネットワークの交換機及びルーター)

Ⅲ. 世界の情報通信事象（年表）

1996年1月～2001年12月までの主な出来事

	海 外	日 本
1996年 1月	・韓国の国内市外電話市場で競争始まる。 ・欧州委員会が移動体及びパーソナル通信の自由化指令を採択。 ・台湾で電気通信自由化法案を可決。 ・FCCが衛星通信の国内／国際区分を撤廃。 ・Global Oneが発足。	・郵政省が通信・放送規制を大幅に緩和する見直し策を発表。
2月	・米通信法改正(1996年電気通信法)が成立。	・電気通信審議会がNTTの分離・分割を答申。
3月	・欧州委員会がサービス完全自由化指令を採択。	・政府はNTT分割問題の先送りを決定。 ・政府が規制緩和推進計画改定、569項目追加。
4月	・SBCとPacific Telesisが合併で合意。 ・ドイツ政府が全ての学校をインターネットに接続するSANプロジェクトを開始。 ・Bell AtlanticとNYNEXが合併で合意。 ・ASEAN地域の主要事業者がASEANテレコムを設立。	・郵政省が第一種事業者の外資規制撤廃方針を明らかにする。 ・郵政省はBS-4後発機の利用方法決定を1年先送り。
5月	・FCCが国際市場でもAT&Tを非支配的事業者とする決定。 ・シンガポール政府が2000年に電気通信市場を全面開放する方針を発表。 ・AT&TとUnisourceがヨーロッパでの合併会社設立を発表。 ・イギリスで固定無線加入電話サービス始まる。 ・イギリスで初の電話番号ポータビリティ提供開始。 ・FCCがOVS規則を採択。	・地域系NCCsが相互接続で合意、長距離市場参入へ。
6月	・英貿易産業省が設備ベースの国際サービスの複占終了を発表。 ・米連邦地裁が通信品位法の施行差し止め命令。 ・フランスで1996年電気通信法成立。 ・ITU年次総会で一部のコールバック停止を承認。 ・FCCが番号ポータビリティに関する規則を制定。 ・オーストラリアの市内電話市場で競争開始。 ・France Telecomを株式会社に改組する法案が可決・成立。	・パーフェクトTVが試験放送開始。
7月	・EU域内で代替インフラによるサービスが自由化。 ・ドイツ独占委員会がDeutsche TelekomのCATV網売却を提言。 ・ドイツで1996年電気通信法が可決・成立。 ・台湾が中国系資本による通信事業者への出資を認める。 ・FCCがベル系地域電話会社3社に国際サービス進出を認可。 ・Mannesmann・AT&T・Unisource のコンソーシアムがドイツ鉄道と合併会社設立で合意。 ・イギリスで、地上波デジタル放送導入の規制枠組みを定めた1996年放送法が成立。 ・ドイツでデジタル衛星放送始まる。	・郵政省が携帯電話に「010」番号を追加し、距離区分廃止。 ・NTTがFTTZ方式のπシステム構築を1997年度末から始めると発表。
8月	・FCCが地域相互接続規則を採択。 ・WorldComがMFSの買収を発表。	
9月	・HughesがPanAmSatの買収を発表。 ・LoralがAT&Tの衛星通信サービス部門の買収を発表。	・タイトスに第一種電気通信事業許可、1997年7月からCATV電話サービス開始へ。

	海 外	日 本
1996年 10月	・Lucent TechnologiesがAT&Tから完全に独立。 ・独RWEがBT・Viagとの提携方針を解消し、C&W・Veba連合と提携。 ・クリントン政府が次世代インターネット構想を発表。 ・英Mercuryが大手CATV3社と合併。 ・FCCが国内長距離電気通信サービスのタリフ届け出義務を免除する決定。 ・連邦最高裁が地域相互接続規則施行差止め処分を支持。	・CATVで初のインターネット接続サービス始まる。 ・デジタル衛星放送パーフェクトVが本放送開始。 ・地域系NCCsが相互接続による専用サービス開始。 ・国内公専公接続解禁。
11月	・BTとMCIが合併で合意(成立せず)。 ・Deutsche Telekomが株式上場。	
12月	・WIPOが情報通信関連の著作権保護を強化する新条約を採択。 ・FCCがデジタルテレビ標準を採択。 ・France Telecomが株式会社として発足。	・経済審議会が参入規制の撤廃・NTTの国際参入などを提言。 ・NTTの在り方について、郵政省とNTTが持株会社方式による分離・分割で合意。 ・デジタル衛星放送事業会社スカイB設立。 ・CATV事業者がNTTと相互接続、CATV電話試験サービス開始。 ・郵政省がNTTの再編成を待たず国際事業進出を認める方針を表明。 ・移動体通信サービスの料金が届け出制になる。
1997年 1月	・FCCが高速アクセス用に5GHz帯の300MHzを開放する決定。 ・Mannesmann・AT&T・Unisourceグループがドイツ鉄道と電気通信合併会社を設立。 ・フランスで電気通信の独立規制機関としてARTが発足。 ・台湾で、6グループにセルラー電話8免許を付与。	・NTTが国際事業への取り組み方針を発表。 ・電力系地域6社が専用サービスの相互接続で合意。 ・NTTが日本発着を除く国際サービスの認証をFCCに申請。 ・郵政省が電気通信事業を兼営するCATV事業者の外資規制を撤廃する方針を発表。
2月	・69の地域及び国が合意し、WTOの基本電気通信交渉が決着。 ・Ofcomがユニバーサルサービス諮問文書を発表。 ・Ofcomが教育機関のインターネット接続に関する報告書を発表。 ・C&WがVebaとの提携解消を発表。 ・ドイツでのBTとViagの合併にノルウェーのTelenorが参加。 ・ドイツでVebaとRWEが合併会社「o. tel. o」の設立を発表。 ・Cegetelとフランス国鉄(SNCF)が提携。	・KDDが日本列島を囲む光海底ケーブル(JIH)敷設を決定。 ・電力系地域9社が専用サービスの相互接続で合意。
3月	・OECDが暗号技術に関する政策指針を決定。 ・FCCが広帯域地域無線配信システム(LMDS)のサービス規則及び入札規則を採択。 ・欧州閣僚理事会が免許手続きの共通枠組みに関する指令を採択。 ・フランス政府が相互接続規則を制定。 ・オーストラリアで電気通信改革法案が可決・成立、7月1日から完全自由化へ。 ・アジア向けに日本番組を24時間衛星放送する「JET」が本放送開始。	・郵政省が地上波テレビのデジタル化目標時期を2000年以前に前倒しすると発表。 ・DDIセルラーグループとIDOがCDMA携帯電話機の導入を機に全面提携を発表。 ・郵政省がBS放送にも受/委託放送制度を導入する方針を発表。

	海 外	日 本
1997年 4月	・FCCが1999年中の地上デジタル放送開始を決定。 ・FCCが地域電話会社の域内長距離・国際子会社を非支配的事業者と分類する決定。 ・SBCとPacific Telesisが正式合併、存続会社はSBC。 ・BT及びMCIがTelefonicaと広範な提携で合意。 ・シンガポールの移動体通信市場で競争が始まる。	・NTTのソフト開発部門が「NTTコミュニケーションウェア(株)」として分離独立。 ・電力系地域全9社が相互接続により全国規模の専用線を提供開始。 ・PHS各社が共通規格PLAFによる32kbpsデータ通信サービスを開始。 ・KDDが初の国際ATM専用線の試験提供を日米間で開始。 ・携帯端末に包括免許制度を導入する電波法改正案が可決・成立。 ・USTIRが外国貿易障壁報告書でNTTの資材調達問題を挙げる。
5月	・FCCがユニバーサルサービス規則を採択。 ・FCCが州際アクセスチャージ規則を採択。 ・Iridium、初の衛星打上げ。 ・フランス政府がユニバーサルサービス規則を制定。 ・カナダのCRTCが地域市場を開放する決定。	・NTTがマレーシアのマルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)計画で出資。 ・松下電器がイギリスのデジタル双方向テレビ事業に出資。 ・有料放送の料金規制を届出制に緩和する法改正が可決・成立(11月施行)。 ・BS-4後発機のあり方及びBS放送への受/委託放送制度導入が決定。
6月	・米連邦最高裁が通信品位法に違憲判決。 ・マイクロソフトがCATV業界第4位Comcastの株式約15%の取得を発表。 ・欧州議会及び欧州閣僚理事会が相互接続に関する指令を採択。 ・欧州首脳が新欧州連合条約(アムステルダム条約)案を採択。 ・欧州閣僚理事会及び欧州議会が国境無きテレビ放送指令の修正を採択。 ・Unisource出資企業3者が国際通信部門をUnisourceに統合することを発表。 ・韓国で市内電話事業への新規参入者が決定。 ・香港テレコムに中国のChina Telecomが出資。 ・マルチメディアネットワーク開発計画「シンガポール・ワン」の実験が始まる。	・タイタスが千葉県柏市でCATV電話商用サービス開始。 ・郵政省が加入者系無線アクセスシステムの早期実用化を図る方針を発表。 ・NTT再編やNTTとKDDの業務分野規制撤廃、相互接続義務化を定める法案が可決・成立。 ・第一種電気通信事業者および無線局免許の外資規制を撤廃する法案が可決・成立。 ・電気通信審議会が「情報通信21世紀ビジョン」を答申。
7月	・アメリカ政府がインターネット利用電子商取引の振興策を発表。 ・SBCが、ベル系電話会社にのみ特に不利益を課す改正通信法を違憲として提訴。 ・米連邦控訴裁がFCCの相互接続規則を一部無効とする判決。 ・欧州の電気通信閣僚会議でインターネット振興に関する共同声明を発表。 ・Ofcomが最終のユニバーサルサービス諮問文書を発表。 ・BTのイタリアでの合弁会社Albacomに石油・ガス公社(ENI)が資本参加。 ・ドイツでマルチメディア法が可決・成立。 ・AT&TとUnisourceがTelecom Italiaと提携。 ・Telecom ItaliaとEndesaがスペインのRetevisiónを落札。 ・Telecom ItaliaとSTETが合併、新Telecom Italiaが誕生。	・ジュピターテレコムが傘下の杉並ケーブルテレビでCATV電話サービスを開始。 ・NTTが市内交換機機能のオープン化を発表。 ・NTTが第二種国際通信子会社「NTT国際通信(株)」を設立。 ・KDDが国内サービスを開始。

	海 外	日 本
1997年 7月	(続き) ・香港が中国に返還される。 ・オーストラリアの電気通信市場が自由化、新たな規制機関としてACAが発足。 ・豪TelstraがAT&T系のWorldPartnersグループへの参加を決定。	
8月	・アメリカのPioneer's Preference制度が廃止される。 ・FCCが国際決済料金にベンチマーク制を導入する規則を採択。 ・Bell AtlanticとNYNEXが合併、存続会社はBell Atlantic。 ・ドイツでo. tel. oが移動電話事業者E-plusの経営権を取得。 ・オーストラリアでOptus及びVodafoneに対する外資規制を撤廃。	・NTTがスリランカテレコムに経営参加。 ・NTTが国際インターネット接続事業者AII-Hに出資。 ・インターネット中継国際電話サービス解禁。
9月	・AT&TとTelecom Italiaが株式持合いに合意。	・NTT国際通信がサービスを開始。 ・東京都が下水道管を電気通信事業者に開放。 ・NTTコムウェアが事業開始。 ・KDDとTTNetがネットワークの相互利用及び技術協力などで提携。 ・NTTが第二種事業者と市外交換機レベルでの相互接続実施を発表。 ・電気通信技術審議会が地上波デジタル放送の暫定伝送方式原案を決定。 ・日米間でNTTの調達協定を1999年末まで延長することで合意。
10月	・ITUが地上波デジタルテレビ標準で日米欧の三方式を認める。 ・米連邦控訴裁が相互接続規則のアンバンドル方式を一部無効とする判決。 ・LoralがOrionを買収、国際衛星通信市場に進出。 ・EU15カ国が新欧州連合条約(アムステルダム条約)に調印。 ・欧州委員会が相互接続料金ガイドラインを発表。 ・OfcomがBTの相互接続料金に価格上限規制を導入。 ・Ofcomが全ての学校をインターネットに接続する政策文書を発表。 ・France Telecomが株式上場。 ・Telecom Italia完全民営化。	・KDDとDDIが提携して国際国内一体サービスを開始。 ・日本テレコムがITJと合併、国内国際一体で事業開始。 ・郵政省が料金規制緩和を前倒して実施する方針を表明。 ・カナダのTeleglobeが第一種事業者として日本に参入すると発表。 ・NTTが国際第一種子会社「NTT国際ネットワーク(株)」を設立。
11月	・WRC97で低軌道衛星を利用した通信サービスへの周波数追加割当てなどで合意。 ・FCCがWTO合意国に対し外資規制を撤廃する規則を採択。 ・FCCが外国衛星に米国内通信サービス提供を認める規則を採択。 ・WorldComがMCIを総額約370億ドルで買収することで合意。 ・Deutsche TelekomとFrance TelecomがイタリアでENELと合併会社「WIND」を設立。	・NTTがベトナムで事業免許取得。 ・政府が各分野の規制緩和を内容とする「21世紀を切りひらく緊急経済対策」を発表。 ・KDDとテレウェイが1998年10月1日付で合併すると発表。

	海 外	日 本
1997年 12月	・AT&TがDIRECTVとの提携を解消し衛星放送から撤退。 ・AT&Tがカード部門及び顧客サービス部門を売却。 ・米連邦地裁がベル系会社のみにも不利益を課す改正通信法に違憲判決。 ・欧州委員会がメディアの融合と規制枠組みに関するグリーンペーパーを発表。 ・欧州委員会がインターネットの安全利用推進に関するアクションプランを発表。 ・OfcomがBT以外の主要事業者にもナンバーポータビリティを義務づけ。 ・Deutsche Telekomが旧東ドイツ地区の電気通信事情の改善完了を発表。 ・TelefonicaがUnisourceから脱退。 ・BTとNTTのコンソーシアム「StarHub」がシンガポールの電気通信事業に入れ。	・ディレクTVが本放送開始。 ・郵政省がNTT再編に関する基本方針を発表。 ・NTTの国内通信網の100%デジタル化が完了。 ・郵政省が予備校の衛星授業などを通信と分類するガイドラインを発表。 ・郵政省が国際公専公接続を解禁。 ・郵政省が価格上限規制や原則届出制など料金規制緩和の具体的内容を決定。 ・郵政省が外資規制撤廃及びヘッドエンドの共用化などCATVの規制を緩和。
1998年 1月	・AT&TがCAP最大手TCGの買収を発表。 ・米移動通信大手AirTouchがUS West Media Groupの移動通信部門を約57億ドルで買収。 ・一部の猶予国を除き、EUの電気通信市場が完全自由化。 ・ドイツでMannesmann Arcorがサービス開始、音声電話サービスで競争が始まる。 ・独連邦郵電省(BMPT)が解体され、新規制機関Reg TPが発足。 ・欧州閣僚理事会及び欧州議会が音声電話及びユニバーサルサービスへのONP適用指令を採択。 ・フランス政府が情報社会構築に向けたアクションプランを発表。 ・次世代移動通信システムIMT-2000の規格について、W-CDMAをベースにすることで日欧が一本化。 ・香港政府と香港テレコムインターナショナル(HKTI)が、1999年からの国際電気通信市場自由化で合意。	・TTNetが市内3分9円で「東京電話」を開始。 ・電力系地域全10社が専用サービス提供一本化のための第二種子会社を設立。
2月	・WTO基本電気通信合意が発効、世界的に外資規制緩和。 ・ITUがデジタルHDTV画像方式の標準を採択。 ・FCCが顧客情報(CPNI)の保護に関する規則を採択。 ・欧州委員会が通信政策の国際的協調を目的とした国際通信憲章の制定を提唱。 ・Cegetelが長距離電話サービス開始、フランスで音声電話サービスでの競争が始まる。	・電気通信技術審議会がBSデジタル放送方式の技術的条件を答申。 ・NTTがxDSLのフィールド実験を開始。
3月	・国際電気通信衛星機構Intelsatが競争サービス提供子会社の設立を決定。 ・FCCが番組視聴防止機能の技術的要件(V-chip)及び番組格付けに関する規則を採択、テレビ受像機への組込みを義務づけ。 ・イギリスで1998年無線電信法が成立、周波数の使用効率向上のためオークションを導入。 ・Telefonicaがラテンアメリカ及びヨーロッパにおける事業展開で、WorldCom及びMCIと提携。 ・香港テレコムがVODなど双方向テレビサービスの本サービスを開始。	・NTT、πシステムの導入を神戸から開始。 ・1998年度から2000年度までの「規制緩和推進3か年計画」を閣議決定。

	海 外	日 本
1998年 4月	・国際海事衛星機構Inmarsatの事業部門民営化が決定。 ・英貿易産業省が広帯域ネットワーク建設促進のため、放送参入規制の撤廃を発表。 ・BTが学校向け低料金インターネット接続サービスを開始。 ・NTTとBTのコンソーシアムがシンガポールで基本サービス免許を取得。 ・France Telecomが学校向け低料金インターネット接続サービスを開始。 ・韓国情報通信部が電気通信事業の外資規制緩和の前倒しを発表。 ・DDI主導のコンソーシアムがブラジルで携帯電話事業免許を取得。	・放送法改正、トランスポンダ料金算定の総括原価主義を廃止。 ・政府が総合経済対策を発表、情報通信の高度化を盛り込む。 ・KDD法の廃止及び料金の原則届出制などの法改正が可決・成立。
1998年 5月	・WTOで電子商取引を当面非課税とすることに合意。 ・US WestがQwestとの共同マーケティングで長距離サービスを提供すると発表。 ・SBCとAmeritechが合併で合意。 ・AT&Tがインターネット電話試行サービスを開始。 ・Deutsche TelekomがCATV事業部門の分社化を決定。 ・アジアを対象とする衛星移動通信サービス会社APMTが発足。	・相互接続料金への長期増分コスト方式導入につき、2000年中の実施で日米政府が合意。 ・パーフェクTV!とスカイBが合併、スカイパーフェクTV!が発足。 ・NTTがPHS事業のNTTドコモへの営業譲渡及びNTTパーソナル各社の清算を発表。
6月	・AT&TがCATV大手のTCIを約480億ドルで買収すると発表。 ・AT&Tが無線呼出しサービス部門をMetrocallに売却。 ・Sprintが音声とデータをATM技術により統合したバックボーンネットワーク「ION」の構築を発表。 ・欧州議会が電子商取引に関する欧州構想決議を採択。	・郵政省が通信事業者の光ファイバーをCATV事業者に開放。 ・郵政省が国際第一種電気通信事業者の100対地原則を撤廃。 ・郵政省がユニバーサルサービス基金を導入する方針を発表。
7月	・FCCが地上デジタル放送波のCATV再送信に関する調査手続きを開始。 ・AT&Tが競争的アクセス提供事業者(CAP)最大手TCGの買収手続きを完了。 ・Bell AtlanticとGTEが合併で合意。 ・欧州委員会が視聴覚産業政策に関し、MEDIA IIプロジェクト中間見直し案を発表。 ・イギリス政府が電気通信と放送の融合に関するグリーンペーパーを発表。 ・Oftelが優先接続方式を導入する方針を発表。 ・BTとAT&Tがグローバルサービスで提携、合併会社を設立すると発表。 ・Deutsche TelekomとFrance Telecomが2%の株式持合いに合意。 ・イタリアの音声電話市場で競争始まる。	・DDIセルラーグループがCDMA方式の携帯電話サービスを開始。 ・郵政省が対地静止衛星による外国間通信を認容する規則改正。 ・郵政省が次世代移動通信システム導入に向けた基本方針案を発表。
8月	・FCCが高度情報通信サービスの提供状況に関する調査を開始。	・NTTが北京電信との合併会社設立及び日中間国際通信サービス開始を発表。

	海 外	日 本
1998年 9月	・Inmarsat事業部門の民営化が1999年4月1日からに決定。 ・米第5連邦巡回控訴裁がベル系電話会社にのみ不利益を課す通信法の規定を合憲とする判決。 ・WorldComとMCIが合併、「MCI WorldCom」が発足。 ・LockheedがComcast買収で合意。 ・欧州閣僚理事会が未成年者及び人間の尊厳保護に関する理事会勧告を正式採択。 ・電話番号ポータビリティ及び優先接続に関する欧州議会及び閣僚理事会指令採択。 ・英国放送協会BBCが世界初の地上デジタル放送を開始。 ・Deutsche TelekomがADSLサービスを全国展開へ。	・電波監理審議会がデジタル衛星放送に関する規則改正を答申。 ・郵政大臣、通信関連4団体に学校のインターネット接続支援を要請。 ・電気通信技術審議会が地上デジタル放送の暫定伝送方式を決定。 ・CSアナログ放送終了。
10月	・ITUがデジタル加入者線(DSL)の標準を採択。 ・電子商取引に関するOECD閣僚会議が開催され、消費者保護など三つの宣言を採択して閉幕。 ・米で児童オンライン保護法(COPA)が成立、市民団体が違憲として提訴。 ・米1998年デジタル著作権法が成立。 ・FCCがUS West及びAmeritechとQwestとの共同マーケティングによる長距離サービスを違法とする決定。 ・AT&Tが15億ドルで携帯電話事業者 Vanguard Cellular Systemsを買収。 ・AT&Tがインターネット電話事業を強力に推進する方針を発表。 ・EUの個人情報保護指令が発効。 ・英無線通信庁が無線局免許の自由な売買を認める諮問文書を発表。 ・英BskyBがデジタル多チャンネル衛星放送「Sky Digital」開始。 ・ドイツでマルチメディア法に基づく電子署名認証システムの運用が始まる。	・DDIが国際電話サービスを開始。 ・郵政省が地上デジタル放送導入の包括的方針を発表。 ・BSデジタル放送委託事業者が決定。 ・郵政省がxDSLの導入を発表。
11月	・FCCがデジタル多チャンネル衛星放送事業者に容量の4%を公共番組に提供する義務を課す規則を採択。 ・低軌道衛星による世界携帯電話サービスIridiumが試験サービスとして始まる。 ・全米で地上デジタル放送開始。 ・FCCが地上デジタル放送の有料付加サービスに課す電波使用料額を有料付加サービス総収入の5%にする決定。 ・News及びMCI WorldComが放送衛星免許をEcho Starに譲渡。 ・イギリス新競争法が成立、2000年3月から施行。	・原則届出制・価格上限制を導入した新しい料金制度が施行。 ・国際衛星移動通信サービスIridiumが試験サービスとして始まる。 ・政府が高度情報情報通信社会推進に向けた基本指針を改定。 ・関東地区で地上デジタル放送実験開始。 ・政府が緊急経済対策を発表、21世紀先導プロジェクトの実施を盛り込む。 ・準ミリ波帯・ミリ波帯の加入者系無線アクセスシステム導入の規則改正。 ・PHS利用促進のための規則改正。 ・郵政省、2000年度中をめどに優先接続を導入する方針を発表。

	海 外	日 本
1998年 12月	・欧州閣僚理事会がインターネット適正利用推進のためのアクションプランを採択。 ・英貿易産業省が知識集約型社会構築に向けた競争力育成に関する白書(1998年競争力白書)を発表。 ・Ofcomが家庭や小企業への広帯域サービス普及のための競争政策諮問文書を発表。 ・Deutsche TelekomとFrance Telecomが株式相互持合い契約を締結。 ・スペインの電気通信市場が自由化。 ・韓国で電子取引基本法が成立、1999年7月から施行。	・KDDとテレウェイが合併、新KDDが誕生。 ・郵政省がV-chip導入問題を先送り。 ・xDSLサービス導入のための規則改正。 ・郵政省が準リ波帯・ミ波帯の加入者系無線アクセスシステムの導入方針を発表。
1999年 1月	・FCCの計算料金ベンチマーク規制が施行される。 ・Iridiumが衛星携帯電話本サービス及びページャーサービスを開始。 ・欧州で新貨幣「euro」への通貨統合を実施。 ・イギリスで移動電話の番号ポータビリティが始まる。 ・香港の国際電気通信サービスが自由化される。 ・Deutsche TelekomがCATV事業部門を分離し、子会社を設立。 ・イギリス移動通信業者Vodafoneがアメリカ移動通信業者AirTouchの買収を発表。 ・SBCがComcastの携帯電話子会社の買収を発表。 ・スウェーデンのTeliaとノルウェーのTelenorが合併に合意。 ・DIRECTVのHughesが業界2位のPRIMESTAR買収で合意。 ・米連邦最高裁がFCCの地域相互接続規則を支持。	・xDSLを導入する規則改正施行。 ・KDDが加入者系無線アクセスシステムを提供する合併会社を設立。 ・CATV大手MSOのジュピターテレコムとタイタスが光幹線ネットワークの共同建設で合意。 ・TTNetがアステル東京との合併を発表。 ・郵政省がNHKにデータ放送を認める方針案を発表。 ・携帯電話とPHSの複合割付IIについて、郵政省がNTTドコモに料金変更命令。 ・KDDがIPベースの超高速次世代バックボーンの構築を発表。 ・NTT再編に向けた移行本部が発足。
2月	・米連邦地裁が児童オンライン保護法(COPA)に差止め命令。 ・BTがモバイルコンピューティング用通信サービスの開発でMicrosoftと提携。 ・台湾交通部電信総局(DGT)が2001年7月を目処に固定電話に新規参入を認める決定。 ・FCCがISPへのダイヤルアップ接続を連邦の管轄とし、接続料は現状維持とする決定。 ・Ofcomが優先接続の導入方針を決定。	・四国の電力系地域会社STNetがSDSL本サービス開始。 ・電力系地域電話会社全10社が連合し、合同の戦略立案組織PNJを設立。 ・DDI及びIDOがIMT-2000実験用無線局免許を取得。 ・NTTドコモが「iモード」を開始。 ・郵政省が加入者系無線アクセスシステム用無線局予備免許を4事業者に付与。
3月	・英貿易産業省がECの環境整備に関する諮問文書を発表。 ・香港で携帯電話の番号ポータビリティが始まる。 ・AT&TのTCI買収手続きが完了。 ・欧州委員会がメディアの融合と規制枠組みに関する諮問文書を発表。 ・米Global Crossingが長距離事業会社のFrontier買収で合意。 ・FCCが高度情報通信サービス提供促進のため地域競争を推進する規則を採択。 ・ITUで次世代移動通信標準(IMT-2000)を採択。	・NTTドコモが国際電話サービスを本格展開、対米以外も開始。 ・首相直属の産業競争力会議が開催される。 ・オーブコムジャパンが衛星移動データ通信サービスを開始。 ・「規制緩和推進3か年計画」を改定。 ・電波監理審議会で、CSによるデジタルHDTV放送に、BSや地上波と同じ方式を採用。 ・郵政省が2000年時点まではNHKのBS放送をスクランブル化しない決定。 ・郵政省が2000年度から2段階で番号ポータビリティを導入する方針を発表。

	海 外	日 本
1999年 4月	・独 Mannesmann Arcor が o. tel. o を 22 億 5, 000 万 マルクで買収すると発表。 ・Inmarsat 事業部門が民間会社として分離・発足。 ・Deutsche Telekom と Telecom Italia が合併で合意（実現せず）。 ・DIRECTV の Hughes が米業界 2 位 PRIME STAR の買収手続きを終了。 ・Olivetti が Telecom Italia の株式公開買付け（TOB）を開始。	・NTT が義務的区間以外の管路等の利用申込み手続きを明確化。 ・NTT ドコモグループが PHS による 64 kbps のデータ通信サービスを開始。 ・TTNet と アステル東京が合併。 ・郵政省が NHK にデータ放送を認める方針を決定。 ・IDO と DDI セルラーグループが WAP 対応のインターネット接続サービスを開始。 ・政府が高度情報情報通信社会推進に向けたアクションプランを発表。 ・日本テレコムが AT & T 及び BT との資本提携に基本合意、30% の出資を受入れ。 ・AT & T と NTT がグローバル事業で提携。 ・高速バックボーンの提供に特化するクロスウェイブコミュニケーションズ（CWC）がサービス開始。
5月	・新欧州連合条約（アムステルダム条約）が発効。 ・AT & T が大手 CATV 事業者 MediaOne の買収で合意。 ・AT & T と Microsoft がデジタル CATV で提携。 ・US West と Global Crossing が対等合併で合意。 ・Olivetti が過半数の株式を確保し、Telecom Italia の TOB に成功。 ・MCI WorldCom が無線呼出し事業者 SkyTel の買収を発表。	・無線呼出し事業者東京テレメッセージが倒産。 ・TTNet が加入者系無線アクセスシステム用無線局予備免許を取得。 ・再編後の NTT 長距離・国際事業会社「NTT Com」設立。 ・電気通信審議会が CATV の 2010 年までの完全デジタル化を提言。
6月	・ITU がデジタル HDTV 標準に日本規格を勧告案として採択。 ・米連邦地裁が AT & T に CATV 網開放を義務づける判決を下す。FCC は反対。 ・イギリス政府が情報通信の融合に関する規制方針を発表。 ・欧州委員会が電気通信事業と CATV 事業の構造分離を命ずる指令を採択。 ・英貿易産業省が次世代移動通信免許のオークション実施方針を発表。 ・Vodafone の AirTouch 買収手続きが終了、新社名は「Vodafone AirTouch」。	・NTT がフィリピン最大の電話会社 PLDT に出資。 ・C & W が TOB で圧倒的多数を確保し、IDC の買収に成功。 ・民放連が 17 ～ 21 時間帯での性や暴力描写の自粛を決定。 ・ソニーが第一種電気通信事業許可を受け、加入者系無線アクセスシステムによるデータ通信事業に参入。 ・郵政省が価格上限制の運用方式を決定、2000 年 3 月を目途に適用。
7月	・FCC の V-chip 規則が発効。 ・France Telecom が英 CATV 事業者 NTL に出資。 ・France Telecom が Deutsche Telekom の株式を全て売却する方針を発表。 ・Qwest が US West の買収で合意。 ・Vodafone AirTouch が米 CommNet の買収を発表。 ・英貿易産業省が電子商取引法案を発表。 ・C & W が家庭向け CATV 事業部門を NTL に売却。 ・BT が Cellnet の完全子会社化を発表。 ・Ofcom がユニバーサルサービス中間見直しのための諮問文書を発表。 ・BT が ADSL サービス計画を発表。	・NTT が持株会社と 3 つの事業会社に再編される。 ・NTT が料金定額制サービスの試験提供実施を発表。 ・TTNet が国際電話サービスを開始。 ・NTT Com が J-SAT と衛星通信事業で提携。 ・郵政省が VSAT 地球局を包括免許の対象とする規則改正を実施。 ・DDI ポケット電話が 64 kbps データ伝送サービスを開始。

	海 外	日 本
1999年 8月	・Unisource合併3社が、Unisourceの解体・消滅を発表。 ・FCCが同一域内の放送局複数所有に関する規制を緩和。 ・Deutsche Telekomが英携帯電話会社One 2 Oneを84億ポンドで買収すると発表。 ・衛星携帯電話サービスのIridiumが会社更正法の適用を申請。 ・衛星携帯電話サービスのICOも会社更正法の適用を申請。	・日産自動車が携帯電話事業を日本テレコムとDDIに売却すると発表。 ・通信傍受法が可決・成立。 ・DDIがPHS事業グループ会社を1社に統合すると発表。
9月	・欧州委員会が電子商取引の法的枠組み指令最終案を発表。 ・ViacomがCBSの買収を発表。 ・英政府が電子商取引ビジョン及びアクションプランを発表。 ・FCCがネットワークアンバンドリングに関する規則を採択。 ・FCCが移動通信サービスに対するスペクトラムキャップ制を維持する決定。 ・AT&TとBTが移動通信事業で提携。 ・Bell AtlanticとVodafone AirTouchが、アメリカでの移動通信事業統合で合意。	・NTT東西地域会社が学校向けISDN定額型割引サービスの試験提供開始。 ・日本テレコムがAT&T及びBTとの資本提携の正式成立を発表。 ・ソフトバンク・東京電力・マイクロソフトが新通信会社を共同設立。 ・郵政省・民放・NHK 共同で、地上デジタル放送計画の再検討を開始。 ・電気通信技術審議会がIMT-2000の技術的要件を一部答申。 ・電気通信技術審議会が広帯域移動アクセスシステムの技術的条件を答申。
10月	・MCI WorldComがSprintの買収で合意。 ・FCCがケーブルシステム所有規制を見直す決定、30%の上限は維持。 ・SBCによるAmeritech買収手続きが完了。 ・Mannesmannがイギリスの携帯電話事業者Orangeの買収で合意。 ・DTIとOfcomが番号ポータビリティを2000年1月から全ての事業者に義務づける方針を発表。 ・台湾立法院が外資規制を緩和する電信法改正案を可決。 ・BTがADSL回線卸売りの試験提供を開始。 ・TeledesicがICOの救済に乗り出す。	・NTT Comが国際電話サービスを開始。 ・NTT東西地域会社がダイヤルアップIP接続向けISDN定額型割引サービス開始。 ・デジタルホン及びデジタルツーカーグループがJ-Phoneに社名変更。 ・C&WがJ-Phone株を全て Vodafone AirTouch に売却。 ・郵政省がテラターミナル用周波数を携帯電話に振り替え。
11月	・France TelecomがADSLサービスを開始。 ・欧州委員会が通信規制の枠組みを見直す諮問文書を公表。 ・Deutsche Telekomがフランスの電気通信事業者Sfrsを買収すると発表。 ・FCCがDSLサービス向け回線開放を既存電話会社に義務づける決定を採択。 ・Ofcomが専用線に関する規制の見直しを開始。 ・アメリカで衛星放送に地上波放送の再送信を認める法律が成立。 ・Ofcomが広帯域サービス普及促進のためのBT地域網開放政策を決定。 ・欧州閣僚理事会が電子署名に関する規制枠組み指令を採択。	・電波監理審議会が地上デジタル放送の技術基準を定める規則改正を答申。 ・NTT東西地域会社が完全定額制ダイヤルアップIP接続サービスの試験提供を開始。 ・KDDがシンガポールテレコムとの戦略的提携を発表。 ・政府が経済新生対策を発表。 ・電力系地域事業者がIPバックボーンを提供する事業会社を設立。 ・NTTが東西地域会社合わせて2万1,000人の人員削減を発表。

	海 外	日 本
1999年 12月	・Bell AtlanticがFrontier Cellularを買収。 ・AT&Tが無線通信部門の子会社化及びトラッキング株の発行を発表。 ・BskyBがKirchPayTVと資本提携。 ・欧州委員会が「eEurope」構想を発表。 ・BellSouthがオランダKPNと共にE-Plusを100%取得すると発表。 ・FCCがBell Atlanticに営業区域内での長距離サービス提供を認可。 ・台湾立法院が中華電信の民営化を可決。	・NTTドコモが香港の携帯電話事業持株会社HTCLに出資。 ・タイタスが学校向けインターネット接続サービスを無料で試験提供すると発表。 ・ADSLの試験サービスが始まる。 ・J-Phoneグループがインターネット接続サービス「J-スカイウェブ」を開始。 ・郵政省がTMT-2000無線局免許の基本方針を決定。 ・DDI、KDD、IDOが2000年10月合併で合意。 ・郵政省が8社にBSデジタルデータ放送の委託業務を認定。 ・NTT Comが韓国通信(KT)との包括的業務提携を発表。 ・郵政省が第一種電気通信事業者によるリセールを認める方針を発表。
2000年 1月	・AT&TとBTの国際合弁会社「Concert」が正式に発足。 ・Bell Atlanticがベル系地域電話会社として初めて営業区域内で長距離サービスを開始。 ・AOLとTime Warnerが合併に合意。 ・フランスで優先接続が始まる。 ・Deutsche Telekomが国内外の移動通信事業を一つの持株会社の傘下に再編。 ・イギリスで、固定系電話サービスを提供する全ての事業者に電話番号ポータビリティを導入。 ・France TelecomがDeutsche Telekom及びSprintからGlobal Oneの全株式を買収し、完全子会社にする事で合意。 ・Vodafone AirTouchとVivendiが、モバイルインターネットでの提携を発表。	・NTT東西地域会社が市内交換機機能をオープン化。 ・DDIセルラー及びIDOがcdmaOneで64kbpsパケット通信サービスを開始。 ・NTTドコモが携帯電話でGPSを利用した位置情報提供サービスを開始。
2月	・英Vodafone AirTouchと独Mannesmannが合併で合意。 ・Oftelが1998年競争法施行ガイドラインを発表。 ・BellSouthとオランダKPNがE-Plusの買収手続きを完了。 ・香港のPCCWがC&W HKTの買収で合意。 ・英貿易産業省がデジタルコンテンツ産業振興のためのアクションプランを発表。	・電気通信審議会が長期増分コスト方式による相互接続料金の段階的導入を答申。 ・郵政省が2001年5月から優先接続を導入する方針を発表。 ・ディレクTVのスカイパーフェクTV!への吸収統合で合意。 ・NTT ComがAT&Tのソリューション事業子会社に出資。
3月	・イギリスで新競争法施行。 ・Oftelが国際電気通信分野でのBTの規制緩和を発表。 ・EUとアメリカが個人データ保護で暫定合意。 ・Iridiumがサービス終了。 ・国際通信衛星機関の民営化推進に向け、アメリカでORBIT法が成立。 ・France Telecomがドイツの携帯電話会社MobilComに出資。	・NTT Comが加入者系固定無線アクセス(FWA)を提供開始。 ・日本テレコムがConcertと包括提携。 ・DDIがイリジウム事業から撤退。 ・郵政省が次世代移動通信システムの導入方針を決定。 ・「規制緩和推進3か年計画」再改定。

	海 外	日 本
2000年 4月	・シンガポールの電気通信市場が2年前倒しで自由化。 ・Bell AtlanticとVodafone AirTouchの北米移動通信事業統合会社Verizon Wirelessが発足。 ・SBCとBellSouthが移動通信事業の統合を発表。 ・BTが大幅な機構改革を発表、国内固定系通信事業を卸と小売りに分割。 ・欧州委員会がネットワークアンバンドリングに関する勧告を発表。 ・イギリスで次世代移動通信システム用周波数オークション終了、5事業者決定。	・KDDが東京都心で光ファイバーローカルループの提供を開始。 ・日本テレコムがIPバックボーンネットワークPRISMの商用化開始。 ・DDIセルラー及びIDOがcdmaOneの国際ローミングサービスを開始。
5月	・国内長距離サービスのタリフ届け出義務を免除するFCC規則が発効。 ・Ofcomが国際電気通信分野の規制を緩和する方針を発表。 ・欧州議会が電子商取引指令を採択。 ・BellSouthがデジタル衛星放送進出を発表。 ・France TelecomとDeutsche Telekomが株式相互持合い契約の解消で合意。 ・米連邦最高裁がCATVのアダルト番組放送規制を憲法違反とする地裁判断を支持。 ・欧州委員会がeEuropeアクションプラン案を発表。 ・イギリスで電子署名を有効とする2000年電子通信法成立。 ・France Telecomが英Orange買収で合意、買収総額は432億ユーロ。	・NTTドコモがオランダKPN傘下の携帯電話持株会社KPN Mobileに15%出資で合意。 ・相互接続料算定に長期増分コスト方式を導入する電気通信事業法改正が成立。 ・「電子署名および認証業務に関する法律」が可決・成立。
6月	・ITUがIMT-2000用周波数追加分配などを採択。 ・Vivendi、Canal+、Seagramが合併で合意。 ・欧州理事会が2002年までのeEuropeアクションプランを承認。 ・米連邦控訴裁は、フランチャイズ当局にCATV網開放を義務づける権限を認めず。 ・フランスで放送法改正成立、地上デジタル放送の制度を整備。 ・BTがADSLサービス開始。 ・Bell AtlanticとGTEの合併手続が完了、Verizon Communications発足。 ・QwestによるUS West買収手続が完了。 ・米電子署名法成立。	・公正取引委員会がNTTドコモの独立を提言。 ・ソニーがブロードバンドネットワーク事業で東急と戦略的提携。 ・郵政省が、NTTドコモ、J-フォン、DDI=IDOの3グループにIMT-2000用無線局の予備免許を付与。
7月	・台湾で地上デジタル実験放送開始。 ・仏ARTが広帯域無線アクセス用周波数免許を付与。 ・欧州委員会、通信規制改革パッケージを発表。 ・WorldComとSprintが合併を断念。 ・Deutsche Telekomが独仏伊の合併事業WINDから離脱。 ・G8沖縄サミットでIT憲章を採択。 ・Deutsche Telekomが米携帯電話会社VoiceStreamの買収で合意。 ・オランダの次世代移動通信システム用周波数オークション終了、5事業者が落札。 ・欧州委員会がアメリカのsafe harbor原則によるデータ保護政策を正式承認。	・ソニーが加入者系無線アクセスサービスを開始。 ・ソニー、松下、東芝がデジタル放送による双方向サービスの技術規格統一で合意。 ・NTTドコモがイギリスの次世代携帯電話事業者Hutchison 3Gに資本参加。 ・NTTドコモがオランダKPN傘下の携帯電話持株会社KPN Mobileに15%出資。 ・電波監理審議会がCSデジタル放送とBSデジタル放送の受信機共用化を答申。 ・NTT Com及びNTTドコモがテレコムマレーシアへの出資を取り止め。 ・日米間のNTT相互接続料金問題決着、2年で約20%下げ。

	海 外	日 本
2000年 8月	- LockheedがComcastを完全買収。 - 豪TelstraがADSLサービスを開始。 - 台湾政府が中華電信株を放出(第一次)。 - BTが独Viag Interkomの株式90%を取得。 - ドイツの次世代移動通信システム用周波数オークション終了、総額994億マルク。	- JSATが東証第1部に上場。 - 電気通信審議会がアンバンドリングの相互接続約款化を答申。 - 電気通信審議会がコロケーション手続きを相互接続約款で義務づける規則改正を答申。
9月	- Oftelがユニバーサルサービス見直し諮問文書を発表。 - スウェーデンTeliaがADSLサービス開始。 - 英貿易産業省が中小企業オンライン化支援プログラムの継続を発表。 - ARTが地域網アンバンドリングに関する規則を制定。 - 低軌道衛星移動データ通信サービス事業者米ORBCOMMも会社更正法の適用を申請。 - タイ政府が国営電話会社の民営化を閣議決定。 - FCCがケーブルモデムによるインターネットサービスの規制枠組みについて検討開始。	- 本放送なみ編成のBSデジタル試験放送始まる。 - ジュピターテレコムとタイタスが統合。 - NTT Comが米インターネットソリューション企業 Verioを買収。 - NTTドコモがインターネットサービスの開発・提供でAOLと戦略的提携。 - NTTドコモがKPN Mobileとモバイルインターネット事業合併会社設立に合意。 - アナログ携帯電話サービスが完全に終了、携帯電話のデジタル化率が100%になる。 - ディレクTVが放送終了。
10月	- 香港政府が次世代移動通信システム用周波数のオークション実施を発表。 - 欧州閣僚理事会が欧州委員会の地域網アンバンドリング政策を承認。 - FCCが商用テナントビルの通信設備開放を義務付ける決定を採択。 - タイ電話会社がVoIPサービスを開始。 - FCCが国際電話サービスのタリフを免除する方針を発表。 - シンガポール政府が次世代移動通信システム用周波数をオークションで割当てる決定。 - イタリアの次世代移動通信システム用周波数オークション終了、売却額は予想の半分。 - AT&Tが事業の4分割を発表、移動体通信とCATVを手放す。	- DDI、KDD、IDOが合併、KDDIが発足。 - NTT東西地域会社に対する価格上限規制施行。 - テレビ朝日が東証第1部に新規上場、約800億円を調達。 - NTT東西地域会社が「Lモード」サービスを来春から提供すると発表。 - スカイパーフェクTV!が東証マザーズに上場。 - 富士通、東京電力、セコム、丸紅が、CATV事業支援会社設立で合意。
11月	- WorldComが企業向けサービス部門と個人向けサービス部門の分離を発表。 - BTが持株会社の下に事業を再編、リストラを加速。 - FCCが周波数の流通市場の創設及び周波数のリースを推進する方針を発表。 - FCCが宅内通信機器に関する技術規制を撤廃し、民間に委ねる決定を採択。 - Intelsatが民営化決定を正式発表。 - イギリスの広帯域固定無線アクセス用周波数オークション終了、地方が大量に売れ残る。	- DDIセルラーグループ7社が合併、auが誕生。 - 東京電力が光ファイバーの全面開放を発表。 - 書面電子化一括法成立。 - IT戦略会議でIT基本戦略を決定。 - IT基本法成立。 - NTTドコモ、台湾KGテレコムに20%出資。 - NTTドコモがAT&T Wirelessに約16%出資。
12月	- Iridiumが米国防総省と契約、衛星廃棄を免れる。 - BT加入回線で優先接続始まる。 - 英政府が通信と放送の融合に向け規制機関を一元化する方針を発表。 - 韓国情報通信省がW-CDMA事業免許を韓国通信及びSKテレコムに付与。 - スウェーデンTeliaが自国の次世代移動通信システム免許選定で落選。 - Oftelが近距離専用線の競争推進に向けた規制方針を発表。	- BSデジタル本放送始まる。 - NTTドコモがPHSによる動画配信サービスを開始。 - 郵政省が東経110度CSデジタル放送の委託放送事業者18社を認定。 - Vodafoneが日本テレコムの株式15%取得を発表。 - 電気通信審議会が新たな競争政策の在り方に関する第一次答申。 - 電気通信審議会が接続ルール見直し第一次答申、光ファイバー開放を義務付け。 - スカイパーフェクTV!など5社がCATV局向けデジタル番組配信サービス企画会社設立。

	海 外	日 本
2000年 12月		(続き) ・NTT東西地域会社がADSLの本サービスを開始。 ・NTT東西地域会社が光加入者回線を月額13,000円で試験提供開始。
2001年 1月	・AOLとTime Warnerが合併し、AOL Time Warner 発足。 ・FCCが地上デジタル放送波の再送信をCATVに当面義務付けない決定を採択。 ・FCCが地上デジタル放送への移行に関する規則を採択。 ・スウェーデンの3G移動通信事業者2社がインフラの共同構築で合意。 ・TelefonicaとPortugal Telecomがブラジルでの携帯電話事業統合で合意。	・NTT 東西地域会社が学校向けに常時接続回線の特別割引を開始。 ・1府12省庁体制発足、郵政省は総務省に統合。 ・優先接続(マイライン)登録受け付け開始。 ・KDDIがブラジルの携帯電話事業を売却。 ・政府のIT戦略本部が「e-Japan」戦略を決定。 ・NTTドコモがJava対応サービス「iアプリ」を開始。 ・NTTドコモがiモードの海外展開でソニーのプレイステーションと連携。
2月	・OfcomがBTに対する料金規制の継続を発表。 ・Vodafoneがソニーのプレイステーションと提携。 ・OfcomがBT地域網アンバンドリングの条件を決定。	・ADSLモデム売切り解禁。 ・NTT東西地域会社がiモードの提供を認可申請。 ・NTTドコモがiモードでセガと提携。 ・Vodafoneが日本テレコムの子会社になる。
3月	・米連邦控訴裁がFCCのケーブルシステム所有規則を無効とする決定。 ・FCCが国際電話サービスのタリフを免除する決定。 ・欧州委員会が3G移動通信インフラの共用を容認する方針を発表。 ・オーストラリアで3G移動通信周波数の競売実施。 ・C&Wが豪子会社をSingapore Telecomに売却。 ・FCC及びNTLAが3G用周波数帯の確保に関する最終レポートを発表。 ・Iridiumのサービス再開。	・テレビ東京やNTT東日本など7社がブロードバンドコンテンツ供給で合弁会社TX-BBを設立。 ・有線ブロードネットワークスが100MbpsのFTTHサービスを開始。 ・NTT東日本がBiportableの実験を開始。 ・個人情報保護法案を閣議決定、国会提出(成立せず)。 ・政府IT戦略本部が「e-Japan」重点計画を決定。 ・2001～2003年度の「規制改革推進3か年計画」を閣議決定。
4月	・シンガポールで3G用周波数免許を付与。 ・米広帯域無線アクセス事業者Winstarが倒産。 ・FCCがISPに特別の接続料金を適用する決定。	・NTTに光ファイバー開放を義務付ける規則施行。 ・電柱等使用に関するガイドライン施行。 ・フュージョンが一律3分20円のIP電話サービスを開始。 ・着信者課金サービスの番号ポータビリティ始まる。 ・NTTドコモが3G移動通信サービスの本提供を10月に延期。
5月	・FCCがユニバーサルサービス拠出金の算定方法見直しを開始。 ・BTがリストラ策を発表、移動通信部門は分離独立へ。 ・HutchisonとテレコムNZが3G移動通信事業で提携。 ・米広帯域無線アクセス事業者Teligentが倒産。 ・Deutsche Telekomが米携帯電話会社VoiceStream及びPowertelの買収を完了。 ・フランスの3G移動通信事業者2社確定。	・優先接続(マイライン)開始。 ・VodafoneがBTから日本テレコム株を取得し、事実上の傘下に置く。 ・三菱商事、日本テレビ、NTTドコモなどが110°CSデジタル放送プラットフォーム会社「プラット・ワン」を設立。 ・総務省がNTTに市場競争促進の自主計画提出を行政指導。 ・総務省がミリ波帯無線アクセスの基本方針改定。 ・NTTドコモが3G移動通信サービス「FOMA」の試験提供開始。
6月	・独Reg TPが3G移動通信インフラの共用ガイドラインを公表。 ・BTとDeutsche Telekomが3G移動通信インフラの共同構築で合意。 ・米連邦控訴裁がNextWaveの免許を取消したFCCの処分を破産法違反により無効とする判決。 ・AOLとAT&T Wirelessがモバイルインターネットで提携。	・光ファイバーの相互接続規則が施行。 ・KDDIが国内初のBluetooth搭載携帯電話機を発売。 ・DDIポケットがPHSにiモード通信を導入。 ・2011年までに地上アナログ放送を全廃する電波法改正が成立。 ・競争法への転換を図る電気通信事業法及びNTT法改正が成立。 ・電気通信役務利用放送法が成立。 ・政府のIT戦略本部が「e-Japan 2002」プログラムを決定。

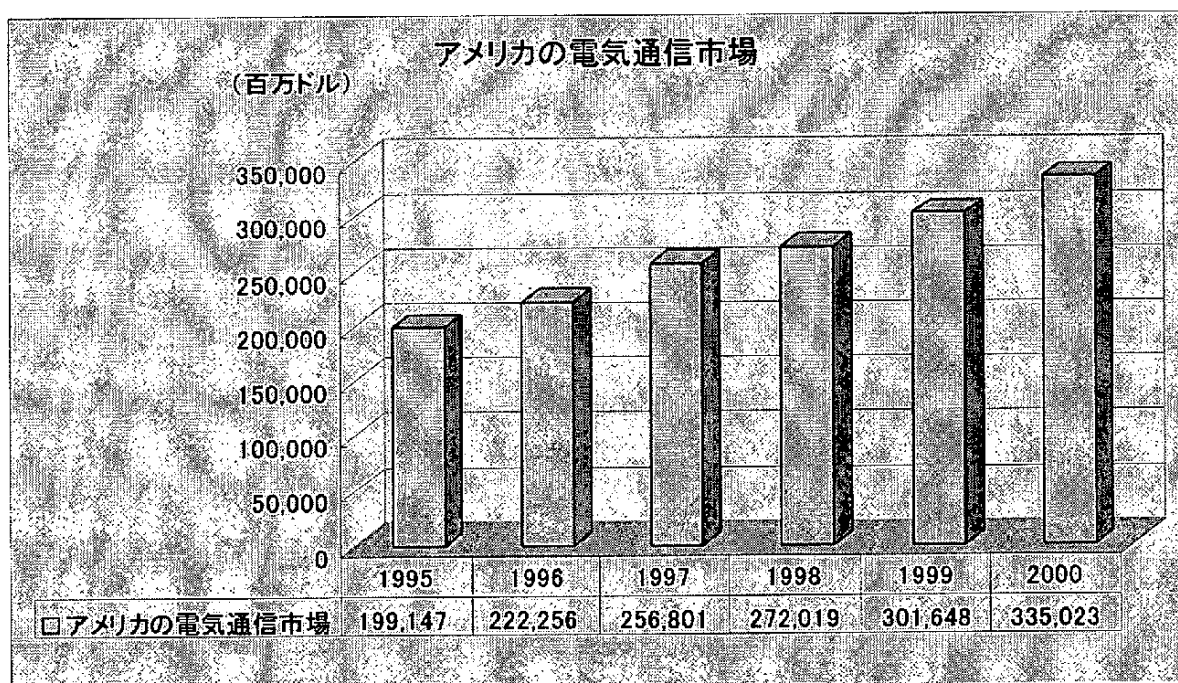
	海 外	日 本
2001年 6月		(続き) ・NTTが光サービス会社NTT-BBを設立。 ・NTT東西地域会社がLモードサービス開始。 ・NTTの資材調達に関する日米協定が終了。
7月	・AT&T WirelessがAT&Tから分離・独立。 ・FCCが2GHz帯を利用する衛星移動通信用周波数免許を8事業者に付与。 ・Intelsat民営化。 ・オランダ政府も3G移動通信用インフラの共用を容認。 ・米で国内長距離サービスのタリフ完全撤廃。	・FM東京とNTT東西地域がコンテンツ配信会社を設立。 ・J-COMが系列CATV局でBSデジタル放送の本格配信を開始。 ・情報通信審議会が接続ルール見直し第二次答申。 ・衛星デジタルラジオ放送局セント・ギガが倒産。
8月	・AT&TのLiberty Media Groupが分離・独立。 ・FCCがKa帯静止衛星通信用周波数免許を11社に付与。 ・北欧のSonera及びEnitelがノルウェーに設立した3G移動通信事業会社を清算、免許返納へ。 ・米独立系大手DSL事業者Covadが倒産。 ・韓国情報通信部が3番目の3G免許をLGテレコムのコソージアムに付与。 ・Oftelが現ユニバーサルサービス規則の継続を決定、基金は創設せず。	・JSATがPanAmSatと提携。 ・NTT東西地域会社が光IP接続サービス「Bフレッツ」の本提供開始。 ・DDIポケットが回線容量の卸売りを開始すると発表。 ・DDIポケットがPHSで完全定額制データ通信サービス開始。
9月	・Deutsche Telekomが6地域のCATV事業全てを米Liberty Mediaに売却することで合意。 ・FCCが2500-2690MHz帯を3G移動通信と共用する決定。 ・香港政府が4社に3G移動通信用周波数免許を付与。 ・韓国のSKテレコムと新世紀通信が合併に合意。	・ヤフージャパンが月額2,500円でADSLサービス開始。 ・NTTドコモが自販機とモードの連携実験を開始。 ・Vodafoneが日本テレコムのTOBを開始。 ・総務省が短期のIRUも保有とみなす運用改正。
10月	・NTIAが3G移動通信用周波数帯確定のための新しいスケジュールを発表。 ・BTとAT&Tがグローバルサービス合併事業Concertの解体・解消に合意。 ・AT&T Wirelessが固定無線アクセス事業からの撤退を発表。 ・米衛星デジタル放送2位のEchoStarが1位のHughesを買収することで合意。 ・英無線通信庁が免許不要帯域の商用通信への開放に向け調査開始。 ・仏政府が3G移動通信用周波数免許の付与条件修正、免許料を1/8に大幅減額。 ・韓国SBSが地上デジタル本放送開始。	・KDDIがauを吸収合併。 ・NTTドコモが3G移動通信サービスFOMAの本提供開始。 ・電力10社が法人向けデータ通信サービスをパワードコムに統合・一元化。 ・日本通信がDDIポケットの設備を利用し移動データ通信事業を開始、国内初のMVNO。 ・Vodafoneが日本テレコム株のTOBに成功、支配権を完全掌握。 ・総務省が「全国ブロードバンド構想」を発表。 ・NTTが市場競争促進に向けた自主的な実施計画を発表。 ・総務省がNTT東西の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン案を公表。 ・KDDIがEZwebでポータルを開放。
11月	・FCCが2003年1月からスペクトラムキャップ規制を撤廃する決定。 ・FCCがILECのネットワーク開放度を測る標準的指標作成に向けた規則制定手続を開始。 ・FCCが地上デジタル放送への移行政策を実現可能な方向に緩和。 ・BTがClear Communications社を売却、ニュージーランドから撤退。 ・BTの事業分割手続き完了、移動通信部門がmmO2として分離独立。 ・mmO2がオランダでKPN Mobileと3G移動通信インフラ共同構築で合意。	・J-Phoneグループ4社が合併し全国一社体制になる。 ・NTT東西地域がLモードのオープン化及びコンテンツ選定に関する方針案を発表。 ・NTTドコモとNokiaが3G移動通信サービス推進のための技術協力で合意。 ・NTTドコモがFOMAで動画配信サービス開始。 ・NTTが東西地域の構造改革を発表。 ・ネット上の権利侵害の賠償責任及び発信者情報開示等を定めるプロバイダー法が成立。 ・改正電気通信事業法施行により競争ガイドライン運用開始。

	海 外	日 本
2001年 11月	(続き) ・OfcomがBT及びConcertiに対する国際料金規制を大幅に緩和する方針を発表。 ・日本を含む30カ国がサイバー犯罪防止条約に署名。	・改正電気通信事業法施行により電気通信事業紛争処理委員会が発足。
12月	・Lockheed Martinが通信事業からの撤退を発表。 ・AT&Tが総額約720億ドルでケーブルシステム部門をComcastに売却することで合意。 ・mmO2がマン島で3G移動通信サービス開始。 ・仏ARTが3G移動通信システムインフラ共用ガイドラインを公表。 ・オランダのKPN Mobileがiモードの試験提供開始。	・KDDIがGPS機能や動画配信やWAP2.0装備など次世代型携帯電話サービス開始。 ・NTTドコモグループが東海及び関西でもFOMAの提供を開始。 ・NTTドコモがBluetooth搭載のPHSブラウザフォンを発売。 ・電力10社がコンテンツ調達・配信の一元化に向けた共同研究会を設置。 ・NTT Comが香港のIP接続事業者HKNetの完全子会社化を発表。 ・新規参入事業者の電柱利用を促進するための政令及び省令一部改正が施行。

IV. 資料 主な情報通信関係統計

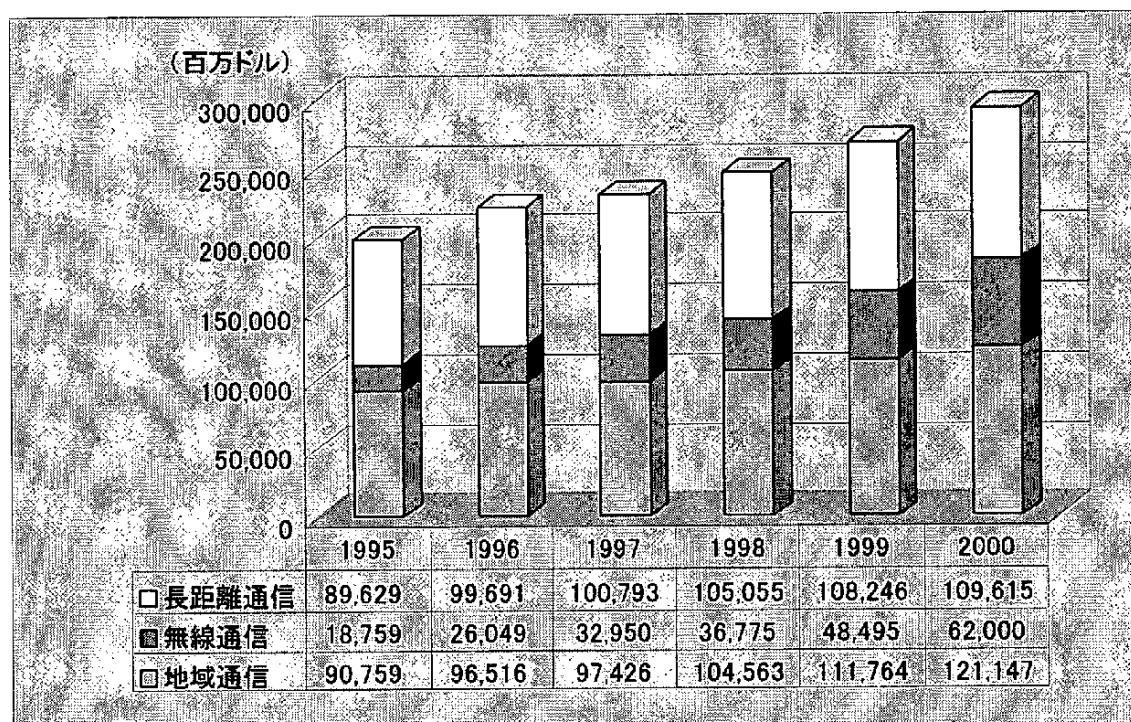
1. アメリカ

1.1 電気通信市場規模



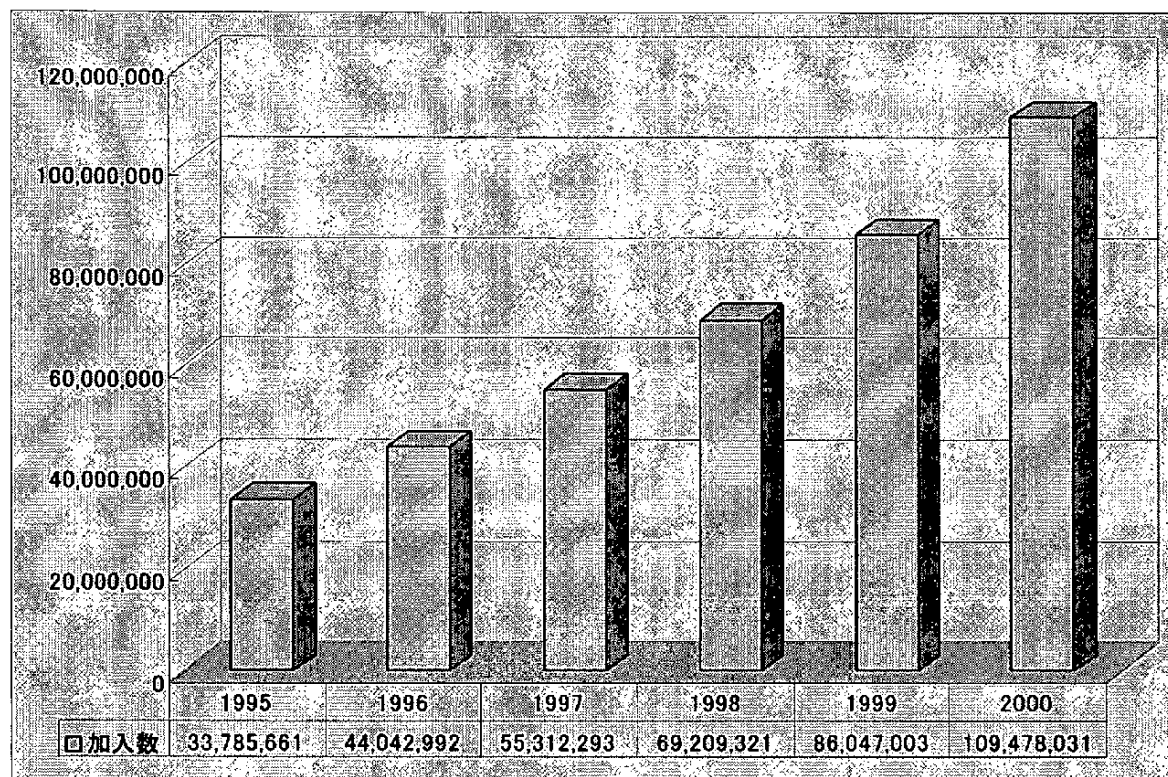
出典:FCC

1.2 事業者別通信サービス売上高



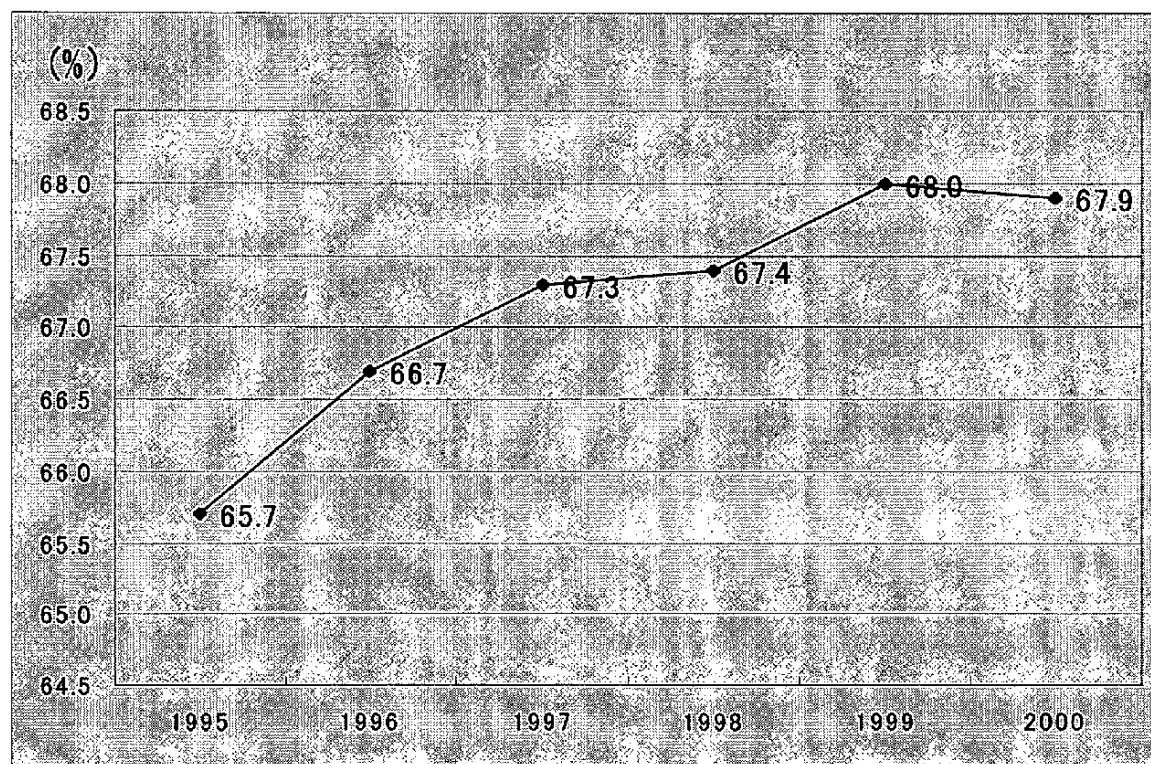
出典:FCC

1.3 移動電話サービス加入数の推移



出典：全米セルラー事業者協会

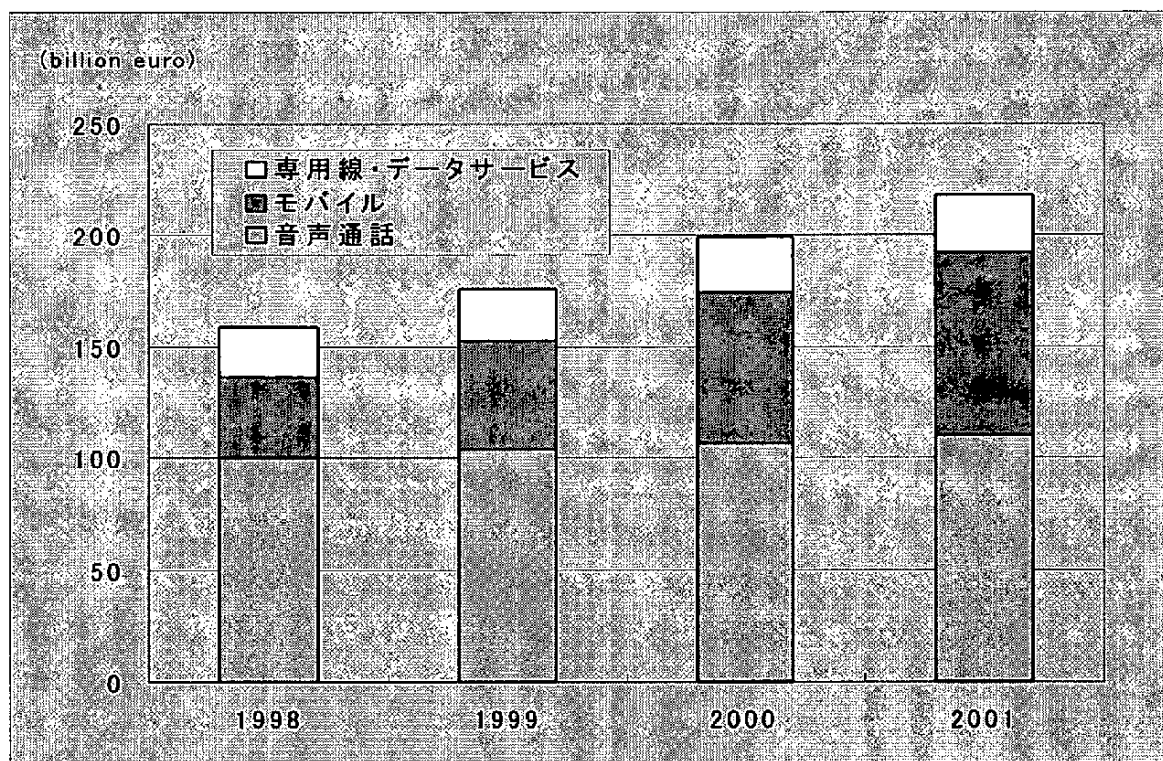
1.4 ケーブルテレビ加入率の推移



出典：全米ケーブル・電気通信事業者協会

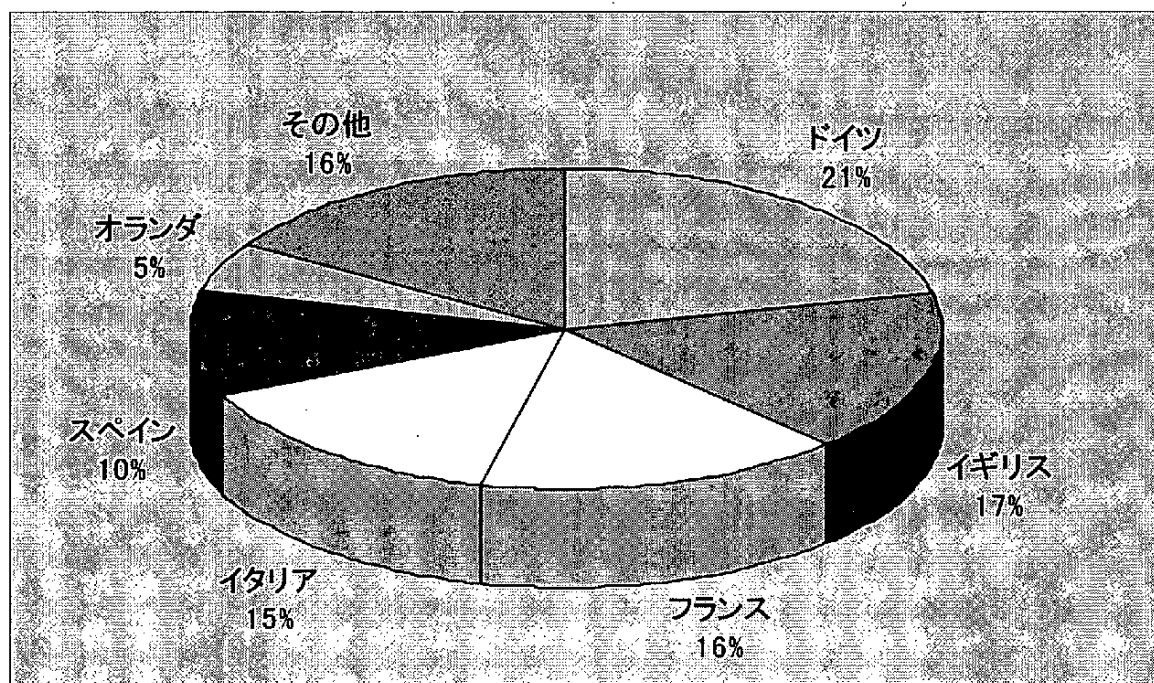
2. 欧州連合

2.1 電気通信市場規模(2001年は推測)



出典: EU

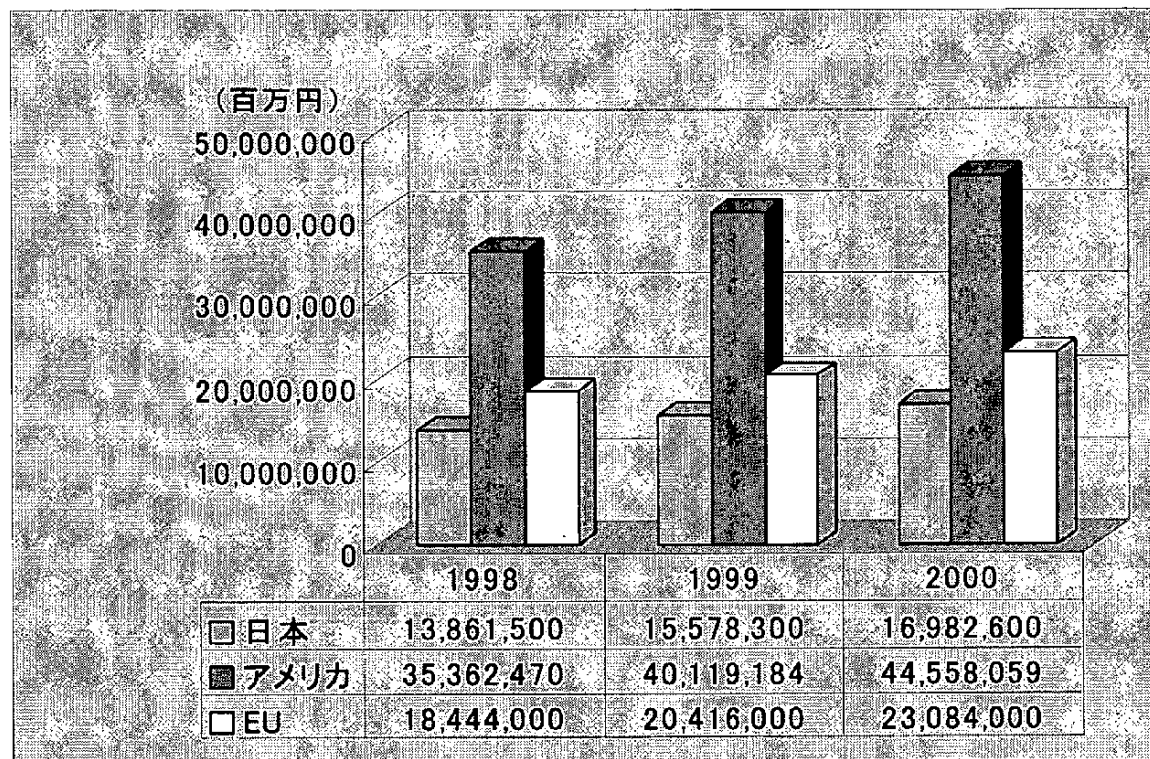
2.2 国別市場シェア



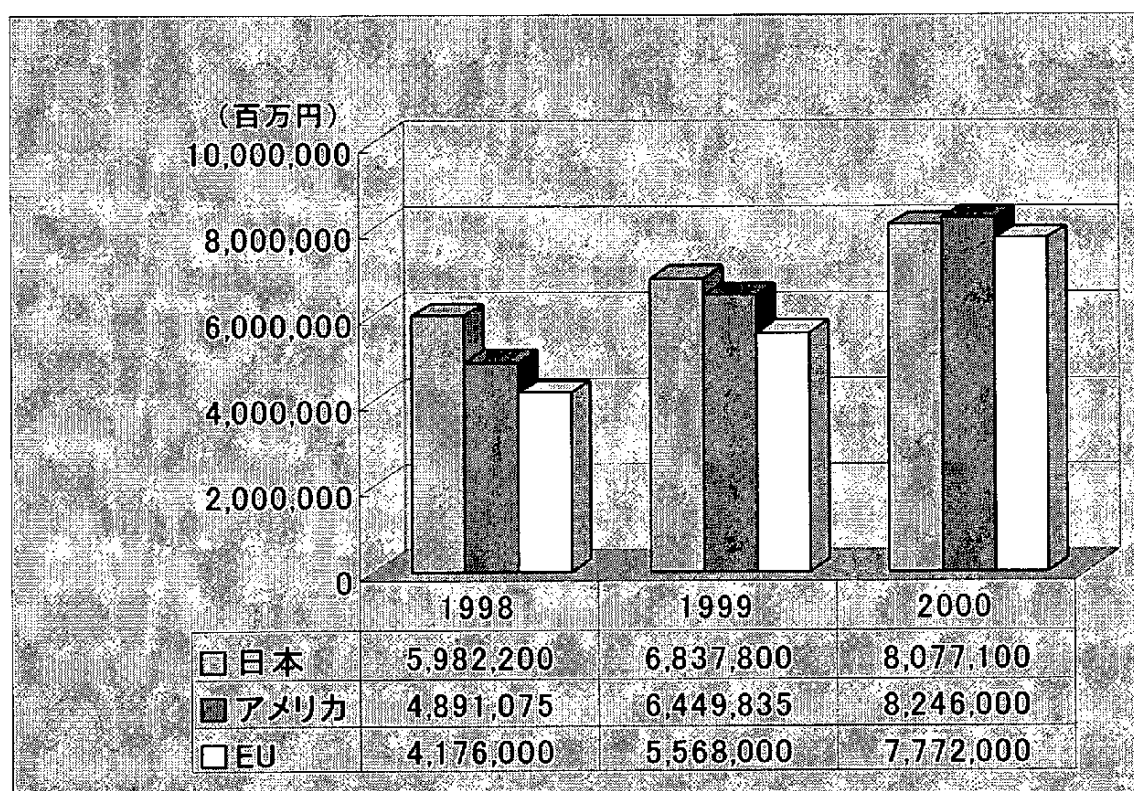
出典: EU

3. 日米欧比較(2002年3月時点の為替レートで換算)

3.1 電気通信市場規模



3.2 移動通信市場規模



— 禁 無 断 転 載 —

平成14年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
TEL (03) 3432-9381

印刷所 株式会社 タ ケ ミ 印 刷
東京都墨田区緑1丁目14番2号
TEL (03) 5624-3990

